

第三十回国会 大蔵委員会議録 第五号

昭和三十四年二月三日(火曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 早川 崇君

理事足立 篤郎君 理事小山 長規君

理事綱島 正興君 理事福田 一君

理事坊 秀男君 理事石野 久男君

理事佐藤觀次郎君 理事平岡忠次郎君

奥村又十郎君 嶋田 宗一君

進藤 一馬君 夏堀源三郎君

西村 英一君 福永 一臣君

毛利 松平君 山下 春江君

山本 勝市君 春日 一幸君

久保田鶴松君 田万 廣文君

廣瀬 勝邦君 松尾トシ子君

山下 榮二君 横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 山中 貞則君

大蔵事務官 小熊 孝次君

(主計局法規課長)

委員外の出席者

専門 員 坂井 光三君

昭和三十三年十二月二十五日

委員田中角榮君辞任につき、その補

欠として小西寅松君が議長の指名で

委員に選任された。

昭和三十四年一月二十九日

委員山下榮二君辞任につき、その補

欠として吉川兼光君が議長の指名で

委員に選任された。

二月二日

委員吉川兼光君辞任につき、その補

欠として山下榮二君が議長の指名で委員に選任された。

昭和三十四年一月二十三日

特別損害復旧特別会計法を廃止する法律案(内閣提出第三四号)

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

余価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出第三七号)

糸価安定特別会計の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出第三九号)

特定多目的ダム建設工事特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)

災害被害者に対する租税の減免、徴

取猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出第四五号)

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)(予)

株式会社再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)(予)

同月二十七日

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

同月二十八日

揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

同月二十九日

補助金等の臨時特例等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三号)

昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律案(内閣提出第五四号)(予)

一月三十一日

連合国財産の返還等に伴う損失の処

理等に関する法律案(内閣提出第九六号)

昭和三十三年十二月二十五日

揮発油税等引上げ反対に関する請願

(植木庚子郎君紹介)(第二二二号)

同(大坪保雄君紹介)(第二二三号)

同(中曾根康弘君紹介)(第二二四号)

同(阿部五郎君紹介)(第二八三号)

同(西ヶ久保重光君紹介)(第二八四号)

同(五十嵐吉蔵君紹介)(第三一七号)

同(野原正勝君紹介)(第三一八号)

同(榎兼次郎君紹介)(第三三五号)

同(廣瀬勝邦君紹介)(第三五六号)

同(山本幸一君紹介)(第三五七号)

同(保利茂君紹介)(第四一九号)

同(塚原俊郎君紹介)(第四四四号)

同(中村三之丞君紹介)(第四四五号)

同(小川半次君紹介)(第四六八号)

同(川崎末五郎君紹介)(第四六九号)

同(佐藤虎次郎君紹介)(第四七〇号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第四七一〇号)

同(原田憲吾君紹介)(第四七二二号)

同(福田勉夫君紹介)(第四七三三号)

同(福田勉夫君紹介)(第四七三三号)

同(長谷川峻君紹介)(第四一五号)

同(保科善四郎君紹介)(第四一六号)

同(岡本隆一君紹介)(第二八五号)

同(中崎敏君紹介)(第二八六号)

同(矢尾喜三郎君紹介)(第二八七号)

同(橋本正之君紹介)(第四一八号)

同(藤枝泉介君紹介)(第四四六号)

同(福田勉夫君紹介)(第四四七号)

退職金課税の減免に関する請願外五十一件(横山利秋君紹介)(第二八九号)

退職金の課税免除に関する請願(横山利秋君紹介)(第二九〇号)

同外一件(山下榮二君紹介)(第三五八号)

同(坊秀男君紹介)(第四四八号)

映画の入場税減免に関する請願外二十五件(山下榮二君紹介)(第二八八号)

同外一件(小島徹三君紹介)(第三一九号)

同外二十一件(堀昌雄君紹介)(第四二〇号)

多賀城町旧海軍工廠敷地の返還又は再補償に関する請願(菊地養之輔君紹介)(第三五三三号)

同(竹谷源太郎君紹介)(第三五四号)

同(愛知揆一君紹介)(第四一二号)

同(内海安吉君紹介)(第四一三三号)

同(大石武一君紹介)(第四一四四号)

同(長谷川峻君紹介)(第四一五五号)

同(保科善四郎君紹介)(第四一六六号)

第一類第五号 大蔵委員會議録第五号 昭和三十四年二月三日

揮発油税及び軽油引取税引上げ反対  
に関する請願(田中武夫君紹介)(第  
四一七号)

漆器の物品税撤廃に関する請願(藤  
本捨助君紹介)(第四七四号)

昭和三十四年一月二十二日  
減税に関する請願外八件(伊藤卯四  
郎君紹介)(第五一三三号)

同外十件(池田頑治君紹介)(第五一  
四号)

同外三件(岡部得三君紹介)(第五一  
五号)

同外五件(簡牛九夫君紹介)(第五一  
六号)

同外三件(田中稔男君紹介)(第五一  
七号)

同(池田頑治君紹介)(第六一三三号)

揮発油税等引上げ反対に関する請願  
(小澤貞孝君紹介)(第五一八号)

同(岡本隆一君紹介)(第五一九号)

同(佐藤虎次郎君外三名紹介)(第五  
二〇号)

同(水谷長三郎君紹介)(第五二一  
号)

同(柳田秀一君紹介)(第五二三号)

同(川崎秀二君紹介)(第六〇六号)

同(木村俊夫君紹介)(第六〇七号)

同(田村元君紹介)(第六〇八号)

同(渡海元三郎君紹介)(第六〇九  
号)

同(濱地文平君紹介)(第六一〇号)

同(山手満男君紹介)(第六一一号)

同(赤澤正道君紹介)(第六六三三  
号)

同(中井徳次郎君紹介)(第六六四  
号)

揮発油税及び軽油引取税引上げ反対  
に関する請願(五島虎雄君紹介)(第  
五二四号)

同(田中武夫君紹介)(第五二五号)

同の債権の管理等に関する法律の一  
部改正に関する請願外一件(栗原俊  
夫君外一名紹介)(第五二六号)

同月三十日

砂糖調税及び消費税率引上げ反対に  
関する請願(浅香忠雄君紹介)(第七  
二七号)

同(正力松太郎君紹介)(第七二八  
号)

減税に関する請願外三件(中島茂吉  
君紹介)(第七二九号)

同外二十九件(河野正君紹介)(第八  
二三号)

ゴルフ用具の物品税撤廃に関する請  
願外一件(古川文吉君紹介)(第七三  
〇号)

揮発油税等引上げ反対に関する請願  
(綾部健太郎君紹介)(第八二四号)

同(稻葉修君紹介)(第八二五号)

同(河本敏夫君紹介)(第八二六号)

同(小島徹三君紹介)(第八二七号)

同(小林正美君外一名紹介)(第八二  
八号)

同(小林納治君紹介)(第八二九号)

同(佐々木盛雄君紹介)(第八三〇  
号)

同(鈴木善幸君紹介)(第八三二一  
号)

同(富田健治君紹介)(第八三三二  
号)

同(永田亮一君紹介)(第八三三三  
号)

同(原健三郎君紹介)(第八三四四  
号)

同(三田村武夫君紹介)(第八三五  
号)

同(渡海元三郎君紹介)(第八九〇  
号)

同(堀川恭平君紹介)(第八九一  
号)

映画の入場税減免に関する請願外五  
件(堀昌雄君紹介)(第八五七号)

は本委員会に付託された。

昭和三十三年十二月二十五日

給与所得税軽減に関する陳情書(東  
京都千代田区丸ノ内一の二日本経営  
者団体連盟代表常任理事諸井貫一)  
(第二〇号)

事業協同組合及び事業協同組合連合  
会の法人税率引下げ等に関する陳情  
書(東京都中央区日本橋蠣殻町一  
一九全国食糧事業協同組合連合会長  
梶原茂嘉)(第六三三号)

国民金融公庫等の普通貸付資金増額  
等に関する陳情書(大分県商工会連  
合会長玉田哲三外三名)(第六四号)

テレビ受像機の物品税軽減に関する  
陳情書(東京都中央区銀座西高速度  
路ビル内日本放送連合会長原安三  
郎)(第六五号)

ラジオ受信機の物品税撤廃に関する  
陳情書(東京都中央区銀座西高速度  
路ビル内日本放送連合会長原安三  
郎)(第六六号)

揮発油消費税及び軽油引取税引上げ  
反対に関する陳情書(神戸商工会議  
所会頭岡崎真一)(第六七号)

昭和三十四年一月二十七日

葉たばこ耕作反別の特保に関する陳  
情書(長崎県議會議長水頭欽一)(第  
一一三三号)

揮発油税及び軽油引取税引上げ反  
対に関する陳情書外一件(松山市北

持田町三二愛媛県旅客自動車協会長  
宮脇先外一名)(第一二〇号)

諸物価の値上げ反対に関する陳情書  
(東京都港区芝田村町二の五全国消  
費者団体連絡会会長中林貞男)(第一  
二一〇号)

農業災害被害者の昭和三十三年課  
税減免に関する陳情書(東京都議  
議長清水長雄外九名)(第一四一  
号)

相互銀行及び信用金庫の貸出金利引  
下げに関する陳情書(日本商工会議  
所会頭足立正)(第一六四号)

揮発油消費税及び軽油引取税引上げ  
反対に関する陳情書(日本商工会議  
所会頭足立正)(第一六五号)

鍍金銅器の物品税撤廃に関する陳情  
書(新潟県燕市玉川堂玉川寛平)(第  
一六六号)

娯楽企業整備対策に関する陳情書外  
一件(山口県議會議長二木謙吾外一  
名)(第一七九号)

は本委員会に参考送付された。

特別被害復旧特別会計法を廃止する  
法律案(内閣提出第三四号)

昭和二十八年度から昭和三十三年  
までの各年度における国債整理基金  
に充てるべき資金の繰入の特例に関  
する法律の一部を改正する法律案  
(内閣提出第三五号)

交付税及び譲与税配付金特別会計法  
の一部を改正する法律案(内閣提出  
第三六号)

糸畑安定特別会計において昭和三十  
三年産の生糸及び繭を買い入れるた  
めの経費の支払財源の一部に充てる

ための一般会計から繰入金に関  
する法律案(内閣提出第三七号)

糸畑安定特別会計の一部を改正す  
る法律案(内閣提出第三八号)

漁船再保険特別会計における給与保  
険の再保険事業について生じた損失  
をうめるための一般会計から繰入  
入金に関する法律案(内閣提出第三  
九号)

特定多目的ダム建設工事特別会計法  
の一部を改正する法律案(内閣提出  
第四〇号)

産業投資特別会計法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出第四一号)

補助金等の臨時特例等に関する法律  
等の一部を改正する法律案(内閣提  
出第四二号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する  
法律案(内閣提出第四三号)

所得税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第四四号)

法人税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第四五号)

災害被害者に対する租税の減免、徴  
収猶予等に関する法律の一部を改正  
する法律案(内閣提出第四六号)

酒税法の一部を改正する法律案(内  
閣提出第四七号)

揮発油税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第四八号)

地方道路税法の一部を改正する法律  
案(内閣提出第四九号)

昭和三十三年産米穀についての所得  
税の臨時特例に関する法律案(内閣  
提出第五〇号)

昭和三十三年分の所得税の確定申告  
書の提出期限等の特例に関する法律  
案(内閣提出第五八号)(予)

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)(予)

株式会社再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)(予)

連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案(内閣提出第九六号)

○早川委員長 これより会議を開きます。

本委員会に付託に相なっており、特別減価償却特別会計法を廃止する法律案、昭和二十八年から昭和三十三年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律案、特定多目的ダム建設工事特別会計法の一部を改正する法律案、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、災害被害者に対する租税の減免、

徴収予等に関する法律の一部を改正する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、揮発油税法の一部を改正する法律案、地方道路税法の一部を改正する法律案、昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案、昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律案、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案、株式会社再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案及び連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案の二十一法律案を一括して議題といたします。

政府より提案理由の説明を求めます。大蔵政務次官山中貞則君。

特別減価償却特別会計法を廃止する法律案

特別減価償却特別会計法を廃止する法律案

特別減価償却特別会計法(昭和二十五年法律第二百七十一号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 特別減価償却特別会計の昭和三十三年度分の収入及び支出並びに昭和三十二年度及び昭和三十三年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3 特別減価償却特別会計の昭和三十三年度の出納の完結の際同会計に属する資産及び負債は、その出納の完結の際、一般会計に帰属するものとする。

4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「アルコール専売事業特別会計及び特別減価償却特別会計」を「及びアルコール専売事業特別会計」に改める。

第十四条第六号を削る。

理由

特別減価償却臨時措置法の失効に伴い、特別減価償却特別会計法を昭和三十三年度限り廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和二十八年から昭和三十三年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年から昭和三十三年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年から昭和三十三年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律(昭和二十八年法律第九号)の一部を次のように改正する。

昭和二十八年から昭和三十三年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案を提出する理由である。

昭和二十八年から昭和三十三年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案を提出する理由である。

第一条から第三条まで中「昭和三十三年度」を「昭和三十四年度」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国債の元金償還のための資金の繰入等に関する従来の特例の措置を、昭和三十四年度においても、引き続き講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

交付税及び譲与税配付金特別会計の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三百三三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の二十七・五」を「百分の二十八・五」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第四条の規定は、昭和三十四年度分の予算から適用する。

理由

一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる金額で、所得税、法人税及び酒税の収入見込額を基礎とするものの算定の基準となる割合を、昭和三十四年度以後、百分の二十八・五に引き上げることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

政府は、糸価安定特別会計において、繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)又は繭糸価格の安定に関する臨時措置法(昭和三十三年法律第六十七号)の規定により昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払の財源の一部に充てるため、

政府は、前項の規定による繰入金については、後日、この会計から、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

糸価安定特別会計の運営を円滑にするため、同会計において繭糸価格安定法等の規定により昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払の財源の一部に充てるため

必要な資金を、昭和三十四年度において、一般会計から繰り入れることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

余価安定特別会計法の一部を改正する法律案

余価安定特別会計法の一部を改正する法律案

余価安定特別会計法（昭和二十六年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十一号中「七十億円」を「二百七十五億円」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

理由

余価安定特別会計の運営を円滑にするため、同会計において負担することができず、一時借入金及び借入金金の限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に關する法律案

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に關する法律案

政府は、漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第三條第一項の給与保険の再保険事業

について昭和三十二年及び昭和三十三年に於ける保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるため、昭和三十四年度において、一般会計から、三千二百五十万円を限り、漁船再保険特別会計の給与保険勘定に繰り入れることができる。

この法律は、公布の日から施行する。

理由

漁船乗組員給与保険法による給与保険の再保険事業に係る保険事故が異常に発生したことに伴い漁船再保険特別会計に生じた損失をうめるため、昭和三十四年度において、必要な資金を一般会計から繰り入れることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定多目的ダム建設工事特別会計の一部を改正する法律案

特定多目的ダム建設工事特別会計の一部を改正する法律案

特定多目的ダム建設工事特別会計法（昭和三十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下）「多目的ダム建設工事」といふ。」の下に「並びにこれらの工事の施行上密接な関連のある工事で国が委託に基づき施行するもの（以下「受託工事」といふ。）」を加える。

第三条中「受益者負担金」の下に「受託工事に係る納付金」を、「多目的ダム建設工事に要する費用」の下

に「受託工事に要する費用」を加える。

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第一条及び第三条の規定は、昭和三十四年度の予算から適用する。

特定多目的ダム建設工事特別会計において、多目的ダム建設工事の施行上密接な関連のある工事で国が委託に基づき施行するものに関する経理を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計法（昭和二十八法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「受入金」の下に、「附則第十三項の規定による一般会計からの繰入金」を加える。

第三条中「資金への繰入金に相当する額」の下に「及び附則第十三項の規定による一般会計からの繰入金」を加える。

附則中第十三項以下を一項ずつ繰り下げ、第十二項の次に次の一項を加える。

政府は、昭和三十四年度において、一般会計から、五十億円を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

この法律は、公布の日から施行する。

理由

産業投資特別会計の投資の財源の一部に充てるため、昭和三十四年度において、経済基盤強化資金から一般会計に受け入れた金額の一部をこの会計に繰り入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

補助金等の臨時特例等に関する法律等の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律等の一部を改正する法律案

第一条 補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条 削除

附則第九項中「昭和三十四年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に、「昭和三十四年度分」を「昭和三十四年度分」に改める。

（精神衛生法の一部改正）

第二条 精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「その設置及び運営に要する経費に対して、政令の定めるところにより、その二分の一」を「政令の定めるところにより、その設置に要する経費については二分の一、その運営に要する経費については三分の一」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中補助金等の臨時特例等に関する法律第二条、第三条及び第五条の改正規定は、社会教育法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第 号）による社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第三十五条及び第三十六条、図書館法（昭和二十五年法律第十八号）第二十条及び第二十一条並びに博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十四条及び第二十五条の改正規定の施行の日から、第一条中補助金等の臨時特例等に関する法律第十条の改正規定並びに第二条及び附則第二項の規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。

昭和二十九年分分から昭和三十三年分までの予算に係る精神衛生相談所の運営に要する経費に対する補助金については、なお従前の例による。

3 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「昭和三十三年度」を「昭和三十四年度」に改める。

理由

補助金等に関する昭和三十三年までの特例の措置を、補助率を若干改める精神衛生法に基く補助金等に關するものを除くほか、昭和三十四年度においても引き続き講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

理由

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三百八十八億円」を「四百五十八億円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

日本輸出入銀行の業務の円滑な運営に資するため、その資本金を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号を次のように改める。

二 株式を発行する法人が、利益の全部若しくは一部をもつて株式の消却をなし、又は法人税法

第十六条に規定する積立金額の全部若しくは一部を資本に組み入れた場合において、その消却した株式に対応する資本の金額（株式の消却に充てた利益の金額が当該株式に対応する資本の金額に満たない場合には、当該利益の金額）又は資本に組み入れた積立金額のうち、その消却の時に消却しなかつた株式を有する株主又は組入の時に消却する株主の有する株式に対応する部分の金額

第八条第一項中「合計額」の下に「（以下合計所得金額という。）」を加え、同条第二項中「不具者」を「障害者」に、「めくら」を「失明者」に改め、同条第四項ただし書を削り、同条第五項第二号中「第九条乃至第九条の三の規定により計算した総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額」を「合計所得金額」に改め、同条第八項中「不具者」を「障害者」に改める。

第九条第一項第三号中「第四号」の下に「又は第八号」を加え、同項第六号を次のように改める。

六 一時恩給及び退職給与並びにこれらの性質を有する給与（以下退職所得という）は、その年中の収入金額から、左に定めるところにより計算した金額を控除した金額の十分の五に相当する金額

イ 命令で定めるところにより計算した勤続年数に三万円（勤続年数のうち年齢が四十四歳をこえ五十歳に達するまでの在職期間に対応する年数については四万円、五十歳をこえる在職期間に対応する年数については五万円とする。）を乗ずる。

ロ その年の退職所得の収入金額がイの規定により計算した金額をこえ、かつ、当該金額が二十万円に満たない場合には、二十万円（当該退職所得の収入金額が二十万円に満たないときは、当該収入金額）とする。

ハ その年の前年以前四年内における支給に係る退職所得（以下ニにおいて前の退職所得という。）があり、当該退職所得の収入金額が当該退職所得につきイの規定により計算した金額に満たない場合又は当該退職所得につきロ（二）の規定の適用があるときは、（二）の規定を適用することにより増額される金額がある場合には、命令の定めるところにより

り、その満たない部分の金額又は増額される部分の金額をその年の退職所得につきイの規定により計算した金額に加算し、又はこれから控除する。

ニ その年の退職所得の収入金額がイ又はハの規定により計算した金額をこえる場合において、前の退職所得があり、かつ、その年の退職所得についてイ又はハの規定により計算した金額と前の退職所得についてイからこのニまでの規定により計算した金額（当該前の退職所得の収入金額が当該計算した金額に満たないときは、当該収入金額。以下このニにおいて前の控除金額という。）との合計額が二十万円に満たないときは、二十万円から当該前の控除金額を控除した金額（その年の退職所得の収入金額が当該控除した金額に満たないときは、当該収入金額）とする。

ホ イ又はハの規定により計算した金額が百万円をこえる場合には、百万円とする。

ヘ 障害者になつたことに直接基因して退職したと認められる場合で命令で定める場合には、イ、ハ又はホの規定により計算した金額に五十万円を加算する。

第九条第一項第八号中「前号」を「地上権の設定その他の契約により他人をして不動産を長期間使用させる場合のうち命令で定める場合においてその対価として一時に取得する所得を含み、前号」に改め、同条第二項中「社会保険制度」を削り、「命令で定めるこれらに類するものをいふ。」を「これらに類する制度」に、「給付は」を「給付で命令で定めるものは」に改める。

第九条の三第二項中「変動所得の金額又は」を削り、「損失の金額」の下に「又は第九条の四第六項に規定する被災たな卸資産の損失の金額」を加える。

第九条の四第三項中「変動所得の計算上の損失の金額」の下に「若しくは被災たな卸資産の損失の金額」を加え、同条に次の一項を加える。

第三項において被災たな卸資産の損失の金額とは、震災、風水害、火災その他命令で定める災害に因る商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他命令で定める資産の損失の金額（保険金、損害賠償金等に因り補てんされた金額を除く。）で変動所得の計算上の損失の金額に該当しないものをいう。

第十一条の四中「これらに類する災害」を「命令で定める災害」に改める。

第十一条の八第一項各号を次のように改める。

一 扶養親族が一人である場合  
七万円(その居住者に合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)

二 扶養親族が一人をこえる場合  
前号に掲げる金額にそのこえる扶養親族一人ごとに三万円を加算して得た金額

第十一条の八第二項中「第一条第一項の規定に該当する」を削り、「納税義務者」を「居住者」に改め、同項各号を次のように改める。

一 第一順位の扶養親族 七万円  
(当該扶養親族を自己の扶養親族とする居住者に合計所得金額が五万円をこえる配偶者があるときは、五万円)

二 第二順位以下の扶養親族 三万円  
第十三条第一項中「五万円」を「十万円」に改める。

第十四条の見出しを(変動所得又は臨時所得がある場合の税額の計算)に改め、同条各号列記以外の部分中「が総所得金額の百分の二十以上である場合」を削り、「こえる場合に限る。」を「こえる場合の変動所得の金額に限る。」及び役務の提供を約することにより一時に取得する契約金に係る所得その他の所得で臨時に発生するものうち命令で定めるもの(以下臨時所得という。)の金額の合計額が総所得金額の百分の二十以上である場合」に改め、同条第一号

中「控除した金額をいう。」の下に「及び臨時所得の金額の合計額(以下変動所得の超過額等という。)」を加え、「超過額の百分の一」を「超過額等の百分の一」に、「超過額に満たない」を「超過額等に満たない」に改め、同条第二号中「超過額」を「超過額等」に改める。

第十五条の二の見出しを「障害者控除」に改め、同条第一項中「不具者」を「障害者」に改め、同条第二項中「不具者である」を「障害者である」に改め、「(当該不具者が遺族等援護法第七条の規定による障害年金を受ける者である場合には、七千円)」を削り、「不具者控除額」を「障害者控除額」に改める。

第十五条の三(当該老年者が遺族等援護法第二十三条の規定による遺族年金を受ける者である場合には、七千円)を削る。

第十五条の四(当該寡婦が遺族等援護法第二十三条の規定による遺族年金を受ける者である場合には、七千円)を削る。

第十五条の五(当該勤労学生が老年者又は寡婦でない場合において、遺族等援護法第二十三条の規定による遺族年金を受ける者であるときは、七千円)を削る。

第十八条第四項中「該当する法人」の下に「(法人税法第五条の四第一項に規定する法人を除く。)」を加える。

第二十一条の二第一項中「又は雑所得」を、雑所得又はこれに該当しない臨時所得」に改める。

第二十二條の二第五項中「不具者控除額」を「障害者控除額」に改める。

第二十三條第五項第二号中「変動所得の金額の下に「臨時所得の金額」を加え、「超過額」を「超過額等」に改め、同項第七号中「変動所得に係る」を削り、同項第八号中「不具者控除額」を「障害者控除額」に改める。

第二十五条第二項及び第二十五条の四第一項中「不具者控除額」を「障害者控除額」に改める。

第二十六条第一項中「総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額(第九条の四の規定を適用しないで計算した金額による。)」を「合計所得金額」に改め、同条第三項第二号及び第四号中「変動所得の金額」の下に、「臨時所得の金額」を加え、「超過額」を「超過額等」に改め、同項第九号中「変動所得に係る」を削り、同項第十号中「不具者控除額」を「障害者控除額」に改め、同項第十一号中「又は変動所得」を「変動所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得」に、「雑所得に係る」を「雑所得又はこれに該当しない臨時所得に係る」に改め、同条第四項中「第十一条の七」を「第九条第一項第六号又は第十一条の七」に改め、「命令の定めるところにより」の下に、「第九条第一項第六号への規定に該当すること

を証する書類又は」を加え、「同条」を「第十一条の七」に改める。  
第二十六条の二第一項第八号中「不具者控除額」を「障害者控除額」に改める。  
第二十七條第七項中「第二十二條の二第五項」の下に、「及び第二十五条の三」を加え、「及び第二十五条第四項」を並びに第二十五条第三項及び第四項」に改める。  
第二十八條中「不具者控除額」を「障害者控除額」に改める。  
第二十九條第六項中「不具者控除額」を「障害者控除額」に改め、同条第七項中「事業等」を「事業」に改める。  
第三十四條の二の見出し中「事業等」を「事業」に改める。  
第三十七條中「支払の際」の下に「(配当所得については、その支払の確定した日から一年を経過した日まで支払がなされないときは、当該一年を経過した日において)」を加える。  
第三十八條第一項第一号中「不具者の有無」を「障害者の有無」に、「申告された不具者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうか又は遺族等援護法第七条の規定による障害年金を受ける不具者若しくは同法第二十三条の規定による遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうか又は同法第二十三条の規定による遺族年金を受けける老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうか又は別表第三の月額表又は日額表の各甲欄」を「障害者、老年者、寡婦又は勤労学生として申告された

者であるかどうかに応じ、別表第三の月額表又は日額表の各甲表の甲欄(扶養親族及び合計所得金額の見積額が五万円をこえる配偶者を有することを申告した者(以下乙表適用者という。))については、各乙表」に改め、同項第二号及び第三号中「不具者の有無」を「障害者の有無」に、「申告された不具者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうか又は遺族等援護法第七条の規定による障害年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である旨を申告された者であるかどうか」に改め、同項第三の月額表又は日額表の各甲欄」を「障害者、老年者、寡婦又は勤労学生として申告された者であるかどうか」に改め、別表第三の月額表の甲表の甲欄(乙表適用者については、乙表)」に

者であるかどうかに応じ、別表第三の月額表又は日額表の各甲表の甲欄(扶養親族及び合計所得金額の見積額が五万円をこえる配偶者を有することを申告した者(以下乙表適用者という。))については、各乙表」に改め、同項第二号及び第三号中「不具者の有無」を「障害者の有無」に、「申告された不具者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうか又は遺族等援護法第七条の規定による障害年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である旨を申告された者であるかどうか」に改め、同項第三の月額表又は日額表の各甲欄」を「障害者、老年者、寡婦又は勤労学生として申告された者であるかどうか」に改め、別表第三の月額表の甲表の甲欄(乙表適用者については、乙表)」に

者であるかどうかに応じ、別表第三の月額表又は日額表の各甲表の甲欄(扶養親族及び合計所得金額の見積額が五万円をこえる配偶者を有することを申告した者(以下乙表適用者という。))については、各乙表」に改め、同項第二号及び第三号中「不具者の有無」を「障害者の有無」に、「申告された不具者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうか又は遺族等援護法第七条の規定による障害年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である旨を申告された者であるかどうか」に改め、同項第三の月額表又は日額表の各甲欄」を「障害者、老年者、寡婦又は勤労学生として申告された者であるかどうか」に改め、別表第三の月額表の甲表の甲欄(乙表適用者については、乙表)」に

改め、同項第五号中「別表第三の各乙欄」を「別表第三の月額表又は日額表の各甲表の乙欄」に、「月額表乙欄」を「月額表の甲表の乙欄」に、「日額表乙欄」を「日額表の甲表の乙欄」に改め、同項第六号中「日額表丙欄」を「日額表の甲表の丙欄」に改め、同項第七号ハ中「月額表甲欄」を「月額表の甲表の甲欄」に改め、同項第七号ニ中「月額表乙欄」を「月額表の甲表の乙欄」に改め、同条第四項中「その者の扶養親族が三人以下である場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同項第三号に掲げる扶養親族があるとき又はその扶養親族が三人をこえる場合において同項第一号に掲げる扶養親族がないとき、同項第二号に掲げる扶養親族がないとき若しくは同号に掲げる扶養親族が一人であるとき」を「同項第一号に掲げる第一順位の子を扶養親族がないとき」に改め、同項段後を次のように改める。

この場合においては、左に定めるところによる。

第三十八条第四項に第一号及び第二号として次のように加える。

一 第一項第一号から第四号まで又は第七号ハの規定に該当するときは、これらの規定に準じ、かつ、別表第三の月額表又は日額表の各甲表の甲欄により扶養親族がないものとして求めた税額から、申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族一人につき別表第三の月額表による場合に

は三百八十円、別表第三の日額表による場合には十二円を控除した金額を、それぞれこれらの規定に規定する別表第三の月額表又は日額表の各甲表の甲欄又は各乙表に掲げる税額とみなして計算した税額

二 第一項第七号イの規定に該当するときは、同号イの規定に準じ、かつ、別表第四の甲欄により扶養親族がないものとして求めた率を同号イに規定する別表第四の甲欄により求めた率とみなして計算した税額

第三十八条の二第一項第一号中「その年中の支給に係る他の退職所得の支払を前に受けたことがない」と「その時までにその年中の支給に係る他の退職所得がない」と、「二十万円（命令で定めるところにより計算した勤続年数が十年をこえる場合には、そのこえる年数を二万円に乘じて得た額を加算した金額（当該金額が五十万円をこえることとなるときは、五十万円）とする。以下第二号において退職所得の特別控除額」といふ。）を「退職所得の特別控除額」に改め、同項第二号中「その年中の支給に係る他の退職所得の支払を前に受けたことがない」と「その時までにその年中の支給に係る他の退職所得がある」とに、「前に支払がなされた」とを「前の支給に係る」とに改め、同条に次の一項を加える。

第一項各号において、退職所得の特別控除額とは、同項の規定により所得税を徴収すべき退職所得の支給を受けるべき時までの状況により、退職所得の金額の計算上退職所得の収入金額から控除すべき金額として第九条第一項第六号イからへまでに定めるところにより計算した金額をいう。

第三十九条第一項中「又は不具者」を「又は障害者」に改め、「氏名」の下に、「配偶者及び扶養親族を有し、かつ、配偶者の合計所得金額の見積額が五万円をこえる場合には、その旨」を加え、「不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合にはその事実、自己が遺族等援護法第七条の規定による障害年金を受ける不具者である場合又は同法第二十三条の規定による遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である」と「障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である」を「障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である」に改め、同条第四項中「の規定（第十一條の七の規定に係る部分に限る。）を（第十一條の七の規定に係る部分に限る。）の規定」に改め、同条第五項中「支払の時」を「支給を受けるべき時」に改め、「の支払を受けたこと」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第二十六条第四項（第九条第一項第六号へ）の規定に係る部分に限る。）の規定を準用する。

第四十条第一項第二号中「及び順位」を、「順位その他の事項」に、「不具者の有無」を「障害者の有無」に、「不具者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうか又は遺族等援護法第七条の規定による障害年金を受ける不具者若しくは同法第二十三条の規定による遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である旨を申告された者」を「障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に改める。

第四十一条に次の二項を加える。

第一項の規定は、この法律の施行地に事業を有する非居住者で同法の施行地に支店、出張所、事務所又はこれらに準ずるものを有しその他命令の定める要件を備えていものが第一條第二項第六号から第九号までに規定する所得の支払を受ける場合において、当該非居住者が、命令の定めるところにより、その申請に基づきこれらの要件を備えた者である旨の政府の証明書の交付を受け、当該証明書をこれらの所得の支払をなす者に提出したときは、当該証明書が効力を有している間に支払われたこれらの所得については、これを適用しない。

第十八条第五項及び第六項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第四十九條第四項第二号中「再調査の請求があつた日」を「税務署長に

対し再調査の請求をなした日」に改める。

第六十一条第一項第七号中「対価」の下に「（第九條第一項第八号に規定する命令で定める場合において取得する対価を含む。）を加える。

第六十一条の三の見出しを「（株式の消却等の場合の通知）」に改め、同条第一項中「当該法人の下に」利益をもつて株式の消却をなし、又は」を加え、「組入」を「消却又は組入」に改め、「社員又は出資者」を削り、「資本に組み入れた金額を株式又は出資」を「消却した株式に対応する資本の金額（株式の消却に充てた利益の金額が当該株式に対応する資本の金額に満たない場合には、当該利益の金額）又は資本に組み入れた積立金額を株式」に改め、「又は出資一口」を削る。

第六十二条第一項第三号中「不具者」を「障害者」に改め、「及び遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるかどうか」を削る。

第七十条第一号中「第十八条第四項」の下に「若しくは第四十一条第三項」を加え、「同項」を「これらの規定」に、「同条第五項」を「第十八条第五項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）」に改める。

別表第一から別表第六まで（別表第六の附表を除く。）を次のように改める。

別表第一 所得税の簡易税額表 (第十五条第一項及び第四項の規定による所得税額表)

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合		課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合		課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	
以上	未満		以上	未満	以上	未満		以上	未満	以上	未満			
円 500	円未満	0	0	円 22,500	円 23,000	円 2,250	10	円 60,000	円 61,000	円 6,000	10			
500	1,000	50	10	23,000	23,500	2,300	10	61,000	62,000	6,100	10			
1,000	1,500	100	10	23,500	24,000	2,350	10	62,000	63,000	6,200	10			
1,500	2,000	150	10	24,000	24,500	2,400	10	63,000	64,000	6,300	10			
2,000	2,500	200	10	24,500	25,000	2,450	10	64,000	65,000	6,400	10			
2,500	3,000	250	10	25,000	25,500	2,500	10	65,000	66,000	6,500	10			
3,000	3,500	300	10	25,500	26,000	2,550	10	66,000	67,000	6,600	10			
3,500	4,000	350	10	26,000	26,500	2,600	10	67,000	68,000	6,700	10			
4,000	4,500	400	10	26,500	27,000	2,650	10	68,000	69,000	6,800	10			
4,500	5,000	450	10	27,000	27,500	2,700	10	69,000	70,000	6,900	10			
5,000	5,500	500	10	27,500	28,000	2,750	10	70,000	71,000	7,000	10			
5,500	6,000	550	10	28,000	28,500	2,800	10	71,000	72,000	7,100	10			
6,000	6,500	600	10	28,500	29,000	2,850	10	72,000	73,000	7,200	10			
6,500	7,000	650	10	29,000	29,500	2,900	10	73,000	74,000	7,300	10			
7,000	7,500	700	10	29,500	30,000	2,950	10	74,000	75,000	7,400	10			
7,500	8,000	750	10	30,000	31,000	3,000	10	75,000	76,000	7,500	10			
8,000	8,500	800	10	31,000	32,000	3,100	10	76,000	77,000	7,600	10			
8,500	9,000	850	10	32,000	33,000	3,200	10	77,000	78,000	7,700	10			
9,000	9,500	900	10	33,000	34,000	3,300	10	78,000	79,000	7,800	10			
9,500	10,000	950	10	34,000	35,000	3,400	10	79,000	80,000	7,900	10			
10,000	10,500	1,000	10	35,000	36,000	3,500	10	80,000	81,000	8,000	10			
10,500	11,000	1,050	10	36,000	37,000	3,600	10	81,000	82,000	8,100	10			
11,000	11,500	1,100	10	37,000	38,000	3,700	10	82,000	83,000	8,200	10			
11,500	12,000	1,150	10	38,000	39,000	3,800	10	83,000	84,000	8,300	10			
12,000	12,500	1,200	10	39,000	40,000	3,900	10	84,000	85,000	8,400	10			
12,500	13,000	1,250	10	40,000	41,000	4,000	10	85,000	86,000	8,500	10			
13,000	13,500	1,300	10	41,000	42,000	4,100	10	86,000	87,000	8,600	10			
13,500	14,000	1,350	10	42,000	43,000	4,200	10	87,000	88,000	8,700	10			
14,000	14,500	1,400	10	43,000	44,000	4,300	10	88,000	89,000	8,800	10			
14,500	15,000	1,450	10	44,000	45,000	4,400	10	89,000	90,000	8,900	10			
15,000	15,500	1,500	10	45,000	46,000	4,500	10	90,000	92,000	9,000	10			
15,500	16,000	1,550	10	46,000	47,000	4,600	10	92,000	94,000	9,200	10			
16,000	16,500	1,600	10	47,000	48,000	4,700	10	94,000	96,000	9,400	10			
16,500	17,000	1,650	10	48,000	49,000	4,800	10	96,000	98,000	9,600	10			
17,000	17,500	1,700	10	49,000	50,000	4,900	10	98,000	100,000	9,800	10			
17,500	18,000	1,750	10	50,000	51,000	5,000	10	100,000	102,000	10,000	10			
18,000	18,500	1,800	10	51,000	52,000	5,100	10	102,000	104,000	10,300	10			
18,500	19,000	1,850	10	52,000	53,000	5,200	10	104,000	106,000	10,600	10			
19,000	19,500	1,900	10	53,000	54,000	5,300	10	106,000	108,000	10,900	10			
19,500	20,000	1,950	10	54,000	55,000	5,400	10	108,000	110,000	11,200	10			
20,000	20,500	2,000	10	55,000	56,000	5,500	10	110,000	112,000	11,500	10			
20,500	21,000	2,050	10	56,000	57,000	5,600	10	112,000	114,000	11,800	10			
21,000	21,500	2,100	10	57,000	58,000	5,700	10	114,000	116,000	12,100	10			
21,500	22,000	2,150	10	58,000	59,000	5,800	10	116,000	118,000	12,400	10			
22,000	22,500	2,200	10	59,000	60,000	5,900	10	118,000	120,000	12,700	10			

(二)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(イ)の(イ) に対する 割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
120,000	122,000	13,000	10	210,000	213,000	27,000	12	345,000	348,000	54,000	15
122,000	124,000	13,300	10	213,000	216,000	27,600	12	348,000	351,000	54,600	15
124,000	126,000	13,600	10	216,000	219,000	28,200	13	351,000	354,000	55,200	15
126,000	128,000	13,900	11	219,000	222,000	28,800	13	354,000	357,000	55,800	15
128,000	130,000	14,200	11	222,000	225,000	29,400	13	357,000	360,000	56,400	15
130,000	132,000	14,500	11	225,000	228,000	30,000	13	360,000	363,000	57,000	15
132,000	134,000	14,800	11	228,000	231,000	30,600	13	363,000	366,000	57,600	15
134,000	136,000	15,100	11	231,000	234,000	31,200	13	366,000	369,000	58,200	15
136,000	138,000	15,400	11	234,000	237,000	31,800	13	369,000	372,000	58,800	15
138,000	140,000	15,700	11	237,000	240,000	32,400	13	372,000	375,000	59,400	15
140,000	142,000	16,000	11	240,000	243,000	33,000	13	375,000	378,000	60,000	16
142,000	144,000	16,300	11	243,000	246,000	33,600	13	378,000	381,000	60,600	16
144,000	146,000	16,600	11	246,000	249,000	34,200	13	381,000	384,000	61,200	16
146,000	148,000	16,900	11	249,000	252,000	34,800	13	384,000	387,000	61,800	16
148,000	150,000	17,200	11	252,000	255,000	35,400	14	387,000	390,000	62,400	16
150,000	152,000	17,500	11	255,000	258,000	36,000	14	390,000	394,000	63,000	16
152,000	154,000	17,800	11	258,000	261,000	36,600	14	394,000	398,000	63,800	16
154,000	156,000	18,100	11	261,000	264,000	37,200	14	398,000	402,000	64,600	16
156,000	158,000	18,400	11	264,000	267,000	37,800	14	402,000	406,000	65,400	16
158,000	160,000	18,700	11	267,000	270,000	38,400	14	406,000	410,000	66,200	16
160,000	162,000	19,000	11	270,000	273,000	39,000	14	410,000	414,000	67,000	16
162,000	164,000	19,300	11	273,000	276,000	39,600	14	414,000	418,000	67,800	16
164,000	166,000	19,600	11	276,000	279,000	40,200	14	418,000	422,000	68,600	16
166,000	168,000	19,900	11	279,000	282,000	40,800	14	422,000	426,000	69,400	16
168,000	170,000	20,200	12	282,000	285,000	41,400	14	426,000	430,000	70,200	16
170,000	172,000	20,500	12	285,000	288,000	42,000	14	430,000	434,000	71,000	16
172,000	174,000	20,800	12	288,000	291,000	42,600	14	434,000	438,000	71,800	16
174,000	176,000	21,100	12	291,000	294,000	43,200	14	438,000	442,000	72,600	16
176,000	178,000	21,400	12	294,000	297,000	43,800	14	442,000	446,000	73,400	16
178,000	180,000	21,700	12	297,000	300,000	44,400	14	446,000	450,000	74,200	16
180,000	182,000	22,000	12	300,000	303,000	45,000	15	450,000	454,000	75,000	16
182,000	184,000	22,300	12	303,000	306,000	45,600	15	454,000	458,000	75,800	16
184,000	186,000	22,600	12	306,000	309,000	46,200	15	458,000	462,000	76,600	16
186,000	188,000	22,900	12	309,000	312,000	46,800	15	462,000	466,000	77,400	16
188,000	190,000	23,200	12	312,000	315,000	47,400	15	466,000	470,000	78,200	16
190,000	192,000	23,500	12	315,000	318,000	48,000	15	470,000	474,000	79,000	16
192,000	194,000	23,800	12	318,000	321,000	48,600	15	474,000	478,000	79,800	16
194,000	196,000	24,100	12	321,000	324,000	49,200	15	478,000	482,000	80,600	16
196,000	198,000	24,400	12	324,000	327,000	49,800	15	482,000	486,000	81,400	16
198,000	200,000	24,700	12	327,000	330,000	50,400	15	486,000	490,000	82,200	16
200,000	202,000	25,000	12	330,000	333,000	51,000	15	490,000	494,000	83,000	16
202,000	204,000	25,400	12	333,000	336,000	51,600	15	494,000	498,000	83,800	16
204,000	206,000	25,800	12	336,000	339,000	52,200	15	498,000	502,000	84,800	16
206,000	208,000	26,200	12	339,000	342,000	52,800	15	502,000	506,000	85,500	17
208,000	210,000	26,600	12	342,000	345,000	53,400	15	506,000	510,000	86,500	17

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
510,000	514,000	87,500	17	655,000	660,000	123,750	18	830,000	835,000	167,500	20
514,000	518,000	88,500	17	660,000	665,000	125,000	18	835,000	840,000	168,750	20
518,000	522,000	89,500	17	665,000	670,000	126,250	18	840,000	845,000	170,000	20
522,000	526,000	90,500	17	670,000	675,000	127,500	19	845,000	850,000	171,250	20
526,000	530,000	91,500	17	675,000	680,000	128,750	19	850,000	855,000	172,500	20
530,000	534,000	92,500	17	680,000	685,000	130,000	19	855,000	860,000	173,750	20
534,000	538,000	93,500	17	685,000	690,000	131,250	19	860,000	865,000	175,000	20
538,000	542,000	94,500	17	690,000	695,000	132,500	19	865,000	870,000	176,250	20
542,000	546,000	95,500	17	695,000	700,000	133,750	19	870,000	875,000	177,500	20
546,000	550,000	96,500	17	700,000	705,000	135,000	19	875,000	880,000	178,750	20
550,000	554,000	97,500	17	705,000	710,000	136,250	19	880,000	885,000	180,000	20
554,000	558,000	98,500	17	710,000	715,000	137,500	19	885,000	890,000	181,250	20
558,000	562,000	99,500	17	715,000	720,000	138,750	19	890,000	895,000	182,500	20
562,000	566,000	100,500	17	720,000	725,000	140,000	19	895,000	900,000	183,750	20
566,000	570,000	101,500	17	725,000	730,000	141,250	19	900,000	905,000	185,000	20
570,000	574,000	102,500	17	730,000	735,000	142,500	19	905,000	910,000	186,250	20
574,000	578,000	103,500	18	735,000	740,000	143,750	19	910,000	915,000	187,500	20
578,000	582,000	104,500	18	740,000	745,000	145,000	19	915,000	920,000	188,750	20
582,000	586,000	105,500	18	745,000	750,000	146,250	19	920,000	925,000	190,000	20
586,000	590,000	106,500	18	750,000	755,000	147,500	19	925,000	930,000	191,250	20
590,000	594,000	107,500	18	755,000	760,000	148,750	19	930,000	935,000	192,500	20
594,000	598,000	108,500	18	760,000	765,000	150,000	19	935,000	940,000	193,750	20
598,000	602,000	109,500	18	765,000	770,000	151,250	19	940,000	945,000	195,000	20
602,000	606,000	110,500	18	770,000	775,000	152,500	19	945,000	950,000	196,250	20
606,000	610,000	111,500	18	775,000	780,000	153,750	19	950,000	955,000	197,500	20
610,000	614,000	112,500	18	780,000	785,000	155,000	19	955,000	960,000	198,750	20
614,000	618,000	113,500	18	785,000	790,000	156,250	19	960,000	965,000	200,000	20
618,000	622,000	114,500	18	790,000	795,000	157,500	19	965,000	970,000	201,250	20
622,000	626,000	115,500	18	795,000	800,000	158,750	19	970,000	975,000	202,500	20
626,000	630,000	116,500	18	800,000	805,000	160,000	20	975,000	980,000	203,750	20
630,000	635,000	117,500	18	805,000	810,000	161,250	20	980,000	985,000	205,000	20
635,000	640,000	118,750	18	810,000	815,000	162,500	20	985,000	990,000	206,250	20
640,000	645,000	120,000	18	815,000	820,000	163,750	20	990,000	995,000	207,500	20
645,000	650,000	121,250	18	820,000	825,000	165,000	20	995,000	1,000,000	208,750	20
650,000	655,000	122,500	18	825,000	830,000	166,250	20	1,000,000円		210,000	21

(備考) 課税総所得金額とは、総所得金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、調整所得金額とは、第十四条第一号に規定する調整所得金額をいい、課税退職所得金額とは、退職所得の取入金額から第九条第一項第六号(昭和34年から昭和37年までの間の支給に係る退職所得)については、所得税法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)附則第六項を含む。)の規定により計算した控除額を控除した金額の50%に相当する金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

別表第二 山林所得に対する所得税の簡易税額表(第十五条第二項の規定による所得税額表)

(一)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 500	円未満	0	円 22,500	円 23,000	円 2,250	円 60,000	円 61,000	円 6,000
500	1,000	50	23,000	23,500	2,300	61,000	62,000	6,100
1,000	1,500	100	23,500	24,000	2,350	62,000	63,000	6,200
1,500	2,000	150	24,000	24,500	2,400	63,000	64,000	6,300
2,000	2,500	200	24,500	25,000	2,450	64,000	65,000	6,400
2,500	3,000	250	25,000	25,500	2,500	65,000	66,000	6,500
3,000	3,500	300	25,500	26,000	2,550	66,000	67,000	6,600
3,500	4,000	350	26,000	26,500	2,600	67,000	68,000	6,700
4,000	4,500	400	26,500	27,000	2,650	68,000	69,000	6,800
4,500	5,000	450	27,000	27,500	2,700	69,000	70,000	6,900
5,000	5,500	500	27,500	28,000	2,750	70,000	71,000	7,000
5,500	6,000	550	28,000	28,500	2,800	71,000	72,000	7,100
6,000	6,500	600	28,500	29,000	2,850	72,000	73,000	7,200
6,500	7,000	650	29,000	29,500	2,900	73,000	74,000	7,300
7,000	7,500	700	29,500	30,000	2,950	74,000	75,000	7,400
7,500	8,000	750	30,000	31,000	3,000	75,000	76,000	7,500
8,000	8,500	800	31,000	32,000	3,100	76,000	77,000	7,600
8,500	9,000	850	32,000	33,000	3,200	77,000	78,000	7,700
9,000	9,500	900	33,000	34,000	3,300	78,000	79,000	7,800
9,500	10,000	950	34,000	35,000	3,400	79,000	80,000	7,900
10,000	10,500	1,000	35,000	36,000	3,500	80,000	81,000	8,000
10,500	11,000	1,050	36,000	37,000	3,600	81,000	82,000	8,100
11,000	11,500	1,100	37,000	38,000	3,700	82,000	83,000	8,200
11,500	12,000	1,150	38,000	39,000	3,800	83,000	84,000	8,300
12,000	12,500	1,200	39,000	40,000	3,900	84,000	85,000	8,400
12,500	13,000	1,250	40,000	41,000	4,000	85,000	86,000	8,500
13,000	13,500	1,300	41,000	42,000	4,100	86,000	87,000	8,600
13,500	14,000	1,350	42,000	43,000	4,200	87,000	88,000	8,700
14,000	14,500	1,400	43,000	44,000	4,300	88,000	89,000	8,800
14,500	15,000	1,450	44,000	45,000	4,400	89,000	90,000	8,900
15,000	15,500	1,500	45,000	46,000	4,500	90,000	92,000	9,000
15,500	16,000	1,550	46,000	47,000	4,600	92,000	94,000	9,200
16,000	16,500	1,600	47,000	48,000	4,700	94,000	96,000	9,400
16,500	17,000	1,650	48,000	49,000	4,800	96,000	98,000	9,600
17,000	17,500	1,700	49,000	50,000	4,900	98,000	100,000	9,800
17,500	18,000	1,750	50,000	51,000	5,000	100,000	102,000	10,000
18,000	18,500	1,800	51,000	52,000	5,100	102,000	104,000	10,200
18,500	19,000	1,850	52,000	53,000	5,200	104,000	106,000	10,400
19,000	19,500	1,900	53,000	54,000	5,300	106,000	108,000	10,600
19,500	20,000	1,950	54,000	55,000	5,400	108,000	110,000	10,800
20,000	20,500	2,000	55,000	56,000	5,500	110,000	112,000	11,000
20,500	21,000	2,050	56,000	57,000	5,600	112,000	114,000	11,200
21,000	21,500	2,100	57,000	58,000	5,700	114,000	116,000	11,400
21,500	22,000	2,150	58,000	59,000	5,800	116,000	118,000	11,600
22,000	22,500	2,200	59,000	60,000	5,900	118,000	120,000	11,800

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
120,000	122,000	12,000	210,000	213,000	21,000	345,000	348,000	34,500
122,000	124,000	12,200	213,000	216,000	21,300	348,000	351,000	34,800
124,000	126,000	12,400	216,000	219,000	21,600	351,000	354,000	35,100
126,000	128,000	12,600	219,000	222,000	21,900	354,000	357,000	35,400
128,000	130,000	12,800	222,000	225,000	22,200	357,000	360,000	35,700
130,000	132,000	13,000	225,000	228,000	22,500	360,000	363,000	36,000
132,000	134,000	13,200	228,000	231,000	22,800	363,000	366,000	36,300
134,000	136,000	13,400	231,000	234,000	23,100	366,000	369,000	36,600
136,000	138,000	13,600	234,000	237,000	23,400	369,000	372,000	36,900
138,000	140,000	13,800	237,000	240,000	23,700	372,000	375,000	37,200
140,000	142,000	14,000	240,000	243,000	24,000	375,000	378,000	37,500
142,000	144,000	14,200	243,000	246,000	24,300	378,000	381,000	37,800
144,000	146,000	14,400	246,000	249,000	24,600	381,000	384,000	38,100
146,000	148,000	14,600	249,000	252,000	24,900	384,000	387,000	38,400
148,000	150,000	14,800	252,000	255,000	25,200	387,000	390,000	38,700
150,000	152,000	15,000	255,000	258,000	25,500	390,000	394,000	39,000
152,000	154,000	15,200	258,000	261,000	25,800	394,000	398,000	39,400
154,000	156,000	15,400	261,000	264,000	26,100	398,000	402,000	39,800
156,000	158,000	15,600	264,000	267,000	26,400	402,000	406,000	40,200
158,000	160,000	15,800	267,000	270,000	26,700	406,000	410,000	40,600
160,000	162,000	16,000	270,000	273,000	27,000	410,000	414,000	41,000
162,000	164,000	16,200	273,000	276,000	27,300	414,000	418,000	41,400
164,000	166,000	16,400	276,000	279,000	27,600	418,000	422,000	41,800
166,000	168,000	16,600	279,000	282,000	27,900	422,000	426,000	42,200
168,000	170,000	16,800	282,000	285,000	28,200	426,000	430,000	42,600
170,000	172,000	17,000	285,000	288,000	28,500	430,000	434,000	43,000
172,000	174,000	17,200	288,000	291,000	28,800	434,000	438,000	43,400
174,000	176,000	17,400	291,000	294,000	29,100	438,000	442,000	43,800
176,000	178,000	17,600	294,000	297,000	29,400	442,000	446,000	44,200
178,000	180,000	17,800	297,000	300,000	29,700	446,000	450,000	44,600
180,000	182,000	18,000	300,000	303,000	30,000	450,000	454,000	45,000
182,000	184,000	18,200	303,000	306,000	30,300	454,000	458,000	45,400
184,000	186,000	18,400	306,000	309,000	30,600	458,000	462,000	45,800
186,000	188,000	18,600	309,000	312,000	30,900	462,000	466,000	46,200
188,000	190,000	18,800	312,000	315,000	31,200	466,000	470,000	46,600
190,000	192,000	19,000	315,000	318,000	31,500	470,000	474,000	47,000
192,000	194,000	19,200	318,000	321,000	31,800	474,000	478,000	47,400
194,000	196,000	19,400	321,000	324,000	32,100	478,000	482,000	47,800
196,000	198,000	19,600	324,000	327,000	32,400	482,000	486,000	48,200
198,000	200,000	19,800	327,000	330,000	32,700	486,000	490,000	48,600
200,000	202,000	20,000	330,000	333,000	33,000	490,000	494,000	49,000
202,000	204,000	20,200	333,000	336,000	33,300	494,000	498,000	49,400
204,000	206,000	20,400	336,000	339,000	33,600	498,000	502,000	49,800
206,000	208,000	20,600	339,000	342,000	33,900	502,000	506,000	50,300
208,000	210,000	20,800	342,000	345,000	34,200	506,000	510,000	50,900

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
510,000	514,000	51,500	655,000	660,000	73,250	830,000	835,000	99,500
514,000	518,000	52,100	660,000	665,000	74,000	835,000	840,000	100,250
518,000	522,000	52,700	665,000	670,000	74,750	840,000	845,000	101,000
522,000	526,000	53,300	670,000	675,000	75,500	845,000	850,000	101,750
526,000	530,000	53,900	675,000	680,000	76,250	850,000	855,000	102,500
530,000	534,000	54,500	680,000	685,000	77,000	855,000	860,000	103,250
534,000	538,000	55,100	685,000	690,000	77,750	860,000	865,000	104,000
538,000	542,000	55,700	690,000	695,000	78,500	865,000	870,000	104,750
542,000	546,000	56,300	695,000	700,000	79,250	870,000	875,000	105,500
546,000	550,000	56,900	700,000	705,000	80,000	875,000	880,000	106,250
550,000	554,000	57,500	705,000	710,000	80,750	880,000	885,000	107,000
554,000	558,000	58,100	710,000	715,000	81,500	885,000	890,000	107,750
558,000	562,000	58,700	715,000	720,000	82,250	890,000	895,000	108,500
562,000	566,000	59,300	720,000	725,000	83,000	895,000	900,000	109,250
566,000	570,000	59,900	725,000	730,000	83,750	900,000	905,000	110,000
570,000	574,000	60,500	730,000	735,000	84,500	905,000	910,000	110,750
574,000	578,000	61,100	735,000	740,000	85,250	910,000	915,000	111,500
578,000	582,000	61,700	740,000	745,000	86,000	915,000	920,000	112,250
582,000	586,000	62,300	745,000	750,000	86,750	920,000	925,000	113,000
586,000	590,000	62,900	750,000	755,000	87,500	925,000	930,000	113,750
590,000	594,000	63,500	755,000	760,000	88,250	930,000	935,000	114,500
594,000	598,000	64,100	760,000	765,000	89,000	935,000	940,000	115,250
598,000	602,000	64,700	765,000	770,000	89,750	940,000	945,000	116,000
602,000	606,000	65,300	770,000	775,000	90,500	945,000	950,000	116,750
606,000	610,000	65,900	775,000	780,000	91,250	950,000	955,000	117,500
610,000	614,000	66,500	780,000	785,000	92,000	955,000	960,000	118,250
614,000	618,000	67,100	785,000	790,000	92,750	960,000	965,000	119,000
618,000	622,000	67,700	790,000	795,000	93,500	965,000	970,000	119,750
622,000	626,000	68,300	795,000	800,000	94,250	970,000	975,000	120,500
626,000	630,000	68,900	800,000	805,000	95,000	975,000	980,000	121,250
630,000	635,000	69,500	805,000	810,000	95,750	980,000	985,000	122,000
635,000	640,000	70,250	810,000	815,000	96,500	985,000	990,000	122,750
640,000	645,000	71,000	815,000	820,000	97,250	990,000	995,000	123,500
645,000	650,000	71,750	820,000	825,000	98,000	995,000	1,000,000	124,250
650,000	655,000	72,500	825,000	830,000	98,750	1,000,000円		125,000

(備考) 課税山林所得金額とは、山林所得の金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号及び第五号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ 月額表  
甲 表  
(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											
円 9,500	円 未 満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
9,500	9,700	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	760
9,700	9,900	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	776
9,900	10,100	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	792
10,100	10,300	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	824
10,300	10,500	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	856
10,500	10,700	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	888
10,700	10,900	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	920
10,900	11,100	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	952
11,100	11,300	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	984
11,300	11,500	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,016
11,500	11,700	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,048
11,700	11,900	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,080
11,900	12,100	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,112
12,100	12,300	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,144
12,300	12,500	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,176
12,500	12,700	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,208
12,700	12,900	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,240
12,900	13,100	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,272
13,100	13,300	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,304
13,300	13,500	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,336
13,500	13,700	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,368
13,700	13,900	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,400
13,900	14,100	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,432
14,100	14,300	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,464
14,300	14,500	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,496
14,500	14,700	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,528
14,700	14,900	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,560
14,900	15,100	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,592
15,100	15,300	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,624
15,300	15,500	480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,672
15,500	15,900	510	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,720
15,900	16,300	540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,816
16,300	16,700	570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,912
16,700	17,100	600	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,009
17,100	17,500	630	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,121
17,500	17,900	670	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,233
17,900	18,300	700	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,345
18,300	18,700	730	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,457
18,700	19,100	760	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,569
19,100	19,500	790	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,681
19,500	19,900	830	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,793
19,900	20,300	870	270	20	0	0	0	0	0	0	0	0	2,901
20,300	20,700	920	310	60	0	0	0	0	0	0	0	0	2,997
20,700	21,100	970	340	90	0	0	0	0	0	0	0	0	3,093
21,100	21,500	1,010	370	120	0	0	0	0	0	0	0	0	3,189

イ 月 額 表  
甲 表  
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額			
		扶 養 親 族 の 数														
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人				
以上	未 満	税 額														
21,500	21,900	1,060	400	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,285
21,900	22,300	1,110	430	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,381
22,300	22,700	1,160	470	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,477
22,700	23,100	1,210	500	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,573
23,100	23,500	1,250	530	280	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,669
23,500	23,900	1,300	560	310	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,765
23,900	24,300	1,350	590	340	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,861
24,300	24,700	1,400	630	380	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,957
24,700	25,100	1,450	660	410	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,053
25,100	25,500	1,490	690	440	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,149
25,500	25,900	1,540	720	470	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,245
25,900	26,300	1,590	750	500	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,341
26,300	26,700	1,640	790	540	290	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,437
26,700	27,100	1,690	820	570	320	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,533
27,100	27,500	1,730	860	600	350	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,629
27,500	28,100	1,790	920	640	390	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,725
28,100	28,700	1,870	990	690	440	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,869
28,700	29,300	1,940	1,060	740	490	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,013
29,300	29,900	2,010	1,130	780	530	280	30	0	0	0	0	0	0	0	0	5,168
29,900	30,500	2,080	1,210	830	580	330	80	0	0	0	0	0	0	0	0	5,366
30,500	31,100	2,180	1,280	900	630	380	130	0	0	0	0	0	0	0	0	5,552
31,100	31,700	2,270	1,350	980	680	430	180	0	0	0	0	0	0	0	0	5,726
31,700	32,300	2,370	1,420	1,050	730	480	230	0	0	0	0	0	0	0	0	5,900
32,300	32,900	2,470	1,490	1,120	770	520	270	20	0	0	0	0	0	0	0	6,074
32,900	33,500	2,560	1,570	1,190	820	570	320	70	0	0	0	0	0	0	0	6,248
33,500	34,100	2,670	1,650	1,270	900	630	380	130	0	0	0	0	0	0	0	6,423
34,100	34,700	2,780	1,730	1,350	980	680	430	180	0	0	0	0	0	0	0	6,620
34,700	35,300	2,880	1,810	1,430	1,060	730	480	230	0	0	0	0	0	0	0	6,812
35,300	35,900	2,990	1,890	1,510	1,140	790	540	290	40	0	0	0	0	0	0	7,004
35,900	36,500	3,100	1,970	1,590	1,220	840	590	340	90	0	0	0	0	0	0	7,196
36,500	37,100	3,210	2,050	1,680	1,300	930	650	400	150	0	0	0	0	0	0	7,388
37,100	37,700	3,320	2,150	1,760	1,380	1,010	700	450	200	0	0	0	0	0	0	7,580
37,700	38,300	3,420	2,260	1,840	1,460	1,090	750	500	250	0	0	0	0	0	0	7,772
38,300	38,900	3,530	2,360	1,920	1,540	1,170	810	560	310	60	0	0	0	0	0	7,964
38,900	39,500	3,640	2,470	2,000	1,620	1,250	870	610	360	110	0	0	0	0	0	8,156
39,500	40,100	3,750	2,580	2,080	1,710	1,330	960	670	420	170	0	0	0	0	0	8,348
40,100	40,700	3,860	2,690	2,190	1,790	1,410	1,040	720	470	220	0	0	0	0	0	8,540
40,700	41,300	3,960	2,800	2,300	1,870	1,490	1,120	770	520	270	20	0	0	0	0	8,732
41,300	41,900	4,070	2,900	2,400	1,950	1,570	1,200	830	580	330	80	0	0	0	0	8,924
41,900	42,500	4,180	3,010	2,510	2,030	1,650	1,280	900	630	380	130	0	0	0	0	9,116
42,500	43,100	4,290	3,120	2,620	2,120	1,740	1,360	990	690	440	190	0	0	0	0	9,308
43,100	43,700	4,400	3,230	2,730	2,230	1,820	1,440	1,070	740	490	240	0	0	0	0	9,500
43,700	44,300	4,500	3,340	2,840	2,340	1,900	1,520	1,150	790	540	290	40	0	0	0	9,692
44,300	44,900	4,610	3,440	2,940	2,440	1,980	1,600	1,230	850	600	350	100	0	0	0	9,884
44,900	45,500	4,720	3,550	3,050	2,550	2,060	1,680	1,310	930	650	400	150	0	0	0	10,076
45,500	46,500	4,860	3,700	3,200	2,700	2,200	1,790	1,420	1,040	720	470	220	0	0	0	10,268
46,500	47,500	5,040	3,880	3,380	2,880	2,380	1,930	1,550	1,180	810	560	310	0	0	0	10,588
47,500	48,500	5,220	4,060	3,560	3,060	2,560	2,060	1,690	1,310	940	650	400	0	0	0	10,908
48,500	49,500	5,400	4,240	3,740	3,240	2,740	2,240	1,820	1,450	1,070	740	490	0	0	0	11,228
49,500	50,500	5,580	4,420	3,920	3,420	2,920	2,420	1,960	1,580	1,210	830	580	0	0	0	11,548

イ 月額表  
甲 表  
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											額
50,500	51,500	5,760	4,600	4,100	3,600	3,100	2,600	2,100	1,720	1,340	970	670	11,877
51,500	52,500	5,940	4,780	4,280	3,780	3,280	2,780	2,280	1,850	1,480	1,100	760	12,297
52,500	53,500	6,120	4,960	4,460	3,960	3,460	2,960	2,460	1,990	1,610	1,240	860	12,717
53,500	54,500	6,300	5,140	4,640	4,140	3,640	3,140	2,640	2,140	1,750	1,370	1,000	13,137
54,500	55,500	6,480	5,320	4,820	4,320	3,820	3,320	2,820	2,320	1,880	1,510	1,130	13,557
55,500	56,500	6,660	5,500	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,020	1,640	1,270	13,977
56,500	57,500	6,840	5,680	5,180	4,680	4,180	3,680	3,180	2,680	2,180	1,780	1,400	14,397
57,500	58,500	7,020	5,860	5,360	4,860	4,360	3,860	3,360	2,860	2,360	1,910	1,540	14,817
58,500	59,500	7,230	6,040	5,540	5,040	4,540	4,040	3,540	3,040	2,540	2,050	1,670	15,229
59,500	60,500	7,460	6,220	5,720	5,220	4,720	4,220	3,720	3,220	2,720	2,220	1,810	15,604
60,500	61,500	7,680	6,400	5,900	5,400	4,900	4,400	3,900	3,400	2,900	2,400	1,940	15,979
61,500	62,500	7,910	6,580	6,080	5,580	5,080	4,580	4,080	3,580	3,080	2,580	2,080	16,354
62,500	63,500	8,130	6,760	6,260	5,760	5,260	4,760	4,260	3,760	3,260	2,760	2,260	16,729
63,500	64,500	8,360	6,940	6,440	5,940	5,440	4,940	4,440	3,940	3,440	2,940	2,440	17,104
64,500	65,500	8,580	7,130	6,620	6,120	5,620	5,120	4,620	4,120	3,620	3,120	2,620	17,479
65,500	66,500	8,810	7,350	6,800	6,300	5,800	5,300	4,800	4,300	3,800	3,300	2,800	17,854
66,500	67,500	9,040	7,580	6,980	6,480	5,980	5,480	4,980	4,480	3,980	3,480	2,980	18,229
67,500	68,500	9,290	7,830	7,210	6,680	6,180	5,680	5,180	4,680	4,180	3,680	3,180	18,583
68,500	69,500	9,540	8,080	7,460	6,880	6,380	5,880	5,380	4,880	4,380	3,880	3,380	18,933
69,500	70,500	9,790	8,330	7,710	7,080	6,580	6,080	5,580	5,080	4,580	4,080	3,580	19,283
70,500	71,500	10,040	8,580	7,960	7,330	6,780	6,230	5,780	5,280	4,780	4,280	3,780	19,633
71,500	72,500	10,290	8,830	8,210	7,580	6,980	6,430	5,980	5,480	4,980	4,480	3,980	20,008
72,500	73,500	10,540	9,080	8,460	7,830	7,210	6,680	6,180	5,680	5,180	4,680	4,180	20,458
73,500	74,500	10,790	9,330	8,710	8,080	7,460	6,880	6,380	5,880	5,380	4,880	4,380	20,908
74,500	75,500	11,040	9,580	8,960	8,330	7,710	7,080	6,580	6,080	5,580	5,080	4,580	21,358
75,500	76,500	11,290	9,830	9,210	8,580	7,960	7,330	6,780	6,280	5,780	5,280	4,780	21,808
76,500	78,000	11,600	10,150	9,520	8,900	8,270	7,650	7,030	6,530	6,030	5,530	5,030	22,258
78,000	79,500	11,980	10,520	9,900	9,270	8,650	8,020	7,400	6,830	6,330	5,830	5,330	22,933
79,500	81,000	12,350	10,900	10,270	9,650	9,020	8,400	7,770	7,150	6,630	6,130	5,630	23,608
81,000	82,500	12,730	11,270	10,650	10,020	9,400	8,770	8,150	7,520	6,930	6,430	5,930	24,283
82,500	84,000	13,100	11,650	11,020	10,400	9,770	9,150	8,520	7,900	7,270	6,730	6,230	24,958
84,000	85,500	13,480	12,020	11,400	10,770	10,150	9,520	8,900	8,270	7,650	7,030	6,530	25,633
85,500	87,000	13,850	12,400	11,770	11,150	10,520	9,900	9,270	8,650	8,020	7,400	6,830	26,308
87,000	88,500	14,230	12,770	12,150	11,520	10,900	10,270	9,650	9,020	8,400	7,770	7,150	26,983
88,500	90,000	14,600	13,150	12,520	11,900	11,270	10,650	10,020	9,400	8,770	8,150	7,520	27,658
90,000	91,500	14,980	13,520	12,900	12,270	11,650	11,020	10,400	9,770	9,150	8,520	7,900	28,333
91,500	93,000	15,350	13,900	13,270	12,650	12,020	11,400	10,770	10,150	9,520	8,900	8,270	29,008
93,000	94,500	15,730	14,270	13,650	13,020	12,400	11,770	11,150	10,520	9,900	9,270	8,650	29,683
94,500	96,000	16,100	14,650	14,020	13,400	12,770	12,150	11,520	10,900	10,270	9,650	9,020	30,358
96,000	97,500	16,480	15,020	14,400	13,770	13,150	12,520	11,900	11,270	10,650	10,020	9,400	31,033
97,500	99,000	16,850	15,400	14,770	14,150	13,520	12,900	12,270	11,650	11,020	10,400	9,770	31,708
99,000	100,500	17,230	15,770	15,150	14,520	13,900	13,270	12,650	12,020	11,400	10,770	10,150	32,383
100,500	102,000	17,630	16,150	15,520	14,900	14,270	13,650	13,020	12,400	11,770	11,150	10,520	33,058
102,000	103,500	18,080	16,520	15,900	15,270	14,650	14,020	13,400	12,770	12,150	11,520	10,900	33,675
103,500	105,000	18,530	16,900	16,270	15,650	15,020	14,400	13,770	13,150	12,520	11,900	11,270	34,275
105,000	106,500	18,980	17,270	16,650	16,020	15,400	14,770	14,150	13,520	12,900	12,270	11,650	34,875
106,500	108,000	19,430	17,670	17,020	16,400	15,770	15,150	14,520	13,900	13,270	12,650	12,020	35,475
108,000	109,500	19,880	18,120	17,400	16,770	16,150	15,520	14,900	14,270	13,650	13,020	12,400	36,075
109,500	111,000	20,330	18,570	17,820	17,150	16,520	15,900	15,270	14,650	14,020	13,400	12,770	36,675
111,000	112,500	20,780	19,020	18,270	17,520	16,900	16,270	15,650	15,020	14,400	13,770	13,150	37,275

イ 月 額 表

甲 表

(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											
112,500	114,000	21,230	19,470	18,720	17,970	17,270	16,650	16,020	15,400	14,770	14,150	13,520	37,875
114,000	115,500	21,680	19,920	19,170	18,420	17,670	17,020	16,400	15,770	15,150	14,520	13,900	38,583
115,500	117,000	22,130	20,370	19,620	18,870	18,120	17,400	16,770	16,150	15,520	14,900	14,270	39,333
117,000	118,500	22,580	20,820	20,070	19,320	18,570	17,820	17,150	16,520	15,900	15,270	14,650	40,083
118,500	120,000	23,030	21,270	20,520	19,770	19,020	18,270	17,520	16,900	16,270	15,650	15,020	40,833
120,000	122,000	23,550	21,800	21,050	20,300	19,550	18,800	18,050	17,330	16,710	16,080	15,460	41,583
122,000	124,000	24,150	22,400	21,650	20,900	20,150	19,400	18,650	17,900	17,210	16,580	15,960	42,583
124,000	126,000	24,750	23,000	22,250	21,500	20,750	20,000	19,250	18,500	17,750	17,080	16,460	43,583
126,000	128,000	25,350	23,600	22,850	22,100	21,350	20,600	19,850	19,100	18,350	17,600	16,960	44,583
128,000	130,000	25,950	24,200	23,450	22,700	21,950	21,200	20,450	19,700	18,950	18,200	17,460	45,583
130,000	132,000	26,550	24,800	24,050	23,300	22,550	21,800	21,050	20,300	19,550	18,800	18,050	46,583
132,000	134,000	27,150	25,400	24,650	23,900	23,150	22,400	21,650	20,900	20,150	19,400	18,650	47,583
134,000	136,000	27,750	26,000	25,250	24,500	23,750	23,000	22,250	21,500	20,750	20,000	19,250	48,583
136,000	138,000	28,350	26,600	25,850	25,100	24,350	23,600	22,850	22,100	21,350	20,600	19,850	49,583
138,000	140,000	28,950	27,200	26,450	25,700	24,950	24,200	23,450	22,700	21,950	21,200	20,450	50,583
140,000	142,000	29,550	27,800	27,050	26,300	25,550	24,800	24,050	23,300	22,550	21,800	21,050	51,583
142,000	144,000	30,180	28,400	27,650	26,900	26,150	25,400	24,650	23,900	23,150	22,400	21,650	52,583
144,000	146,000	30,880	29,000	28,250	27,500	26,750	26,000	25,250	24,500	23,750	23,000	22,250	53,583
146,000	148,000	31,580	29,600	28,850	28,100	27,350	26,600	25,850	25,100	24,350	23,600	22,850	54,408
148,000	150,000	32,280	30,230	29,450	28,700	27,950	27,200	26,450	25,700	24,950	24,200	23,450	55,308
150,000	152,000	32,980	30,830	30,060	29,300	28,550	27,800	27,050	26,300	25,550	24,800	24,050	56,208
152,000	154,000	33,680	31,430	30,760	29,900	29,150	28,400	27,650	26,900	26,150	25,400	24,650	57,108
154,000	156,000	34,380	32,030	31,460	30,580	29,750	29,000	28,250	27,500	26,750	26,000	25,250	58,008
156,000	158,000	35,080	33,030	32,160	31,280	30,410	29,600	28,850	28,100	27,350	26,600	25,850	58,908
158,000	160,000	35,780	33,730	32,860	31,980	31,280	30,230	29,450	28,700	27,950	27,200	26,450	59,808
160,000	162,000	36,480	34,430	33,560	32,680	31,810	30,930	30,060	29,300	28,550	27,800	27,050	60,708
162,000	164,000	37,180	35,130	34,260	33,380	32,510	31,630	30,760	29,900	29,150	28,400	27,650	61,608
164,000	166,000	37,880	35,830	34,960	34,080	33,210	32,330	31,460	30,580	29,750	29,000	28,250	62,508
166,000	168,000	38,580	36,530	35,660	34,780	33,910	33,030	32,160	31,280	30,410	29,600	28,850	63,408
168,000	170,000	39,280	37,230	36,360	35,480	34,610	33,730	32,860	31,980	31,110	30,230	29,450	64,308
170,000	172,000	39,980	37,930	37,060	36,180	35,310	34,430	33,560	32,660	31,810	30,930	30,060	65,208
172,000	174,000	40,680	38,630	37,760	36,880	36,010	35,130	34,260	33,380	32,510	31,630	30,760	66,108
174,000	176,000	41,380	39,330	38,460	37,580	36,710	35,830	34,960	34,080	33,210	32,330	31,460	67,008
176,000	178,000	42,080	40,030	39,160	38,280	37,410	36,530	35,660	34,780	33,910	33,030	32,160	67,966
178,000	180,000	42,780	40,730	39,860	38,980	38,110	37,230	36,360	35,480	34,610	33,730	32,860	69,066
180,000	182,000	43,480	41,430	40,560	39,680	38,810	37,930	37,060	36,180	35,310	34,430	33,560	70,166
182,000	184,000	44,180	42,130	41,260	40,380	39,510	38,630	37,760	36,880	36,010	35,130	34,260	71,266
184,000	186,000	44,880	42,830	41,960	41,080	40,210	39,330	38,460	37,580	36,710	35,830	34,960	72,366
186,000	188,000	45,580	43,530	42,660	41,780	40,910	40,030	39,160	38,280	37,410	36,530	35,660	73,466
188,000	190,000	46,280	44,230	43,360	42,480	41,610	40,730	39,860	38,980	38,110	37,230	36,360	74,566
190,000	192,000	46,980	44,930	44,060	43,180	42,310	41,430	40,560	39,680	38,810	37,930	37,060	75,666
192,000	194,000	47,680	45,630	44,760	43,880	43,010	42,130	41,260	40,380	39,510	38,630	37,760	76,766
194,000	196,000	48,380	46,330	45,460	44,580	43,710	42,830	41,960	41,080	40,210	39,330	38,460	77,866
196,000	198,000	49,080	47,030	46,160	45,280	44,410	43,530	42,660	41,780	40,910	40,030	39,160	78,966
198,000	200,000	49,780	47,730	46,860	45,980	45,110	44,230	43,360	42,480	41,610	40,730	39,860	80,066
200,000円		50,130	48,080	47,210	46,330	45,460	44,580	43,710	42,830	41,960	41,080	40,210	81,166
200,000円を こえ226,000 円に満たない 金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円 をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額											81,166円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 200,000円を こえる金額の 50%に相当す る金額を加算 した金額

イ 月 額 表  
甲 表  
(五)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	
	扶 養 親 族 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未 満	税 額											
226,000円	59,230	57,180	56,310	55,430	54,560	53,680	52,810	51,930	51,060	50,180	49,310	94,166
226,000円をこ え351,000円に 満たない金額	226,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 226,000円 をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額										94,166円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 226,000円を こえる金額の 55%に相当す る金額を加算 した金額	
351,000円	109,230	107,180	106,310	105,430	104,560	103,680	102,810	101,930	101,060	100,180	99,310	162,916
351,000円をこ え518,000円に 満たない金額	351,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 351,000円 をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額										162,916円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 351,000円を こえる金額の 60%に相当す る金額を加算 した金額	
518,000円	184,380	182,330	181,460	180,580	179,710	178,830	177,960	177,080	176,210	175,330	174,460	263,116
518,000円をこ える金額	518,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 518,000円 をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額										263,116円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 518,000円を こえる金額の 65%に相当す る金額を加算 した金額	
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる 1人ごとに380円を控除した金額											従たる給与に ついての扶養 控除申告書が 提出されてい る場合には、 当該申告書に 記載された扶 養親族の数に 応じ、扶養親 族1人ごとに 380円を、上 の各欄によつ て求めた税額 から控除した 金額	
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当することに417円を、 扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき417円を、上の各欄によつて求めた税額 から控除した金額												

(備考 税額の求め方)

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(に該当する者を除く)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く)のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額(障害者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められることに当該金額から417円(所得税法の一部を改正する法律附則第三項に規定する遺族年金(障害者にあつては、同項に規定する障害年金)を受ける者が昭和34年4月1日から昭和35年12月31日までの間に受けるべき給与については、584円)を控除した金額)が、その求める税額である。

(ロ) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む)は、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに380円を控除した金額)が、その求める税額である。

(二) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位に附された扶養親族を有する者であつて、第1順位に扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がない者とみなして(一)の(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに380円を控除した金額が、その求める税額である。

(三) この表の甲欄は、乙表の備考(二)に定める場合を除き、乙表適用者には適用しない。

イ 月額表

乙 表 (扶養親族及び合計所得金額の見積額が5万円をこえる配偶者を有する給与所得者について  
甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上 未 満		税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
14,700	14,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14,900	15,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15,100	15,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15,300	15,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15,500	15,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15,900	16,300	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16,300	16,700	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16,700	17,100	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17,100	17,500	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17,500	17,900	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17,900	18,300	280	30	0	0	0	0	0	0	0	0
18,300	18,700	310	60	0	0	0	0	0	0	0	0
18,700	19,100	350	100	0	0	0	0	0	0	0	0
19,100	19,500	380	130	0	0	0	0	0	0	0	0
19,500	19,900	410	160	0	0	0	0	0	0	0	0
19,900	20,300	440	190	0	0	0	0	0	0	0	0
20,300	20,700	470	220	0	0	0	0	0	0	0	0
20,700	21,100	510	260	10	0	0	0	0	0	0	0
21,100	21,500	540	290	40	0	0	0	0	0	0	0
21,500	21,900	570	320	70	0	0	0	0	0	0	0
21,900	22,300	600	350	100	0	0	0	0	0	0	0
22,300	22,700	630	380	130	0	0	0	0	0	0	0
22,700	23,100	670	420	170	0	0	0	0	0	0	0
23,100	23,500	700	450	200	0	0	0	0	0	0	0
23,500	23,900	730	480	230	0	0	0	0	0	0	0
23,900	24,300	760	510	260	10	0	0	0	0	0	0
24,300	24,700	790	540	290	40	0	0	0	0	0	0
24,700	25,100	830	580	330	80	0	0	0	0	0	0
25,100	25,500	870	610	360	110	0	0	0	0	0	0
25,500	25,900	920	640	390	140	0	0	0	0	0	0
25,900	26,300	960	670	420	170	0	0	0	0	0	0
26,300	26,700	1,010	700	450	200	0	0	0	0	0	0
26,700	27,100	1,060	740	490	240	0	0	0	0	0	0
27,100	27,500	1,110	770	520	270	20	0	0	0	0	0
27,500	28,100	1,170	810	560	310	60	0	0	0	0	0
28,100	28,700	1,240	870	610	360	110	0	0	0	0	0
28,700	29,300	1,310	940	650	400	150	0	0	0	0	0
29,300	29,900	1,380	1,010	700	450	200	0	0	0	0	0
29,900	30,500	1,460	1,080	750	500	250	0	0	0	0	0
30,500	31,100	1,530	1,150	800	550	300	50	0	0	0	0
31,100	31,700	1,600	1,230	850	600	350	100	0	0	0	0
31,700	32,300	1,670	1,300	920	640	390	140	0	0	0	0
32,300	32,900	1,740	1,370	990	690	440	190	0	0	0	0
32,900	33,500	1,820	1,440	1,070	740	490	240	0	0	0	0
33,500	34,100	1,900	1,520	1,150	790	540	290	40	0	0	0
34,100	34,700	1,980	1,600	1,230	850	600	350	100	0	0	0
34,700	35,300	2,060	1,680	1,310	930	650	400	150	0	0	0
35,300	35,900	2,160	1,760	1,390	1,010	700	450	200	0	0	0
35,900	36,500	2,270	1,850	1,470	1,100	760	510	260	10	0	0
36,500	37,100	2,370	1,930	1,550	1,180	810	560	310	60	0	0

イ 月 額 表  
乙 表  
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
37,100	37,700	2,480	2,010	1,630	1,260	880	620	370	120	0	0
37,700	38,300	2,590	2,090	1,710	1,340	960	670	420	170	0	0
38,300	38,900	2,700	2,200	1,790	1,420	1,040	720	470	220	0	0
38,900	39,500	2,810	2,310	1,880	1,500	1,130	780	530	280	30	0
39,500	40,100	2,910	2,410	1,960	1,580	1,210	830	580	330	80	0
40,100	40,700	3,020	2,520	2,040	1,660	1,290	910	640	390	140	0
40,700	41,300	3,130	2,630	2,130	1,740	1,370	990	690	440	190	0
41,300	41,900	3,240	2,740	2,240	1,820	1,450	1,070	740	490	240	0
41,900	42,500	3,350	2,850	2,350	1,910	1,530	1,160	800	550	300	50
42,500	43,100	3,450	2,950	2,450	1,990	1,610	1,240	860	600	350	100
43,100	43,700	3,560	3,060	2,560	2,070	1,690	1,320	940	660	410	160
43,700	44,300	3,670	3,170	2,670	2,170	1,770	1,400	1,020	710	460	210
44,300	44,900	3,780	3,280	2,780	2,280	1,850	1,480	1,100	760	510	260
44,900	45,500	3,890	3,390	2,890	2,390	1,940	1,560	1,190	820	570	320
45,500	46,500	4,030	3,530	3,030	2,530	2,040	1,670	1,290	920	640	390
46,500	47,500	4,210	3,710	3,210	2,710	2,210	1,800	1,430	1,050	730	480
47,500	48,500	4,390	3,890	3,390	2,890	2,390	1,940	1,560	1,190	820	570
48,500	49,500	4,570	4,070	3,570	3,070	2,570	2,070	1,700	1,320	950	660
49,500	50,500	4,750	4,250	3,750	3,250	2,750	2,250	1,830	1,460	1,080	750
50,500	51,500	4,930	4,430	3,930	3,430	2,930	2,430	1,970	1,590	1,220	840
51,500	52,500	5,110	4,610	4,110	3,610	3,110	2,610	2,110	1,730	1,350	980
52,500	53,500	5,290	4,790	4,290	3,790	3,290	2,790	2,290	1,860	1,490	1,110
53,500	54,500	5,470	4,970	4,470	3,970	3,470	2,970	2,470	2,000	1,620	1,250
54,500	55,500	5,650	5,150	4,650	4,150	3,650	3,150	2,650	2,150	1,760	1,380
55,500	56,500	5,830	5,330	4,830	4,330	3,830	3,330	2,830	2,330	1,890	1,520
56,500	57,500	6,010	5,510	5,010	4,510	4,010	3,510	3,010	2,510	2,030	1,650
57,500	58,500	6,190	5,690	5,190	4,690	4,190	3,690	3,190	2,690	2,190	1,790
58,500	59,500	6,370	5,870	5,370	4,870	4,370	3,870	3,370	2,870	2,370	1,920
59,500	60,500	6,550	6,050	5,550	5,050	4,550	4,050	3,550	3,050	2,550	2,060
60,500	61,500	6,730	6,230	5,730	5,230	4,730	4,230	3,730	3,230	2,730	2,230
61,500	62,500	6,910	6,410	5,910	5,410	4,910	4,410	3,910	3,410	2,910	2,410
62,500	63,500	7,090	6,590	6,090	5,590	5,090	4,590	4,090	3,590	3,090	2,590
63,500	64,500	7,320	6,770	6,270	5,770	5,270	4,770	4,270	3,770	3,270	2,770
64,500	65,500	7,540	6,950	6,450	5,950	5,450	4,950	4,450	3,950	3,450	2,950
65,500	66,500	7,770	7,140	6,630	6,130	5,630	5,130	4,630	4,130	3,630	3,130
66,500	67,500	8,000	7,380	6,820	6,320	5,820	5,320	4,820	4,320	3,820	3,320
67,500	68,500	8,250	7,630	7,020	6,520	6,020	5,520	5,020	4,520	4,020	3,520
68,500	69,500	8,500	7,880	7,250	6,720	6,220	5,720	5,220	4,720	4,220	3,720
69,500	70,500	8,750	8,130	7,500	6,920	6,420	5,920	5,420	4,920	4,420	3,920
70,500	71,500	9,000	8,380	7,750	7,130	6,620	6,120	5,620	5,120	4,620	4,120
71,500	72,500	9,250	8,630	8,000	7,380	6,820	6,320	5,820	5,320	4,820	4,320
72,500	73,500	9,500	8,880	8,250	7,630	7,020	6,520	6,020	5,520	5,020	4,520
73,500	74,500	9,750	9,130	8,500	7,880	7,250	6,720	6,220	5,720	5,220	4,720
74,500	75,500	10,000	9,380	8,750	8,130	7,500	6,920	6,420	5,920	5,420	4,920
75,500	76,500	10,250	9,630	9,000	8,380	7,750	7,130	6,620	6,120	5,620	5,120
76,500	78,000	10,560	9,940	9,310	8,690	8,060	7,440	6,870	6,370	5,870	5,370
78,000	79,500	10,940	10,310	9,690	9,060	8,440	7,810	7,190	6,670	6,170	5,670
79,500	81,000	11,310	10,690	10,060	9,440	8,810	8,190	7,560	6,970	6,470	5,970
81,000	82,500	11,690	11,060	10,440	9,810	9,190	8,560	7,940	7,310	6,770	6,270
82,500	84,000	12,060	11,440	10,810	10,190	9,560	8,940	8,310	7,690	7,070	6,570

イ 月 額 表  
乙 表  
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
84,000	85,500	12,440	11,810	11,190	10,560	9,940	9,310	8,690	8,060	7,440	6,870
85,500	87,000	12,810	12,190	11,560	10,940	10,310	9,690	9,060	8,440	7,810	7,190
87,000	88,500	13,190	12,560	11,940	11,310	10,690	10,060	9,440	8,810	8,190	7,560
88,500	90,000	13,560	12,940	12,310	11,690	11,060	10,440	9,810	9,190	8,560	7,940
90,000	91,500	13,940	13,310	12,690	12,060	11,440	10,810	10,190	9,560	8,940	8,310
91,500	93,000	14,310	13,690	13,060	12,440	11,810	11,190	10,560	9,940	9,310	8,690
93,000	94,500	14,690	14,060	13,440	12,810	12,190	11,560	10,940	10,310	9,690	9,060
94,500	96,000	15,060	14,440	13,810	13,190	12,560	11,940	11,310	10,690	10,060	9,440
96,000	97,500	15,440	14,810	14,190	13,560	12,940	12,310	11,690	11,060	10,440	9,810
97,500	99,000	15,810	15,190	14,560	13,940	13,310	12,690	12,060	11,440	10,810	10,190
99,000	100,500	16,190	15,560	14,940	14,310	13,690	13,060	12,440	11,810	11,190	10,560
100,500	102,000	16,560	15,940	15,310	14,690	14,060	13,440	12,810	12,190	11,560	10,940
102,000	103,500	16,940	16,310	15,690	15,060	14,440	13,810	13,190	12,560	11,940	11,310
103,500	105,000	17,310	16,690	16,060	15,440	14,810	14,190	13,560	12,940	12,310	11,690
105,000	106,500	17,720	17,060	16,440	15,810	15,190	14,560	13,940	13,310	12,690	12,060
106,500	108,000	18,170	17,440	16,810	16,190	15,560	14,940	14,310	13,690	13,060	12,440
108,000	109,500	18,620	17,870	17,190	16,560	15,940	15,310	14,690	14,060	13,440	12,810
109,500	111,000	19,070	18,320	17,570	16,940	16,310	15,690	15,060	14,440	13,810	13,190
111,000	112,500	19,520	18,770	18,020	17,310	16,690	16,060	15,440	14,810	14,190	13,560
112,500	114,000	19,970	19,220	18,470	17,720	17,060	16,440	15,810	15,190	14,560	13,940
114,000	115,500	20,420	19,670	18,920	18,170	17,440	16,810	16,190	15,560	14,940	14,310
115,500	117,000	20,870	20,120	19,370	18,620	17,870	17,190	16,560	15,940	15,310	14,690
117,000	118,500	21,320	20,570	19,820	19,070	18,320	17,570	16,940	16,310	15,690	15,060
118,500	120,000	21,770	21,020	20,270	19,520	18,770	18,020	17,310	16,690	16,060	15,440
120,000	122,000	22,300	21,550	20,800	20,050	19,300	18,550	17,800	17,130	16,500	15,880
122,000	124,000	22,900	22,150	21,400	20,650	19,900	19,150	18,400	17,650	17,000	16,380
124,000	126,000	23,500	22,750	22,000	21,250	20,500	19,750	19,000	18,250	17,500	16,880
126,000	128,000	24,100	23,350	22,600	21,850	21,100	20,350	19,600	18,850	18,100	17,380
128,000	130,000	24,700	23,950	23,200	22,450	21,700	20,950	20,200	19,450	18,700	17,950
130,000	132,000	25,300	24,550	23,800	23,050	22,300	21,550	20,800	20,050	19,300	18,550
132,000	134,000	25,900	25,150	24,400	23,650	22,900	22,150	21,400	20,650	19,900	19,150
134,000	136,000	26,500	25,750	25,000	24,250	23,500	22,750	22,000	21,250	20,500	19,750
136,000	138,000	27,100	26,350	25,600	24,850	24,100	23,350	22,600	21,850	21,100	20,350
138,000	140,000	27,700	26,950	26,200	25,450	24,700	23,950	23,200	22,450	21,700	20,950
140,000	142,000	28,300	27,550	26,800	26,050	25,300	24,550	23,800	23,050	22,300	21,550
142,000	144,000	28,900	28,150	27,400	26,650	25,900	25,150	24,400	23,650	22,900	22,150
144,000	146,000	29,500	28,750	28,000	27,250	26,500	25,750	25,000	24,250	23,500	22,750
146,000	148,000	30,120	29,350	28,600	27,850	27,100	26,350	25,600	24,850	24,100	23,350
148,000	150,000	30,720	29,950	29,200	28,450	27,700	26,950	26,200	25,450	24,700	23,950
150,000	152,000	31,320	30,540	29,800	29,050	28,300	27,550	26,800	26,050	25,300	24,550
152,000	154,000	31,920	31,140	30,400	29,650	28,900	28,150	27,400	26,650	25,900	25,150
154,000	156,000	32,520	31,740	31,000	30,250	29,500	28,750	28,000	27,250	26,500	25,750
156,000	158,000	33,120	32,340	31,600	30,850	30,100	29,350	28,600	27,850	27,100	26,350
158,000	160,000	33,720	32,940	32,200	31,450	30,700	29,950	29,200	28,450	27,700	26,950
160,000	162,000	34,320	33,540	32,800	32,050	31,300	30,550	29,800	29,050	28,300	27,550
162,000	164,000	34,920	34,140	33,400	32,650	31,900	31,150	30,400	29,650	28,900	28,150
164,000	166,000	35,520	34,740	34,000	33,250	32,500	31,750	31,000	30,250	29,500	28,750
166,000	168,000	36,120	35,340	34,600	33,850	33,100	32,350	31,600	30,850	30,100	29,350
168,000	170,000	36,720	35,940	35,200	34,450	33,700	33,000	32,200	31,450	30,700	29,950
170,000	172,000	37,320	36,540	35,800	35,050	34,300	33,550	32,800	32,050	31,300	30,550

イ 月 額 表  
乙 表  
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
172,000	174,000	39,220	38,340	37,470	36,590	35,720	34,840	33,970	33,090	32,220	31,340
174,000	176,000	39,920	39,040	38,170	37,290	36,420	35,540	34,670	33,790	32,920	32,040
176,000	178,000	40,620	39,740	38,870	37,990	37,120	36,240	35,370	34,490	33,620	32,740
178,000	180,000	41,320	40,440	39,570	38,690	37,820	36,940	36,070	35,190	34,320	33,440
180,000	182,000	42,020	41,140	40,270	39,390	38,520	37,640	36,770	35,890	35,020	34,140
182,000	184,000	42,720	41,840	40,970	40,090	39,220	38,340	37,470	36,590	35,720	34,840
184,000	186,000	43,420	42,540	41,670	40,790	39,920	39,040	38,170	37,290	36,420	35,540
186,000	188,000	44,120	43,240	42,370	41,490	40,620	39,740	38,870	37,990	37,120	36,240
188,000	190,000	44,820	43,940	43,070	42,190	41,320	40,440	39,570	38,690	37,820	36,940
190,000	192,000	45,520	44,640	43,770	42,890	42,020	41,140	40,270	39,390	38,520	37,640
192,000	194,000	46,220	45,340	44,470	43,590	42,720	41,840	40,970	40,090	39,220	38,340
194,000	196,000	46,920	46,040	45,170	44,290	43,420	42,540	41,670	40,790	39,920	39,040
196,000	198,000	47,620	46,740	45,870	44,990	44,120	43,240	42,370	41,490	40,620	39,740
198,000	200,000	48,320	47,440	46,570	45,690	44,820	43,940	43,070	42,190	41,320	40,440
200,000円		48,870	47,790	46,920	46,040	45,170	44,290	43,420	42,540	41,670	40,790
200,000円をこえ 226,000円に満た ない金額	200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額										
226,000円	57,770	56,890	56,020	55,140	54,270	53,390	52,520	51,640	50,770	49,890	
226,000円をこえ 351,000円に満た ない金額	226,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち226,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額										
351,000円	107,770	106,890	106,020	105,140	104,270	103,390	102,520	101,640	100,770	99,890	
351,000円をこえ 518,000円に満た ない金額	351,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち351,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額										
518,000円	182,920	182,040	181,170	180,290	179,420	178,540	177,670	176,790	175,920	175,040	
518,000円をこえ る金額	518,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち518,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額										
扶養親族の数が10人を超える場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに380円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当することに417円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき417円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考 税額の求め方)

- (一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者((二)に該当しない者)のうち乙表適用者については、
- (1) まず、その者(扶養親族の数が10人を超える者を除く。)のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額(障害者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から417円(所得税法の一部を改正する法律附則第三項に規定する遺族年金(障害者にあつては、同項に規定する障害年金)を受ける者が昭和34年4月1日から昭和35年12月31日までの間に受けるべき給与については、584円)を控除した金額)が、その求める税額である。
  - (2) 扶養親族の数が10人を超える者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(1)により求めた税額から、扶養親族の数が10人を超える1人ごとに380円を控除した金額が、その求める税額である。
- (二) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、第1順位の扶養親族のないもの)については、この表によらず、月額表甲表により税額を求める。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表 (第三十八条第一項第一号、第五号及び第六号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表)

口 日額表  
甲 表  
(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額		
		扶 養 親 族 の 数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上 未満		税 額													
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
320	330	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0
330	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0
340	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0
350	360	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0
360	370	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0
370	380	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0
380	390	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0
390	400	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0
400	410	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
410	420	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
420	430	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
430	440	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0
440	450	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0
450	460	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	0
460	470	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
470	480	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
480	490	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0
490	500	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0
500	510	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0
510	520	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0
520	530	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	0
530	540	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	0
540	550	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63	0
550	560	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
560	570	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69	0
570	580	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0
580	590	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0
590	600	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	0
600	610	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79	0
610	620	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0
620	630	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86	0
630	640	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88	0
640	650	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91	0
650	660	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93	0
660	670	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	0
670	680	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	0
680	700	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
700	720	35	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103	0
720	740	35	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111	0
740	760	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	115	0
760	780	40	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
780	800	45	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124	0
800	820	45	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	129	0
820	840	50	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	135	0
840	860	50	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	139	0

口 日 額 表  
甲 表  
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条 第一項 第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人
以上	未 満	税 額												
860	880	55	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0	144	0
880	900	55	25	20	10	0	0	0	0	0	0	0	148	0
900	920	60	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0	153	0
920	940	60	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0	159	0
940	960	65	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0	163	0
960	980	65	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0	168	0
980	1,000	70	40	25	15	10	0	0	0	0	0	0	172	0
1,000	1,020	70	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0	179	0
1,020	1,040	75	45	30	20	10	5	0	0	0	0	0	185	0
1,040	1,060	75	45	35	20	15	5	0	0	0	0	0	191	0
1,060	1,080	80	50	35	25	15	5	0	0	0	0	0	197	1
1,080	1,100	85	50	40	25	15	10	0	0	0	0	0	203	3
1,100	1,120	85	55	40	25	20	10	0	0	0	0	0	208	4
1,120	1,140	90	55	45	30	20	10	5	0	0	0	0	215	6
1,140	1,160	95	60	45	35	20	15	5	0	0	0	0	221	7
1,160	1,180	95	60	50	35	25	15	5	0	0	0	0	228	9
1,180	1,200	100	65	50	40	25	15	10	0	0	0	0	234	11
1,200	1,220	105	65	55	40	30	20	10	0	0	0	0	241	12
1,220	1,240	110	70	55	45	30	20	15	5	0	0	0	247	14
1,240	1,260	110	70	60	45	35	25	15	5	0	0	0	253	15
1,260	1,280	115	75	60	50	35	25	15	10	0	0	0	260	17
1,280	1,300	120	80	65	50	40	25	20	10	0	0	0	266	19
1,300	1,320	120	85	65	55	40	30	20	10	5	0	0	273	20
1,320	1,340	125	85	70	55	45	30	20	15	5	0	0	279	22
1,340	1,360	130	90	75	60	50	35	25	15	5	0	0	285	23
1,360	1,380	135	95	75	65	50	40	25	15	10	0	0	292	25
1,380	1,400	135	100	80	65	55	40	25	20	10	0	0	298	27
1,400	1,440	140	105	85	70	55	45	30	20	15	5	0	305	28
1,440	1,480	150	110	95	75	60	50	35	25	15	10	0	317	31
1,480	1,520	155	115	100	85	70	55	45	30	20	10	5	330	35
1,520	1,560	165	125	110	90	75	60	50	35	25	15	5	343	39
1,560	1,600	170	130	115	100	80	65	55	40	25	20	10	356	44
1,600	1,640	180	140	120	105	90	70	60	45	35	25	15	369	50
1,640	1,680	185	145	130	115	95	80	65	50	40	25	20	381	55
1,680	1,720	190	155	135	120	105	85	70	55	45	30	20	394	61
1,720	1,760	200	160	145	125	110	95	75	60	50	35	25	410	66
1,760	1,800	205	170	150	135	115	100	85	70	55	40	30	427	71
1,800	1,840	215	175	160	140	125	110	90	75	60	50	35	444	77
1,840	1,880	220	180	165	150	130	115	100	80	65	55	40	460	82
1,880	1,920	230	190	175	155	140	120	105	90	70	60	45	477	88
1,920	1,960	235	195	180	165	145	130	115	95	80	65	50	494	93
1,960	2,000	245	205	185	170	155	135	120	105	85	70	55	511	99
2,000	2,040	255	210	195	175	160	145	125	110	95	75	60	526	107
2,040	2,080	260	220	200	185	170	150	135	115	100	85	70	541	114
2,080	2,120	270	225	210	190	175	160	140	125	110	90	75	556	121
2,120	2,160	280	235	215	200	180	165	150	130	115	100	80	571	128
2,160	2,200	290	240	225	205	190	175	155	140	120	105	90	586	136
2,200	2,240	300	250	230	215	195	180	165	145	130	115	95	601	143
2,240	2,280	310	260	240	220	205	190	170	155	135	120	105	615	150
2,280	2,320	320	270	250	230	210	195	180	160	145	130	110	629	157

日額表  
甲表  
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人
以 上	未 満	税 額										額	額	
2,320	2,360	330	280	260	235	220	205	185	170	155	135	120	643	164
2,360	2,400	340	290	270	245	230	210	195	180	160	145	130	657	171
2,400	2,440	350	300	280	255	235	220	205	185	170	150	135	674	179
2,440	2,480	360	310	290	265	245	230	210	195	175	160	145	692	186
2,480	2,520	370	320	300	275	255	235	220	200	185	170	150	710	193
2,520	2,560	380	330	310	285	265	245	225	210	195	175	160	728	200
2,560	2,600	390	340	320	295	275	255	235	220	200	185	170	746	207
2,600	2,640	400	350	330	305	285	265	245	225	210	190	175	764	215
2,640	2,700	410	360	340	320	300	275	255	235	220	200	185	782	222
2,700	2,760	425	375	355	335	315	290	270	250	230	215	200	809	233
2,760	2,820	440	390	370	350	330	305	285	265	245	225	210	836	243
2,820	2,880	455	405	385	365	345	320	300	280	260	240	220	863	254
2,880	2,940	470	420	400	380	360	335	315	295	275	255	235	890	265
2,940	3,000	485	435	415	395	375	350	330	310	290	270	245	917	276
3,000	3,060	500	450	430	410	390	365	345	325	305	285	260	944	287
3,060	3,120	515	465	445	425	405	380	360	340	320	300	275	971	298
3,120	3,180	530	480	460	440	420	395	375	355	335	315	290	998	310
3,180	3,240	545	495	475	455	435	410	390	370	350	330	305	1,025	322
3,240	3,300	560	510	490	470	450	425	405	385	365	345	320	1,052	336
3,300	3,360	575	525	505	485	465	440	420	400	380	360	335	1,079	351
3,360	3,420	590	540	520	500	480	455	435	415	395	375	350	1,106	366
3,420	3,480	610	555	535	515	495	470	450	430	410	390	365	1,131	381
3,480	3,540	625	570	550	530	510	485	465	445	425	405	380	1,155	396
3,540	3,600	645	585	565	545	525	500	480	460	440	420	395	1,179	411
3,600	3,660	665	605	580	560	540	515	495	475	455	435	410	1,203	426
3,660	3,720	680	625	600	575	555	530	510	490	470	450	425	1,227	441
3,720	3,780	700	640	615	590	570	545	525	505	485	465	440	1,251	456
3,780	3,840	715	660	635	610	585	560	540	520	500	480	455	1,276	471
3,840	3,900	735	675	650	625	600	575	555	535	515	495	470	1,306	486
3,900	3,960	755	695	670	645	620	595	570	550	530	510	485	1,336	501
3,960	4,020	770	715	690	660	635	610	585	565	545	525	500	1,366	516
4,020	4,080	790	730	705	680	655	630	605	580	560	540	515	1,396	531
4,080	4,140	805	750	725	700	675	650	625	600	575	555	530	1,426	546
4,140	4,200	825	765	740	715	690	665	640	615	590	570	545	1,456	561
4,200	4,260	845	785	760	735	710	685	660	635	610	585	560	1,486	576
4,260	4,320	860	805	780	750	725	700	675	650	625	600	575	1,516	591
4,320	4,380	880	820	795	770	745	720	695	670	645	620	595	1,546	606
4,380	4,440	895	840	815	790	765	740	715	690	660	635	610	1,576	621
4,440	4,500	915	855	830	805	780	755	730	705	680	655	630	1,606	636
4,500	4,580	935	880	855	825	800	775	750	725	700	675	650	1,636	651
4,580	4,660	960	900	875	850	825	800	775	750	725	700	675	1,676	671
4,660	4,740	985	925	900	875	850	825	800	775	750	725	700	1,716	691
4,740	4,820	1,010	950	925	900	875	850	825	800	775	750	725	1,756	711
4,820	4,900	1,040	975	950	925	900	875	850	825	795	770	745	1,792	731
4,900	4,980	1,065	1,000	975	945	920	895	870	845	820	795	770	1,828	751
4,980	5,060	1,095	1,025	995	970	945	920	895	870	845	820	795	1,864	771
5,060	5,140	1,120	1,055	1,025	995	970	945	920	895	870	845	820	1,900	791
5,140	5,220	1,150	1,080	1,050	1,025	995	970	945	920	895	870	845	1,936	815
5,220	5,300	1,180	1,110	1,080	1,050	1,020	995	970	945	915	890	865	1,972	839
5,300	5,380	1,205	1,140	1,110	1,080	1,050	1,020	990	965	940	915	890	2,008	863

日額表  
甲表  
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未 満	税 額											額	額
5,380	5,460	1,235	1,165	1,135	1,105	1,080	1,050	1,020	990	965	940	915	2,044	887
5,460	5,540	1,260	1,195	1,165	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	990	965	940	2,080	911
5,540	5,620	1,290	1,220	1,190	1,165	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	990	965	2,116	935
5,620	5,700	1,320	1,250	1,220	1,190	1,160	1,130	1,105	1,075	1,045	1,015	985	2,152	959
5,700	5,780	1,345	1,280	1,250	1,220	1,190	1,160	1,130	1,100	1,070	1,045	1,015	2,188	983
5,780	5,860	1,375	1,305	1,275	1,245	1,220	1,190	1,160	1,130	1,100	1,070	1,040	2,224	1,007
5,860	5,940	1,400	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	1,130	1,100	1,070	2,261	1,031
5,940	6,020	1,430	1,360	1,330	1,305	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	1,095	2,305	1,055
6,020	6,100	1,460	1,390	1,360	1,330	1,300	1,270	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	2,349	1,079
6,100	6,180	1,485	1,420	1,390	1,360	1,330	1,300	1,270	1,240	1,210	1,185	1,155	2,393	1,103
6,180	6,260	1,515	1,445	1,415	1,385	1,360	1,330	1,300	1,270	1,240	1,210	1,180	2,437	1,127
6,260	6,340	1,540	1,475	1,445	1,415	1,385	1,355	1,325	1,295	1,270	1,240	1,210	2,481	1,151
6,340	6,420	1,570	1,500	1,470	1,445	1,415	1,385	1,355	1,325	1,295	1,265	1,235	2,525	1,175
6,420	6,500	1,600	1,530	1,500	1,470	1,440	1,410	1,385	1,355	1,325	1,295	1,265	2,569	1,199
6,500円		1,610	1,545	1,515	1,485	1,455	1,425	1,395	1,365	1,340	1,310	1,280	2,613	1,223
6,500円をこえ 7,530円に満た ない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額											2,613円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 6,500円を こえる金額 の50%に 相当する 金額を加算 した金額	1,223円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 6,500円を こえる金額 の35%に 相当する 金額を加算 した金額
7,530円		1,970	1,905	1,875	1,845	1,815	1,785	1,755	1,725	1,700	1,670	1,640	3,128	1,583
7,530円をこえ 11,700円に満た ない金額		7,530円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,530円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額											3,128円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 7,530円を こえる金額 の55%に 相当する 金額を加算 した金額	1,583円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 7,530円を こえる金額 の40%に 相当する 金額を加算 した金額
11,700円		3,640	3,575	3,545	3,515	3,485	3,455	3,425	3,395	3,370	3,340	3,310	5,421	3,251
11,700円をこえ 17,250円に満た ない金額		11,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,700円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											5,421円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 11,700円を こえる金額 の60%に 相当する 金額を加算 した金額	3,251円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 11,700円を こえる金額 の45%に 相当する 金額を加算 した金額

口 日 額 表  
甲 表  
(五)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 の 数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上 未満	税 額												
17,250円	6,140 <sup>円</sup>	6,070 <sup>円</sup>	6,040 <sup>円</sup>	6,010 <sup>円</sup>	5,980 <sup>円</sup>	5,950 <sup>円</sup>	5,920 <sup>円</sup>	5,890 <sup>円</sup>	5,865 <sup>円</sup>	5,835 <sup>円</sup>	5,805 <sup>円</sup>	8,751 <sup>円</sup>	5,748 <sup>円</sup>
17,250円をこえ る金額	17,250円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,250円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											8,751円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 17,250円 をこえる金 額の65% に相当する 金額を加算 した金額	5,748円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のうち 17,250円 をこえる金 額の50% に相当する 金額を加算 した金額
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人 をこえる1人ごとに12円を控除した金額												従たる給与 についての 扶養控除申 告書が提出 されている 場合には、 当該申告書 に記載され た扶養親族 の数に応じ、 扶養親族 1人ごとに 12円を、 上の各欄に よつて求め た税額から 控除した金 額	—
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに14 円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき14円を、上の各欄によつ て求めた税額から控除した金額													—

(備考 税額の求め方)

- (一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(二)に該当する者を除く。)については、
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、
    - (イ) まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額(障害者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から14円(所得税法の一部を改正する法律附則第三項に規定する遺族年金(障害者にあつては、同項に規定する障害年金)を受ける者が昭和34年4月1日から昭和35年12月31日までの間に受けるべき給与については、20円)を控除した金額)が、その求める税額である。
    - (ロ) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。
  - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。)は、
    - (イ) (一)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに12円を控除した金額)が、その求める税額である。
    - (ロ) 日雇労働者の受ける給与(第三十八条第一項第六号の給与をいう。)については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (二) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、第1順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がないものとみなして(一)(1)(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。
- (三) この表の甲欄は、乙表の備考(一)に定める場合を除き、乙表適用者には適用しない。

ロ 日 額 表

乙 表 (扶養親族及び合計所得金額の見積額が5万円をこえる配偶者を有する給与所得者について  
甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
520	530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
530	540	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
540	550	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
550	560	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
560	570	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
570	580	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
580	590	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
590	600	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
600	610	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
610	620	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
620	630	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
630	640	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
640	650	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
650	660	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
660	670	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
670	680	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
680	700	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
700	720	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
720	740	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
740	760	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0
760	780	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
780	800	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0
800	820	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0
820	840	25	20	10	0	0	0	0	0	0	0
840	860	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0
860	880	35	20	15	5	0	0	0	0	0	0
880	900	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0
900	920	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0
920	940	40	25	20	10	0	0	0	0	0	0
940	960	40	30	20	10	5	0	0	0	0	0
960	980	45	30	20	15	5	0	0	0	0	0
980	1,000	45	35	25	15	5	0	0	0	0	0
1,000	1,020	50	35	25	15	10	0	0	0	0	0
1,020	1,040	50	40	25	20	10	0	0	0	0	0
1,040	1,060	55	40	30	20	10	5	0	0	0	0
1,060	1,080	55	45	30	20	15	5	0	0	0	0
1,080	1,100	60	45	35	25	15	5	0	0	0	0
1,100	1,120	60	50	35	25	15	5	0	0	0	0
1,120	1,140	65	50	40	25	20	10	0	0	0	0
1,140	1,160	65	55	40	30	20	10	5	0	0	0
1,160	1,180	70	55	45	30	20	15	5	0	0	0
1,180	1,200	75	60	45	35	25	15	5	0	0	0
1,200	1,220	75	60	50	35	25	15	10	0	0	0
1,220	1,240	80	65	50	40	25	20	10	0	0	0
1,240	1,260	85	70	55	40	30	20	10	5	0	0
1,260	1,280	85	70	60	45	35	20	15	5	0	0
1,280	1,300	90	75	60	50	35	25	15	5	0	0
1,300	1,320	95	80	65	50	40	25	15	10	0	0
1,320	1,340	100	80	65	55	40	25	15	10	0	0
1,340	1,360	100	85	70	55	45	30	20	10	5	0

ロ 日 額 表  
乙 表  
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,360	1,380	105	90	70	60	45	35	20	15	5	0
1,380	1,400	110	90	75	60	50	35	25	15	5	0
1,400	1,440	115	95	80	65	55	40	25	20	10	0
1,440	1,480	120	105	90	70	60	45	35	20	15	5
1,480	1,520	130	110	95	80	65	50	40	25	15	10
1,520	1,560	135	120	100	85	70	55	45	30	20	15
1,560	1,600	145	125	110	95	75	60	50	35	25	15
1,600	1,640	150	135	115	100	85	65	55	40	30	20
1,640	1,680	155	140	125	105	90	75	60	45	35	25
1,680	1,720	165	150	130	115	95	80	65	55	40	25
1,720	1,760	170	155	140	120	105	90	70	60	45	35
1,760	1,800	180	160	145	130	110	95	80	65	50	40
1,800	1,840	185	170	155	135	120	100	85	70	55	45
1,840	1,880	195	175	160	145	125	110	95	75	60	50
1,880	1,920	200	185	165	150	135	115	100	85	65	55
1,920	1,960	210	190	175	155	140	125	105	90	75	60
1,960	2,000	215	200	180	165	150	130	115	95	80	65
2,000	2,040	220	205	190	170	155	140	120	105	90	70
2,040	2,080	230	215	195	180	160	145	130	110	95	80
2,080	2,120	235	220	205	185	170	155	135	120	100	85
2,120	2,160	245	225	210	195	175	160	145	125	110	95
2,160	2,200	255	235	215	200	185	165	150	135	115	100
2,200	2,240	265	240	225	210	190	175	155	140	125	105
2,240	2,280	275	250	230	215	200	180	165	150	130	115
2,280	2,320	285	260	240	225	205	190	175	155	140	125
2,320	2,360	295	270	250	230	215	200	180	165	150	130
2,360	2,400	305	280	260	240	225	205	190	170	155	140
2,400	2,440	315	290	270	250	230	215	195	180	165	145
2,440	2,480	325	300	280	260	240	220	205	190	170	155
2,480	2,520	335	310	290	270	250	230	215	195	180	165
2,520	2,560	345	320	300	280	260	240	220	205	190	170
2,560	2,600	355	330	310	290	270	250	230	210	195	180
2,600	2,640	365	340	320	300	280	260	235	220	205	185
2,640	2,700	375	355	335	310	290	270	250	230	215	195
2,700	2,760	390	370	350	325	305	285	265	245	225	210
2,760	2,820	405	385	365	340	320	300	280	260	235	220
2,820	2,880	420	400	380	355	335	315	295	275	250	235
2,880	2,940	435	415	395	370	350	330	310	290	265	245
2,940	3,000	450	430	410	385	365	345	325	305	280	260
3,000	3,060	465	445	425	400	380	360	340	320	295	275
3,060	3,120	480	460	440	415	395	375	355	335	310	290
3,120	3,180	495	475	455	430	410	390	370	350	325	305
3,180	3,240	510	490	470	445	425	405	385	365	340	320
3,240	3,300	525	505	485	460	440	420	400	380	355	335
3,300	3,360	540	520	500	475	455	435	415	395	370	350
3,360	3,420	555	535	515	490	470	450	430	410	385	365
3,420	3,480	570	550	530	505	485	465	445	425	400	380
3,480	3,540	585	565	545	520	500	480	460	440	415	395
3,540	3,600	605	580	560	535	515	495	475	455	430	410
3,600	3,660	620	595	575	550	530	510	490	470	445	425

口日額表  
乙表  
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
3,660	3,720	640	615	590	565	545	525	505	485	460	440
3,720	3,780	660	630	605	580	560	540	520	500	475	455
3,780	3,840	675	650	625	600	575	555	535	515	490	470
3,840	3,900	695	670	645	620	595	570	550	530	505	485
3,900	3,960	710	685	660	635	610	585	565	545	520	500
3,960	4,020	730	705	680	655	630	605	580	560	535	515
4,020	4,080	750	720	695	670	645	620	595	575	550	530
4,080	4,140	765	740	715	690	665	640	615	590	565	545
4,140	4,200	785	760	735	710	685	660	630	605	580	560
4,200	4,260	800	775	750	725	700	675	650	625	600	575
4,260	4,320	820	795	770	745	720	695	670	645	620	595
4,320	4,380	840	810	785	760	735	710	685	660	635	610
4,380	4,440	855	830	805	780	755	730	705	680	655	630
4,440	4,500	875	850	825	800	775	750	720	695	670	645
4,500	4,580	895	870	845	820	795	770	745	720	695	670
4,580	4,660	920	895	870	845	820	795	765	740	715	690
4,660	4,740	945	915	890	865	840	815	790	765	740	715
4,740	4,820	965	940	915	890	865	840	815	790	765	740
4,820	4,900	990	965	940	915	890	865	840	815	790	765
4,900	4,980	1,015	990	965	940	915	890	865	840	815	790
4,980	5,060	1,045	1,015	990	965	940	915	885	860	835	810
5,060	5,140	1,075	1,045	1,015	985	960	935	910	885	860	835
5,140	5,220	1,100	1,070	1,045	1,015	985	960	935	910	885	860
5,220	5,300	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	985	960	935	910	885
5,300	5,380	1,155	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	985	960	935	910
5,380	5,460	1,185	1,155	1,125	1,095	1,070	1,040	1,010	980	955	930
5,460	5,540	1,215	1,185	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,010	980	955
5,540	5,620	1,240	1,210	1,185	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,005	980
5,620	5,700	1,270	1,240	1,210	1,180	1,150	1,120	1,095	1,065	1,035	1,005
5,700	5,780	1,295	1,270	1,240	1,210	1,180	1,150	1,120	1,090	1,060	1,035
5,780	5,860	1,325	1,295	1,265	1,235	1,210	1,180	1,150	1,120	1,090	1,060
5,860	5,940	1,355	1,325	1,295	1,265	1,235	1,205	1,175	1,150	1,120	1,090
5,940	6,020	1,380	1,350	1,325	1,295	1,265	1,235	1,205	1,175	1,145	1,115
6,020	6,100	1,410	1,380	1,350	1,320	1,290	1,260	1,235	1,205	1,175	1,145
6,100	6,180	1,435	1,410	1,380	1,350	1,320	1,290	1,260	1,230	1,200	1,175
6,180	6,260	1,465	1,435	1,405	1,375	1,350	1,320	1,290	1,260	1,230	1,200
6,260	6,340	1,495	1,465	1,435	1,405	1,375	1,345	1,315	1,290	1,260	1,230
6,340	6,420	1,520	1,490	1,465	1,435	1,405	1,375	1,345	1,315	1,285	1,255
6,420	6,500	1,550	1,520	1,490	1,460	1,430	1,400	1,375	1,345	1,315	1,285
6,500円		1,565	1,535	1,505	1,475	1,445	1,415	1,385	1,360	1,330	1,300
6,500円をこえ 7,530円に満た ない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる 金額の35%に相当する金額を加算した金額									
7,530円		1,925	1,895	1,865	1,835	1,805	1,775	1,745	1,720	1,690	1,660
7,530円をこえ 11,700円に満た ない金額		7,530円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,530円をこえる 金額の40%に相当する金額を加算した金額									

ロ 日 額 表  
乙 表  
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶 養 親 族 の 数									
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上 未 満	税 額									
11,700 円	3,595 <sup>円</sup>	3,565 <sup>円</sup>	3,535 <sup>円</sup>	3,505 <sup>円</sup>	3,475 <sup>円</sup>	3,445 <sup>円</sup>	3,415 <sup>円</sup>	3,390 <sup>円</sup>	3,360 <sup>円</sup>	3,330 <sup>円</sup>
11,700 円をこえ 17,250 円に満たな い金額	11,700 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,700 円をこえる 金額の 45% に相当する金額を加算した金額									
17,250 円	6,090 <sup>円</sup>	6,060 <sup>円</sup>	6,030 <sup>円</sup>	6,000 <sup>円</sup>	5,970 <sup>円</sup>	5,940 <sup>円</sup>	5,910 <sup>円</sup>	5,885 <sup>円</sup>	5,855 <sup>円</sup>	5,825 <sup>円</sup>
17,250 円をこえる 金額	17,250 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,250 円をこえる 金額の 50% に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が 10 人をこえる 場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額										
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である 場合には、これらの一に該当するごとに 14 円を、扶養親族で ある障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 14 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										

(備考 税額の求め方)

- (一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(二)に該当しない者)のうち乙表適用者については、
- (1) まず、その者(扶養親族の数が 10 人をこえる者を除く。)のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額(障害者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から 14 円(所得税法の一部を改正する法律附則第三項に規定する遺族年金(障害者にあつては、同項に規定する障害年金)を受ける者が昭和 34 年 4 月 1 日から昭和 35 年 12 月 31 日までの間に受けるべき給与については、20 円)を控除した金額)が、その求める税額である。
  - (2) 扶養親族の数が 10 人をこえる者については、その者を扶養親族の数が 10 人である者として(1)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (二) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、第 1 順位の扶養親族のないもの)については、この表によらず、日額表甲表により税額を求める。

よる賞与の金額に乘すべき率の表)

の 規 定 の 適 用 が あ る 場 合										乙 第三十八条第一	
族 の 数										項第七号ロの規定の	
6 人		7 人		8 人		9 人		10人以上		適用がある場合	
除 後 の 給 与 の 金 額										前月の社会保険料控	
										除後の給与の金額	
以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満
円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満
25,800	27,100	28,100	29,500	30,400	31,800	32,600	34,100	34,800	36,400	1,000	2,100
27,100	28,500	29,500	30,900	31,800	33,300	34,100	35,800	36,400	38,200	2,100	3,300
28,500	29,900	30,900	32,500	33,300	35,000	35,800	37,600	38,200	40,200	3,300	4,500
29,900	31,500	32,500	34,200	35,000	36,900	37,600	39,600	40,200	42,300	4,500	6,500
31,500	34,900	34,200	37,200	36,900	39,500	39,600	41,900	42,300	44,200	6,500	9,300
34,900	38,500	37,200	41,000	39,500	43,600	41,900	46,200	44,200	48,700	9,300	9,900
38,500	41,700	41,000	44,200	43,600	46,700	46,200	49,200	48,700	51,700	9,900	14,200
41,700	45,800	44,200	48,300	46,700	50,800	49,200	53,300	51,700	55,000	14,200	15,000
45,800	50,900	48,300	53,600	50,800	55,400	53,300	57,100	55,000	58,900	15,000	27,300
50,900	63,100	53,600	64,600	55,400	66,200	57,100	68,000	58,900	70,000	27,300	28,800
63,100	67,400	64,600	69,600	66,200	71,700	68,000	73,900	70,000	76,100	28,800	31,700
67,400	73,800	69,600	76,200	71,700	78,600	73,900	81,000	76,100	83,300	31,700	33,300
73,800	99,300	76,200	101,400	78,600	103,500	81,000	105,600	83,300	107,600	33,300	45,800
99,300	108,300	101,400	110,600	103,500	112,900	105,600	115,200	107,600	117,400	45,800	48,000
108,300	128,700	110,600	130,700	112,900	132,700	115,200	134,700	117,400	136,700	48,000	63,300
128,700	139,900	130,700	142,000	132,700	144,200	134,700	146,400	136,700	148,600	63,300	66,300
139,900	153,200	142,000	155,600	144,200	157,900	146,400	160,300	148,600	162,700	66,300	69,500
153,200	203,500	155,600	205,600	157,900	207,600	160,300	209,700	162,700	211,800	69,500	102,700
203,500	222,000	205,600	224,200	207,600	226,500	209,700	228,800	211,800	231,100	102,700	107,500
222,000	295,300	224,200	297,300	226,500	299,300	228,800	301,300	231,100	303,300	107,500	155,900
295,300	321,000	297,300	323,200	299,300	325,400	301,300	327,500	303,300	329,700	155,900	163,200
321,000	351,600	323,200	354,000	325,400	356,300	327,500	358,700	329,700	361,100	163,200	171,200
351,600	446,500	354,000	448,600	356,300	450,700	358,700	452,800	361,100	454,900	171,200	235,200
446,500	487,100	448,600	489,400	450,700	491,700	452,800	493,900	454,900	496,200	235,200	246,400
487,100円以上		489,400円以上		491,700円以上		493,900円以上		496,200円以上		246,400円以上	

れた社会保険料の金額を控除し、  
 保険料控除後の給与の金額」欄において該当する行を求め  
 る率である。

れているときを含む)は、(3)に該当する場合を除き、

する行を求め

る率である。

給与から控除された社会保険料の金額を控除した後の金額が零であるときは、この表によらず、第三十八条第一項

順位の扶養親族のないもの)については、その者を扶養親族がないものとみなして(1)により求めた率が、その

別表第四 賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ及びロ並びに同条第四項の規定に

賞与の 金額に 乗ずべ き率	第三十八条第一項第七号イ													
	扶 養 親													
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人			
	前月の社会保険料控													
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
0 %	7,500	円未満	13,300	円未満	15,800	円未満	18,300	円未満	20,800	円未満	23,300	円未満		
2	7,500	7,900	13,300	14,000	15,800	16,700	18,300	19,300	20,800	21,900	23,300	24,600		
4	7,900	8,300	14,000	14,800	16,700	17,600	19,300	20,400	21,900	23,100	24,600	25,900		
6	8,300	8,800	14,800	15,700	17,600	18,600	20,400	21,600	23,100	24,500	25,900	27,400		
8	8,800	9,400	15,700	16,700	18,600	19,800	21,600	22,900	24,500	26,000	27,400	28,800		
10	9,400	17,600	16,700	24,100	19,800	26,800	22,900	28,800	26,000	30,700	28,800	32,700		
12	17,600	19,800	24,100	27,000	26,800	29,100	28,800	31,200	30,700	33,300	32,700	35,900		
14	19,800	26,800	27,000	31,000	29,100	32,700	31,200	34,800	33,300	37,100	35,900	39,400		
16	26,800	28,800	31,000	32,100	32,700	35,800	34,800	38,300	37,100	40,800	39,400	43,300		
18	28,800	33,300	32,100	37,000	35,800	39,800	38,300	42,600	40,800	45,400	43,300	48,100		
20	33,300	51,200	37,000	55,600	39,800	57,100	42,600	58,600	45,400	60,100	48,100	61,600		
22	51,200	55,400	55,600	59,100	57,100	60,800	58,600	62,400	60,100	64,000	61,600	65,600		
24	55,400	60,600	59,100	63,200	60,800	64,900	62,400	66,700	64,000	69,000	65,600	71,400		
26	60,600	84,000	63,200	88,900	64,900	91,000	66,700	93,100	69,000	95,100	71,400	97,200		
28	84,000	91,700	88,900	97,000	91,000	99,200	93,100	101,500	95,100	103,800	97,200	106,100		
30	91,700	114,000	97,000	118,700	99,200	120,700	101,500	122,700	103,800	124,700	106,100	126,700		
32	114,000	123,900	118,700	129,000	120,700	131,200	122,700	133,300	124,700	135,500	126,700	137,700		
34	123,900	135,700	129,000	141,300	131,200	143,700	133,300	146,000	135,500	148,400	137,700	150,800		
36	135,700	188,200	141,300	192,600	143,700	195,100	146,000	197,200	148,400	199,300	150,800	201,400		
38	188,200	205,300	192,600	210,600	195,100	212,900	197,200	215,200	199,300	217,400	201,400	219,700		
40	205,300	280,700	210,600	285,300	212,900	287,300	215,200	289,300	217,400	291,300	219,700	293,300		
42	280,700	305,100	285,300	310,100	287,300	312,300	289,300	314,500	291,300	316,700	293,300	318,800		
44	305,100	334,100	310,100	339,700	312,300	342,100	314,500	344,400	316,700	346,800	318,800	349,200		
46	334,100	431,300	339,700	436,100	342,100	438,200	344,400	440,300	346,800	442,400	349,200	444,400		
48	431,300	470,500	436,100	475,800	438,200	478,000	440,300	480,300	442,400	482,600	444,400	484,800		
50	470,500	円以上	475,800	円以上	478,000	円以上	480,300	円以上	482,600	円以上	484,800	円以上		

(備考 賞与の金額に乗すべき率の求め方)

- (一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(≡に該当しない者)については、
    - (1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、(3)に該当する場合を除き、
      - (イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賞与を除く。以下同じ。)の金額から、当該給与から控除さ
      - (ロ) 次に、その者の申告された扶養親族の数と(イ)による控除後の給与の金額とに応じ、甲欄の「前月の社会
      - (ハ) (イ)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求め
    - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき(従たる給与についての扶養控除申告書が提出さ
    - (イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除し、
    - (ロ) (イ)による控除後の給与の金額に応じ、乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄において該当
    - (ハ) (イ)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求め
  - (3) その者が前月中に給与の支払を受けなかつたとき及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額から当該第七号ハ及びニの規定により税額を計算する。
- (二) 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者(すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、第1求める率である。(一)の(3)と同様の場合には、(一)の(3)に準じて税額を計算する。)

別表第五 退職所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第三項の規定による所得税額表又は第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

(一)

退職所得の特金 の控除後の 所得額			税額	退職所得の特金 の控除後の 所得額			税額	退職所得の特金 の控除後の 所得額			税額
以上	未満	税額		以上	未満	税額		以上	未満	税額	
1,000	2,000	0	50,000	51,000	2,500	140,000	142,000	7,000			
1,000	2,000	50	51,000	52,000	2,550	142,000	144,000	7,100			
2,000	3,000	100	52,000	53,000	2,600	144,000	146,000	7,200			
3,000	4,000	150	53,000	54,000	2,650	146,000	148,000	7,300			
4,000	5,000	200	54,000	55,000	2,700	148,000	150,000	7,400			
5,000	6,000	250	55,000	56,000	2,750	150,000	152,000	7,500			
6,000	7,000	300	56,000	57,000	2,800	152,000	154,000	7,600			
7,000	8,000	350	57,000	58,000	2,850	154,000	156,000	7,700			
8,000	9,000	400	58,000	59,000	2,900	156,000	158,000	7,800			
9,000	10,000	450	59,000	60,000	2,950	158,000	160,000	7,900			
10,000	11,000	500	60,000	62,000	3,000	160,000	162,000	8,000			
11,000	12,000	550	62,000	64,000	3,100	162,000	164,000	8,100			
12,000	13,000	600	64,000	66,000	3,200	164,000	166,000	8,200			
13,000	14,000	650	66,000	68,000	3,300	166,000	168,000	8,300			
14,000	15,000	700	68,000	70,000	3,400	168,000	170,000	8,400			
15,000	16,000	750	70,000	72,000	3,500	170,000	172,000	8,500			
16,000	17,000	800	72,000	74,000	3,600	172,000	174,000	8,600			
17,000	18,000	850	74,000	76,000	3,700	174,000	176,000	8,700			
18,000	19,000	900	76,000	78,000	3,800	176,000	178,000	8,800			
19,000	20,000	950	78,000	80,000	3,900	178,000	180,000	8,900			
20,000	21,000	1,000	80,000	82,000	4,000	180,000	184,000	9,000			
21,000	22,000	1,050	82,000	84,000	4,100	184,000	188,000	9,200			
22,000	23,000	1,100	84,000	86,000	4,200	188,000	192,000	9,400			
23,000	24,000	1,150	86,000	88,000	4,300	192,000	196,000	9,600			
24,000	25,000	1,200	88,000	90,000	4,400	196,000	200,000	9,800			
25,000	26,000	1,250	90,000	92,000	4,500	200,000	204,000	10,000			
26,000	27,000	1,300	92,000	94,000	4,600	204,000	208,000	10,300			
27,000	28,000	1,350	94,000	96,000	4,700	208,000	212,000	10,600			
28,000	29,000	1,400	96,000	98,000	4,800	212,000	216,000	10,900			
29,000	30,000	1,450	98,000	100,000	4,900	216,000	220,000	11,200			
30,000	31,000	1,500	100,000	102,000	5,000	220,000	224,000	11,500			
31,000	32,000	1,550	102,000	104,000	5,100	224,000	228,000	11,800			
32,000	33,000	1,600	104,000	106,000	5,200	228,000	232,000	12,100			
33,000	34,000	1,650	106,000	108,000	5,300	232,000	236,000	12,400			
34,000	35,000	1,700	108,000	110,000	5,400	236,000	240,000	12,700			
35,000	36,000	1,750	110,000	112,000	5,500	240,000	244,000	13,000			
36,000	37,000	1,800	112,000	114,000	5,600	244,000	248,000	13,300			
37,000	38,000	1,850	114,000	116,000	5,700	248,000	252,000	13,600			
38,000	39,000	1,900	116,000	118,000	5,800	252,000	256,000	13,900			
39,000	40,000	1,950	118,000	120,000	5,900	256,000	260,000	14,200			
40,000	41,000	2,000	120,000	122,000	6,000	260,000	264,000	14,500			
41,000	42,000	2,050	122,000	124,000	6,100	264,000	268,000	14,800			
42,000	43,000	2,100	124,000	126,000	6,200	268,000	272,000	15,100			
43,000	44,000	2,150	126,000	128,000	6,300	272,000	276,000	15,400			
44,000	45,000	2,200	128,000	130,000	6,400	276,000	280,000	15,700			
45,000	46,000	2,250	130,000	132,000	6,500	280,000	284,000	16,000			
46,000	47,000	2,300	132,000	134,000	6,600	284,000	288,000	16,300			
47,000	48,000	2,350	134,000	136,000	6,700	288,000	292,000	16,600			
48,000	49,000	2,400	136,000	138,000	6,800	292,000	296,000	16,900			
49,000	50,000	2,450	138,000	140,000	6,900	296,000	300,000	17,200			

(二)

の特金の 所得後の 除職控 退別額			の特金の 所得後の 除職控 退別額			の特金の 所得後の 除職控 退別額		
税額		税額	税額		税額	税額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
300,000	304,000	17,500	540,000	546,000	39,000	860,000	868,000	71,000
304,000	308,000	17,800	546,000	552,000	39,600	868,000	876,000	71,800
308,000	312,000	18,100	552,000	558,000	40,200	876,000	884,000	72,600
312,000	316,000	18,400	558,000	564,000	40,800	884,000	892,000	73,400
316,000	320,000	18,700	564,000	570,000	41,400	892,000	900,000	74,200
320,000	324,000	19,000	570,000	576,000	42,000	900,000	908,000	75,000
324,000	328,000	19,300	576,000	582,000	42,600	908,000	916,000	75,800
328,000	332,000	19,600	582,000	588,000	43,200	916,000	924,000	76,600
332,000	336,000	19,900	588,000	594,000	43,800	924,000	932,000	77,400
336,000	340,000	20,200	594,000	600,000	44,400	932,000	940,000	78,200
340,000	344,000	20,500	600,000	606,000	45,000	940,000	948,000	79,000
344,000	348,000	20,800	606,000	612,000	45,600	948,000	956,000	79,800
348,000	352,000	21,100	612,000	618,000	46,200	956,000	964,000	80,600
352,000	356,000	21,400	618,000	624,000	46,800	964,000	972,000	81,400
356,000	360,000	21,700	624,000	630,000	47,400	972,000	980,000	82,200
360,000	364,000	22,000	630,000	636,000	48,000	980,000	988,000	83,000
364,000	368,000	22,300	636,000	642,000	48,600	988,000	996,000	83,800
368,000	372,000	22,600	642,000	648,000	49,200	996,000	1,004,000	84,600
372,000	376,000	22,900	648,000	654,000	49,800	1,004,000	1,012,000	85,500
376,000	380,000	23,200	654,000	660,000	50,400	1,012,000	1,020,000	86,500
380,000	384,000	23,500	660,000	666,000	51,000	1,020,000	1,028,000	87,500
384,000	388,000	23,800	666,000	672,000	51,600	1,028,000	1,036,000	88,500
388,000	392,000	24,100	672,000	678,000	52,200	1,036,000	1,044,000	89,500
392,000	396,000	24,400	678,000	684,000	52,800	1,044,000	1,052,000	90,500
396,000	400,000	24,700	684,000	690,000	53,400	1,052,000	1,060,000	91,500
400,000	404,000	25,000	690,000	696,000	54,000	1,060,000	1,068,000	92,500
404,000	408,000	25,400	696,000	702,000	54,600	1,068,000	1,076,000	93,500
408,000	412,000	25,800	702,000	708,000	55,200	1,076,000	1,084,000	94,500
412,000	416,000	26,200	708,000	714,000	55,800	1,084,000	1,092,000	95,500
416,000	420,000	26,600	714,000	720,000	56,400	1,092,000	1,100,000	96,500
420,000	426,000	27,000	720,000	726,000	57,000	1,100,000	1,108,000	97,500
426,000	432,000	27,600	726,000	732,000	57,600	1,108,000	1,116,000	98,500
432,000	438,000	28,200	732,000	738,000	58,200	1,116,000	1,124,000	99,500
438,000	444,000	28,800	738,000	744,000	58,800	1,124,000	1,132,000	100,500
444,000	450,000	29,400	744,000	750,000	59,400	1,132,000	1,140,000	101,500
450,000	456,000	30,000	750,000	756,000	60,000	1,140,000	1,148,000	102,500
456,000	462,000	30,600	756,000	762,000	60,600	1,148,000	1,156,000	103,500
462,000	468,000	31,200	762,000	768,000	61,200	1,156,000	1,164,000	104,500
468,000	474,000	31,800	768,000	774,000	61,800	1,164,000	1,172,000	105,500
474,000	480,000	32,400	774,000	780,000	62,400	1,172,000	1,180,000	106,500
480,000	486,000	33,000	780,000	788,000	63,000	1,180,000	1,188,000	107,500
486,000	492,000	33,600	788,000	796,000	63,800	1,188,000	1,196,000	108,500
492,000	498,000	34,200	796,000	804,000	64,600	1,196,000	1,204,000	109,500
498,000	504,000	34,800	804,000	812,000	65,400	1,204,000	1,212,000	110,500
504,000	510,000	35,400	812,000	820,000	66,200	1,212,000	1,220,000	111,500
510,000	516,000	36,000	820,000	828,000	67,000	1,220,000	1,228,000	112,500
516,000	522,000	36,600	828,000	836,000	67,800	1,228,000	1,236,000	113,500
522,000	528,000	37,200	836,000	844,000	68,600	1,236,000	1,244,000	114,500
528,000	534,000	37,800	844,000	852,000	69,400	1,244,000	1,252,000	115,500
534,000	540,000	38,400	852,000	860,000	70,200	1,252,000	1,260,000	116,500

(三)

退職所得の特 別控除後の 金額		税 額	退職所得の特 別控除後の 金額		税 額	退職所得の特 別控除後の 金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
1,260,000	1,268,000	117,500	1,650,000	1,660,000	166,250	3,000,000	5,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 17.5%を乗じて 算出した金額から 165,000円を 控除した金額
1,268,000	1,276,000	118,500	1,660,000	1,670,000	167,500			
1,276,000	1,284,000	119,500	1,670,000	1,680,000	168,750			
1,284,000	1,292,000	120,500	1,680,000	1,690,000	170,000			
1,292,000	1,300,000	121,500	1,690,000	1,700,000	171,250			
1,300,000	1,310,000	122,500	1,700,000	1,710,000	172,500	5,000,000	8,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 20%を乗じて算 出した金額から 290,000円を 控除した金額
1,310,000	1,320,000	123,750	1,710,000	1,720,000	173,750			
1,320,000	1,330,000	125,000	1,720,000	1,730,000	175,000			
1,330,000	1,340,000	126,250	1,730,000	1,740,000	176,250			
1,340,000	1,350,000	127,500	1,740,000	1,750,000	177,500			
1,350,000	1,360,000	128,750	1,750,000	1,760,000	178,750	8,000,000	12,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 22.5%を乗じて 算出した金額から 490,000円を 控除した金額
1,360,000	1,370,000	130,000	1,760,000	1,770,000	180,000			
1,370,000	1,380,000	131,250	1,770,000	1,780,000	181,250			
1,380,000	1,390,000	132,500	1,780,000	1,790,000	182,500			
1,390,000	1,400,000	133,750	1,790,000	1,800,000	183,750			
1,400,000	1,410,000	135,000	1,800,000	1,810,000	185,000	12,000,000	20,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 25%を乗じて算 出した金額から 790,000円を 控除した金額
1,410,000	1,420,000	136,250	1,810,000	1,820,000	186,250			
1,420,000	1,430,000	137,500	1,820,000	1,830,000	187,500			
1,430,000	1,440,000	138,750	1,830,000	1,840,000	188,750			
1,440,000	1,450,000	140,000	1,840,000	1,850,000	190,000			
1,450,000	1,460,000	141,250	1,850,000	1,860,000	191,250	20,000,000	40,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 27.5%を乗じて 算出した金額から 1,290,000円を 控除した金額
1,460,000	1,470,000	142,500	1,860,000	1,870,000	192,500			
1,470,000	1,480,000	143,750	1,870,000	1,880,000	193,750			
1,480,000	1,490,000	145,000	1,880,000	1,890,000	195,000			
1,490,000	1,500,000	146,250	1,890,000	1,900,000	196,250			
1,500,000	1,510,000	147,500	1,900,000	1,910,000	197,500	40,000,000	60,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 30%を乗じて算 出した金額から 2,290,000円を 控除した金額
1,510,000	1,520,000	148,750	1,910,000	1,920,000	198,750			
1,520,000	1,530,000	150,000	1,920,000	1,930,000	200,000			
1,530,000	1,540,000	151,250	1,930,000	1,940,000	201,250			
1,540,000	1,550,000	152,500	1,940,000	1,950,000	202,500			
1,550,000	1,560,000	153,750	1,950,000	1,960,000	203,750	60,000,000	100,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 32.5%を乗じて 算出した金額から 3,790,000円を 控除した金額
1,560,000	1,570,000	155,000	1,960,000	1,970,000	205,000			
1,570,000	1,580,000	156,250	1,970,000	1,980,000	206,250			
1,580,000	1,590,000	157,500	1,980,000	1,990,000	207,500			
1,590,000	1,600,000	158,750	1,990,000	2,000,000	208,750			
1,600,000	1,610,000	160,000	2,000,000	3,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 35%を乗じて算 出した金額から 90,000円を 控除した金額	100,000,000円以上		退職所得の特別 控除後の金額に 35%を乗じて算 出した金額から 6,290,000円を 控除した金額
1,610,000	1,620,000	161,250						
1,620,000	1,630,000	162,500						
1,630,000	1,640,000	163,750						
1,640,000	1,650,000	165,000						

(備考 税額の求め方)

- ㊦ まず、退職所得の取入金額から、第九条第一項第六号及び第三十八条の二第三項（昭和34年から昭和37年までの間の支給に係る退職所得については、所得税法の一部を改正する法律附則第六項を含む。）の規定により計算した退職所得の特別控除額を控除した金額（この表において「退職所得の特別控除後の金額」という。）を求める。
- ㊧ 次に、退職所得の特別控除後の金額に応じ「退職所得の特別控除後の金額」欄に該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

別表第六 年末調整のための簡易税額表 (第四十条の規定による所得税額表)

(一)

課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
500	1,000	0	25,000	25,500	2,500	70,000	71,000	7,000	150,000	152,000	17,500
500	1,000	50	25,500	26,000	2,550	71,000	72,000	7,100	152,000	154,000	17,800
1,000	1,500	100	26,000	26,500	2,600	72,000	73,000	7,200	154,000	156,000	18,100
1,500	2,000	150	26,500	27,000	2,650	73,000	74,000	7,300	156,000	158,000	18,400
2,000	2,500	200	27,000	27,500	2,700	74,000	75,000	7,400	158,000	160,000	18,700
2,500	3,000	250	27,500	28,000	2,750	75,000	76,000	7,500	160,000	162,000	19,000
3,000	3,500	300	28,000	28,500	2,800	76,000	77,000	7,600	162,000	164,000	19,300
3,500	4,000	350	28,500	29,000	2,850	77,000	78,000	7,700	164,000	166,000	19,600
4,000	4,500	400	29,000	29,500	2,900	78,000	79,000	7,800	166,000	168,000	19,900
4,500	5,000	450	29,500	30,000	2,950	79,000	80,000	7,900	168,000	170,000	20,200
5,000	5,500	500	30,000	31,000	3,000	80,000	81,000	8,000	170,000	172,000	20,500
5,500	6,000	550	31,000	32,000	3,100	81,000	82,000	8,100	172,000	174,000	20,800
6,000	6,500	600	32,000	33,000	3,200	82,000	83,000	8,200	174,000	176,000	21,100
6,500	7,000	650	33,000	34,000	3,300	83,000	84,000	8,300	176,000	178,000	21,400
7,000	7,500	700	34,000	35,000	3,400	84,000	85,000	8,400	178,000	180,000	21,700
7,500	8,000	750	35,000	36,000	3,500	85,000	86,000	8,500	180,000	182,000	22,000
8,000	8,500	800	36,000	37,000	3,600	86,000	87,000	8,600	182,000	184,000	22,300
8,500	9,000	850	37,000	38,000	3,700	87,000	88,000	8,700	184,000	186,000	22,600
9,000	9,500	900	38,000	39,000	3,800	88,000	89,000	8,800	186,000	188,000	22,900
9,500	10,000	950	39,000	40,000	3,900	89,000	90,000	8,900	188,000	190,000	23,200
10,000	10,500	1,000	40,000	41,000	4,000	90,000	92,000	9,000	190,000	192,000	23,500
10,500	11,000	1,050	41,000	42,000	4,100	92,000	94,000	9,200	192,000	194,000	23,800
11,000	11,500	1,100	42,000	43,000	4,200	94,000	96,000	9,400	194,000	196,000	24,100
11,500	12,000	1,150	43,000	44,000	4,300	96,000	98,000	9,600	196,000	198,000	24,400
12,000	12,500	1,200	44,000	45,000	4,400	98,000	100,000	9,800	198,000	200,000	24,700
12,500	13,000	1,250	45,000	46,000	4,500	100,000	102,000	10,000	200,000	202,000	25,000
13,000	13,500	1,300	46,000	47,000	4,600	102,000	104,000	10,300	202,000	204,000	25,400
13,500	14,000	1,350	47,000	48,000	4,700	104,000	106,000	10,600	204,000	206,000	25,800
14,000	14,500	1,400	48,000	49,000	4,800	106,000	108,000	10,900	206,000	208,000	26,200
14,500	15,000	1,450	49,000	50,000	4,900	108,000	110,000	11,200	208,000	210,000	26,600
15,000	15,500	1,500	50,000	51,000	5,000	110,000	112,000	11,500	210,000	213,000	27,000
15,500	16,000	1,550	51,000	52,000	5,100	112,000	114,000	11,800	213,000	216,000	27,600
16,000	16,500	1,600	52,000	53,000	5,200	114,000	116,000	12,100	216,000	219,000	28,200
16,500	17,000	1,650	53,000	54,000	5,300	116,000	118,000	12,400	219,000	222,000	28,800
17,000	17,500	1,700	54,000	55,000	5,400	118,000	120,000	12,700	222,000	225,000	29,400
17,500	18,000	1,750	55,000	56,000	5,500	120,000	122,000	13,000	225,000	228,000	30,000
18,000	18,500	1,800	56,000	57,000	5,600	122,000	124,000	13,300	228,000	231,000	30,600
18,500	19,000	1,850	57,000	58,000	5,700	124,000	126,000	13,600	231,000	234,000	31,200
19,000	19,500	1,900	58,000	59,000	5,800	126,000	128,000	13,900	234,000	237,000	31,800
19,500	20,000	1,950	59,000	60,000	5,900	128,000	130,000	14,200	237,000	240,000	32,400
20,000	20,500	2,000	60,000	61,000	6,000	130,000	132,000	14,500	240,000	243,000	33,000
20,500	21,000	2,050	61,000	62,000	6,100	132,000	134,000	14,800	243,000	246,000	33,600
21,000	21,500	2,100	62,000	63,000	6,200	134,000	136,000	15,100	246,000	249,000	34,200
21,500	22,000	2,150	63,000	64,000	6,300	136,000	138,000	15,400	249,000	252,000	34,800
22,000	22,500	2,200	64,000	65,000	6,400	138,000	140,000	15,700	252,000	255,000	35,400
22,500	23,000	2,250	65,000	66,000	6,500	140,000	142,000	16,000	255,000	258,000	36,000
23,000	23,500	2,300	66,000	67,000	6,600	142,000	144,000	16,300	258,000	261,000	36,600
23,500	24,000	2,350	67,000	68,000	6,700	144,000	146,000	16,600	261,000	264,000	37,200
24,000	24,500	2,400	68,000	69,000	6,800	146,000	148,000	16,900	264,000	267,000	37,800
24,500	25,000	2,450	69,000	70,000	6,900	148,000	150,000	17,200	267,000	270,000	38,400

(二)

課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
270,000	273,000	39,000	430,000	434,000	71,000	630,000	635,000	117,500	880,000	885,000	180,000
273,000	276,000	39,600	434,000	438,000	71,800	635,000	640,000	118,750	885,000	890,000	181,250
276,000	279,000	40,200	438,000	442,000	72,600	640,000	645,000	120,000	890,000	895,000	182,500
279,000	282,000	40,800	442,000	446,000	73,400	645,000	650,000	121,250	895,000	900,000	183,750
282,000	285,000	41,400	446,000	450,000	74,200	650,000	655,000	122,500	900,000	905,000	185,000
285,000	288,000	42,000	450,000	454,000	75,000	655,000	660,000	123,750	905,000	910,000	186,250
288,000	291,000	42,600	454,000	458,000	75,800	660,000	665,000	125,000	910,000	915,000	187,500
291,000	294,000	43,200	458,000	462,000	76,600	665,000	670,000	126,250	915,000	920,000	188,750
294,000	297,000	43,800	462,000	466,000	77,400	670,000	675,000	127,500	920,000	925,000	190,000
297,000	300,000	44,400	466,000	470,000	78,200	675,000	680,000	128,750	925,000	930,000	191,250
300,000	303,000	45,000	470,000	474,000	79,000	680,000	685,000	130,000	930,000	935,000	192,500
303,000	306,000	45,600	474,000	478,000	79,800	685,000	690,000	131,250	935,000	940,000	193,750
306,000	309,000	46,200	478,000	482,000	80,600	690,000	695,000	132,500	940,000	945,000	195,000
309,000	312,000	46,800	482,000	486,000	81,400	695,000	700,000	133,750	945,000	950,000	196,250
312,000	315,000	47,400	486,000	490,000	82,200	700,000	705,000	135,000	950,000	955,000	197,500
315,000	318,000	48,000	490,000	494,000	83,000	705,000	710,000	136,250	955,000	960,000	198,750
318,000	321,000	48,600	494,000	498,000	83,800	710,000	715,000	137,500	960,000	965,000	200,000
321,000	324,000	49,200	498,000	502,000	84,600	715,000	720,000	138,750	965,000	970,000	201,250
324,000	327,000	49,800	502,000	506,000	85,500	720,000	725,000	140,000	970,000	975,000	202,500
327,000	330,000	50,400	506,000	510,000	86,500	725,000	730,000	141,250	975,000	980,000	203,750
330,000	333,000	51,000	510,000	514,000	87,500	730,000	735,000	142,500	980,000	985,000	205,000
333,000	336,000	51,600	514,000	518,000	88,500	735,000	740,000	143,750	985,000	990,000	206,250
336,000	339,000	52,200	518,000	522,000	89,500	740,000	745,000	145,000	990,000	995,000	207,500
339,000	342,000	52,800	522,000	526,000	90,500	745,000	750,000	146,250	995,000	1,000,000	208,750
342,000	345,000	53,400	526,000	530,000	91,500	750,000	755,000	147,500			
345,000	348,000	54,000	530,000	534,000	92,500	755,000	760,000	148,750	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から80,000円を控除した金額
348,000	351,000	54,600	534,000	538,000	93,500	760,000	765,000	150,000			
351,000	354,000	55,200	538,000	542,000	94,500	765,000	770,000	151,250			
354,000	357,000	55,800	542,000	546,000	95,500	770,000	775,000	152,500			
357,000	360,000	56,400	546,000	550,000	96,500	775,000	780,000	153,750			
360,000	363,000	57,000	550,000	554,000	97,500	780,000	785,000	155,000	1,500,000	2,500,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から165,000円を控除した金額
363,000	366,000	57,600	554,000	558,000	98,500	785,000	790,000	156,250			
366,000	369,000	58,200	558,000	562,000	99,500	790,000	795,000	157,500			
369,000	372,000	58,800	562,000	566,000	100,500	795,000	800,000	158,750			
372,000	375,000	59,400	566,000	570,000	101,500	800,000	805,000	160,000			
375,000	378,000	60,000	570,000	574,000	102,500	805,000	810,000	161,250	2,500,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から250,000円を控除した金額
378,000	381,000	60,600	574,000	578,000	103,500	810,000	815,000	162,500			
381,000	384,000	61,200	578,000	582,000	104,500	815,000	820,000	163,750			
384,000	387,000	61,800	582,000	586,000	105,500	820,000	825,000	165,000			
387,000	390,000	62,400	586,000	590,000	106,500	825,000	830,000	166,250			
390,000	394,000	63,000	590,000	594,000	107,500	830,000	835,000	167,500	4,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から450,000円を控除した金額
394,000	398,000	63,600	594,000	598,000	108,500	835,000	840,000	168,750			
398,000	402,000	64,200	598,000	602,000	109,500	840,000	845,000	170,000			
402,000	406,000	64,800	602,000	606,000	110,500	845,000	850,000	171,250			
406,000	410,000	65,400	606,000	610,000	111,500	850,000	855,000	172,500			
410,000	414,000	66,000	610,000	614,000	112,500	855,000	860,000	173,750	6,000,000	10,000,000	課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から750,000円を控除した金額
414,000	418,000	66,600	614,000	618,000	113,500	860,000	865,000	175,000			
418,000	422,000	67,200	618,000	622,000	114,500	865,000	870,000	176,250			
422,000	426,000	67,800	622,000	626,000	115,500	870,000	875,000	177,500			
426,000	430,000	68,400	626,000	630,000	116,500	875,000	880,000	178,750			

(三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
10,000,000	20,000,000	課税給与所得金額に55%を乗じて算出した金額から1,290,000円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	課税給与所得金額に60%を乗じて算出した金額から2,290,000円を控除した金額	30,000,000	50,000,000	課税給与所得金額に65%を乗じて算出した金額から3,790,000円を控除した金額	50,000,000	円以上	課税給与所得金額に70%を乗じて算出した金額から6,290,000円を控除した金額

その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当することに5,000円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき5,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(備考 税額の求め方)

- ㊦ まず、この表の附表によりその年の給与所得の取入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、
  - (1) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額
  - (2) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
  - (3) 申告された生命保険料の金額がある場合には、その金額（その金額が15,000円をこえる場合には、15,000円とそのこえる金額（その金額が15,000円をこえるときは、15,000円）の2分の1に相当する金額との合計額）を控除した金額を求め、
- ㊧ 次に、㊦により求めた金額から、
  - (1) 申告された扶養親族がある場合には、
    - ㊦に該当するときに除くほか、第十一条の八第一項の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
    - ㊦第十一条の八第二項の規定の適用を受ける旨の申告がある場合には、同項の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
  - (2) 申告された扶養親族がない場合には、基礎控除額を控除し、それぞれその残額を求める。
- ㊨ ㊦により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄に該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額（障害者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から5,000円（所得税法の一部を改正する法律附則第三項に規定する遺族年金（障害者にあつては、同項に規定する障害年金）を受ける者が昭和34年4月1日から昭和35年12月31日までの間に受けるべき給与については、7,000円）を控除した金額）が、その求める税額である。
- ㊩ ㊦から㊨までにより税額を求める場合において、㊦により求めた残額が1,000,000円以上の者については、その者の当該残額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の残額に応じ、「課税給与所得金額」欄に該当する行を求めるとし、その者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額が、その求める税額である。

附則

- この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。
- この法律に特別の定があるものを除くほか、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和三十四年分以後の所得税について適用し、昭和三十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第二十三条の規定による遺族年金（同条の規定による遺族給付金並びに恩給法（大正十二年法律第四十八号）第七十五条第一項第二号に規定する場合の扶助料）その他の給付事由及び金額が当該遺族年金に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）を受ける者に係る寡婦の要件、当該遺族年金を受ける者に係る老年者控除額、寡婦控除額及び勤労学生控除額、戦傷病者戦没者遺族等援護法第七条の規定による障害年金を受ける者に係る障害者控除額、これらの控除額を受けるための手続並びにこれらの控除額を受ける者に対する源泉徴収に係る手続は、昭和三十四年分及び昭和三十五年分の所得税については、なお従前の例による。この場合において、従前の規定中「不具者控除額」とあるのは、「障害者控除額」とする。
- 昭和三十四年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

条 項	読み替へらる規定	読み替へる規定
第十一条の八第一号	七万円	六万五千元
第十一条の八第一号第二号	三万円	二万八千七百五十円（扶養親族が三人をこえる場合には、そのこえる扶養親族については、一人ごとに二万六千二百五十円）
第十一条の八第二号	七万円	六万五千元
第十二条の八第一号	三万円	二万八千七百五十円（第四順位以下の扶養親族については、二万六千二百五十円）
第三十八条の二第一号各号	別表第五	所得税法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第 号）附則別表第三号
第四十条第一項第二号	別表第六に掲げる税額	所得税法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第 号）附則別表第四に掲げる税額

- 昭和三十四年分の所得税については、新法第十三条に規定する税率を適用して計算する税額及び新法第十五条の規定による税額は、総所得金額（新法第十四条の規定の適用がある場合においては、調整所得金額）に対するものについては、課税総所得金額又は調整所得金額に応じ附則別表第一に定める税額、山林所得の金額に対するものについては課税山林所得金額に応じ附則別表第二に定める税額、退職所得の金額に対するものについては、新法第十五条第三項の規定に該当する場合には退職所得の収入金額に応じ附則別表第三に定める税額、同条第四項の規定に該当する場合には課税退職所得金額に応じ附則別表第一に定める税額に、それぞれよるものとする。
- 昭和三十三年以前において退職所得の支給を受けた者に対する新法第九条第一項第六号及び第三十八条の二の規定の適用については、当該退職所得は、なかつたものとみなす。
- 昭和三十四年分の所得税については、新法第二十一条の二第一項に規定する予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から、第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した金額により、その金額が三千円に満たないときは、予定納税基準額がないものとする。
- 一 納税義務者の昭和三十三年分の所得税の計算の基礎となつた総所得金額（昭和三十三年中に譲渡所得、一時所得又は雑所得があつた場合には、新法第二十一条の二第二項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの所得の金額を除外して計算したところによる。）から当該納税義務者の同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた事実に基づき、改正前の所得税法（以下「旧法」という。）の規定による雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額及び基礎控除額並びに附則第四項の規定により読み替へられた新法の規定による扶養控除額を控除し、政令で定めるところにより、その残額について、附則別表第一により計算した税額から、同年分の所得税額の計算の基礎となつた事実に基づき、旧法の規定により計算した不具者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額、配当控除額及び外国税控除額を控除した金額
- 二 納税義務者が旧法第四十条に規定する給与の支払者から受けた昭和三十三年中の支給に係る給与所得について、同条第一項第二号に掲げる税額の計算の基礎となつた事実に基づいて求めた附則第四項の規定により読み替へられた新法第四十条第一項第二号に掲げる税額
- 三 前号に規定する給与所得以外の昭和三十三年中の支給に係る給与所得について、旧法第三十八条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額
- 四 昭和三十三年分の所得につき旧法第三十七条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額及び旧法第四十一条第二項の規定により納付された税額（旧法第十七条に規定する所得、利子所得、退職所得又は雑所得に係るものを除く。）
- 八 前項の規定は、昭和三十五年分の予定納税基準額の計算について
- 九 第七項の規定は、昭和三十六年分の予定納税基準額の計算について適用する。この場合において、

同項第一号中「昭和三十三年」とあるのは「昭和三十五年」と、「又は雑所得」とあるのは、「雑所得又はこれに該当しない臨時所得」と、「改正前の所得税法(以下「旧法」といふ。）」とあるのは「新法」と、「及び基礎控除額並びに附則第四項の規定により読み替えられた新法の規定による扶養控除額」とあるのは、「扶養控除額及び基礎控除額」と、「附則別表第一」とあるのは「新法第十三条から第十五条までの規定」と、「旧法の規定により計算した不具者控除額」とあるのは「新法の規定により計算した障害者控除額」と、同項第二号中「旧法」とあるのは「新法」と、「昭和三十三年」とあるのは「昭和三十五年」と、「附則第四項の規定により読み替えられた新法第四十条第一項第二号」とあるのは「同号」と、同項第三号中「昭和三十三年」とあるのは「昭和三十五年」と、「旧法」とあるのは「新法」と、同項第四号中「昭和三十三年」とあるのは「昭和三十五年」と、「旧法」とあるのは「新法」ととする。

10 前年分の所得税につき旧法第十三条の三又は新法第十三条の三の規定の適用があつた場合における昭和三十四年分、昭和三十五年分及び昭和三十六年分の新法第二十一条の二第一項に規定する予定納税基準額の計算については、政令で定める。

11 昭和三十四年において純損失の金額がある場合における新法第三十六条の規定の適用については、同条第一項の規定による還付金の

計算の基礎となる税額は、旧法第十三条から第十五条までの規定により計算した税額による。

12 前項の規定は、昭和三十五年において純損失の金額がある場合において、新法第三十六条の規定を適用するときについて準用する。この場合において、同項中「旧法第十三条から第十五条まで」とあるのは、「附則第五項」と読み替えるものとする。

13 新法第三十七条の規定は、この法律の施行後に同条の規定に該当する事実が生じた場合について適用する。この場合において、この法律の施行前に支払の確定した配当所得については、同条中「その支払の確定した日」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)の施行の日」とする。

14 新法第三十八条の規定並びに新法別表第三及び別表第四は、昭和三十四年四月一日以後支給すべき給与所得について適用し、同日前に支給すべき給与所得については、なお従前の例による。

15 附則第四項の規定により読み替えられた新法第三十八条の二の規定及び附則別表第三は、昭和三十四年四月一日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支給すべき退職所得で同日前に支払われべき退職所得については、なお従前の例による。

16 新法別表第五は、昭和三十五年一月一日以後に支給すべき退職所得について適用する。

17 この法律の施行の日の現況により扶養親族並びに新法第九条から第九條の三までの規定により計算した総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額が五万円をこえるの見込まれる配偶者を有する者は、同日において、新法第三十九条第二項に規定する異動があつたものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「異動があつた日」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)の施行の日から一月を経過した日の前日」とする。

18 附則第四項の規定により読み替えられた新法第四十条の規定及び附則別表第四は、昭和三十四年中において最後に給与の支払をする日がこの法律の施行後である場合について適用し、その日がこの法律の施行前である場合については、なお従前の例による。

19 新法第四十一条第三項及び第四項の規定は、昭和三十四年四月一日以後に支払われる同条第三項に規定する所得について適用する。

20 新法第五條第一項第二号、第十八条第四項、第二十六条第四項、第二十七条第七項、第二十九条第七項、第三十九条第五項、第六十一条及び第六十一条の三の規定は、この法律の施行後にこれらの規定に該当する事実が生じた場合について適用する。

21 新法第七十条第一号の規定は、この法律の施行後にした違反行為について適用し、この法律の施行前にした所得税に係る違反行為及び

この附則の規定により従前の例によることとされる所得税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

22 この法律の施行前に昭和三十四年分の所得税につき旧法第二十九条第二項又は第三項後段の規定による申告書を提出した者及びこの法律の施行前に同年分の所得税につき旧法第四十四条第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につきこの法律の施行前に旧法第四十四条第五項において準用する同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律の施行の日から起算して三月以内に、政府に対し、更正の請求をすることが出来る。

23 前項の規定による更正の請求は、新法第二十七条第六項の規定による更正の請求とみなして、同条第七項及び第八項、新法第三十二条第三項並びに新法第七章の規定を適用する。この場合において、新法第三十二条第三項において準用する新法第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和三十四年四月一日」とする。

24 昭和三十四年中に支給すべき退職所得で同年一月一日から三月三十一日までの間に支払われたものにつき旧法第三十八条の二の規定により徴収された所得税額が、当該退職所得につき附則第四項の規定により読み替えられた新法第三十八条の二の規定を適用した場合において徴収すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行われたものとみなす。

25 前項に規定する退職所得につき同項の規定による還付の請求があつた場合においては、その者の昭和三十四年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収(退職所得に係る源泉徴収を除く。)及び還付(当該請求に係る還付を除く。)の規定並びに同年中に支給すべき退職所得で同年四月一日以後に支払われるものに対する附則第四項の規定により読み替えられた新法第三十八条の二第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職所得について旧法第三十八条の二の規定により徴収された所得税額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行われたものとみなす。

26 政府は、附則第二十三項の規定による還付の請求により所得税額の還付をする場合において、未納の国税及び滞納処分費があるときは、当該還付すべき金額をこれに充てる。

27 附則第四項の規定により読み替えられた新法第三十八条の二の規定及び附則別表第三は、昭和三十四年四月一日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支給すべき退職所得で同日前に支払われべき退職所得については、なお従前の例による。

28 新法第七十条第一号の規定は、この法律の施行後にした違反行為について適用し、この法律の施行前にした所得税に係る違反行為及び

この附則の規定により従前の例によることとされる所得税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

29 この法律の施行前に昭和三十四年分の所得税につき旧法第二十九条第二項又は第三項後段の規定による申告書を提出した者及びこの法律の施行前に同年分の所得税につき旧法第四十四条第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につきこの法律の施行前に旧法第四十四条第五項において準用する同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律の施行の日から起算して三月以内に、政府に対し、更正の請求をすることが出来る。

附則別表第一 昭和34年分の所得税の税額表(附則第五項の規定により新法第十三条又は第十五条第一項若しくは第四項の規定に代えて適用される所得税額表)

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合		課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合		課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合		
以上	未満		円	%	円	円		円	%	円	円		円	%	
500	1,000	0	0	25,000	25,500	2,500	10	70,000	71,000	7,200	10	100,000	102,000	10,500	10
500	1,000	50	10	25,500	26,000	2,550	10	71,000	72,000	7,310	10	102,000	104,000	10,800	10
1,000	1,500	100	10	26,000	26,500	2,600	10	72,000	73,000	7,420	10	104,000	106,000	11,100	10
1,500	2,000	150	10	26,500	27,000	2,650	10	73,000	74,000	7,530	10	106,000	108,000	11,400	10
2,000	2,500	200	10	27,000	27,500	2,700	10	74,000	75,000	7,640	10	108,000	110,000	11,700	10
2,500	3,000	250	10	27,500	28,000	2,750	10	75,000	76,000	7,750	10	110,000	112,000	12,000	10
3,000	3,500	300	10	28,000	28,500	2,800	10	76,000	77,000	7,860	10	112,000	114,000	12,300	10
3,500	4,000	350	10	28,500	29,000	2,850	10	77,000	78,000	7,970	10	114,000	116,000	12,600	11
4,000	4,500	400	10	29,000	29,500	2,900	10	78,000	79,000	8,080	10	116,000	118,000	12,900	11
4,500	5,000	450	10	29,500	30,000	2,950	10	79,000	80,000	8,190	10	118,000	120,000	13,200	11
5,000	5,500	500	10	30,000	31,000	3,000	10	80,000	81,000	8,300	10	120,000	122,000	13,500	11
5,500	6,000	550	10	31,000	32,000	3,100	10	81,000	82,000	8,410	10	122,000	124,000	13,800	11
6,000	6,500	600	10	32,000	33,000	3,200	10	82,000	83,000	8,520	10	124,000	126,000	14,100	11
6,500	7,000	650	10	33,000	34,000	3,300	10	83,000	84,000	8,630	10	126,000	128,000	14,400	11
7,000	7,500	700	10	34,000	35,000	3,400	10	84,000	85,000	8,740	10	128,000	130,000	14,700	11
7,500	8,000	750	10	35,000	36,000	3,500	10	85,000	86,000	8,850	10	130,000	132,000	15,000	11
8,000	8,500	800	10	36,000	37,000	3,600	10	86,000	87,000	8,960	10	132,000	134,000	15,300	11
8,500	9,000	850	10	37,000	38,000	3,700	10	87,000	88,000	9,070	10	134,000	136,000	15,600	11
9,000	9,500	900	10	38,000	39,000	3,800	10	88,000	89,000	9,180	10	136,000	138,000	15,900	11
9,500	10,000	950	10	39,000	40,000	3,900	10	89,000	90,000	9,290	10	138,000	140,000	16,200	11
10,000	10,500	1,000	10	40,000	41,000	4,000	10	90,000	92,000	9,400	10	140,000	142,000	16,500	11
10,500	11,000	1,050	10	41,000	42,000	4,100	10	92,000	94,000	9,620	10	142,000	144,000	16,800	11
11,000	11,500	1,100	10	42,000	43,000	4,200	10	94,000	96,000	9,840	10	144,000	146,000	17,100	11
11,500	12,000	1,150	10	43,000	44,000	4,300	10	96,000	98,000	10,060	10	146,000	148,000	17,400	11
12,000	12,500	1,200	10	44,000	45,000	4,400	10	98,000	100,000	10,280	10	148,000	150,000	17,700	11
12,500	13,000	1,250	10	45,000	46,000	4,500	10	100,000	102,000	10,500	10				
13,000	13,500	1,300	10	46,000	47,000	4,600	10	102,000	104,000	10,800	10				
13,500	14,000	1,350	10	47,000	48,000	4,700	10	104,000	106,000	11,100	10				
14,000	14,500	1,400	10	48,000	49,000	4,800	10	106,000	108,000	11,400	10				
14,500	15,000	1,450	10	49,000	50,000	4,900	10	108,000	110,000	11,700	10				
15,000	15,500	1,500	10	50,000	51,000	5,000	10	110,000	112,000	12,000	10				
15,500	16,000	1,550	10	51,000	52,000	5,110	10	112,000	114,000	12,300	10				
16,000	16,500	1,600	10	52,000	53,000	5,220	10	114,000	116,000	12,600	11				
16,500	17,000	1,650	10	53,000	54,000	5,330	10	116,000	118,000	12,900	11				
17,000	17,500	1,700	10	54,000	55,000	5,440	10	118,000	120,000	13,200	11				
17,500	18,000	1,750	10	55,000	56,000	5,550	10	120,000	122,000	13,500	11				
18,000	18,500	1,800	10	56,000	57,000	5,660	10	122,000	124,000	13,800	11				
18,500	19,000	1,850	10	57,000	58,000	5,770	10	124,000	126,000	14,100	11				
19,000	19,500	1,900	10	58,000	59,000	5,880	10	126,000	128,000	14,400	11				
19,500	20,000	1,950	10	59,000	60,000	5,990	10	128,000	130,000	14,700	11				
20,000	20,500	2,000	10	60,000	61,000	6,100	10	130,000	132,000	15,000	11				
20,500	21,000	2,050	10	61,000	62,000	6,210	10	132,000	134,000	15,300	11				
21,000	21,500	2,100	10	62,000	63,000	6,320	10	134,000	136,000	15,600	11				
21,500	22,000	2,150	10	63,000	64,000	6,430	10	136,000	138,000	15,900	11				
22,000	22,500	2,200	10	64,000	65,000	6,540	10	138,000	140,000	16,200	11				
22,500	23,000	2,250	10	65,000	66,000	6,650	10	140,000	142,000	16,500	11				
23,000	23,500	2,300	10	66,000	67,000	6,760	10	142,000	144,000	16,800	11				
23,500	24,000	2,350	10	67,000	68,000	6,870	10	144,000	146,000	17,100	11				
24,000	24,500	2,400	10	68,000	69,000	6,980	10	146,000	148,000	17,400	11				
24,500	25,000	2,450	10	69,000	70,000	7,090	10	148,000	150,000	17,700	11				

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)		(イ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)		(イ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)		(イ)の(イ)に対する割合
以上	未満	円	円		円	円	円	円		円	円	円	円	
150,000	152,000	18,000	12	270,000	273,000	39,500	14	430,000	434,000	71,500	16			
152,000	154,000	18,300	12	273,000	276,000	40,100	14	434,000	438,000	72,300	16			
154,000	156,000	18,600	12	276,000	279,000	40,700	14	438,000	442,000	73,100	16			
156,000	158,000	18,900	12	279,000	282,000	41,300	14	442,000	446,000	73,900	16			
158,000	160,000	19,200	12	282,000	285,000	41,900	14	446,000	450,000	74,700	16			
160,000	162,000	19,500	12	285,000	288,000	42,500	14	450,000	454,000	75,500	16			
162,000	164,000	19,800	12	288,000	291,000	43,100	14	454,000	458,000	76,300	16			
164,000	166,000	20,100	12	291,000	294,000	43,700	15	458,000	462,000	77,100	16			
166,000	168,000	20,400	12	294,000	297,000	44,300	15	462,000	466,000	77,900	16			
168,000	170,000	20,700	12	297,000	300,000	44,900	15	466,000	470,000	78,700	16			
170,000	172,000	21,000	12	300,000	303,000	45,500	15	470,000	474,000	79,500	16			
172,000	174,000	21,300	12	303,000	306,000	46,100	15	474,000	478,000	80,300	16			
174,000	176,000	21,600	12	306,000	309,000	46,700	15	478,000	482,000	81,100	16			
176,000	178,000	21,900	12	309,000	312,000	47,300	15	482,000	486,000	81,900	16			
178,000	180,000	22,200	12	312,000	315,000	47,900	15	486,000	490,000	82,700	17			
180,000	182,000	22,500	12	315,000	318,000	48,500	15	490,000	494,000	83,500	17			
182,000	184,000	22,800	12	318,000	321,000	49,100	15	494,000	498,000	84,300	17			
184,000	186,000	23,100	12	321,000	324,000	49,700	15	498,000	502,000	85,100	17			
186,000	188,000	23,400	12	324,000	327,000	50,300	15	502,000	506,000	86,000	17			
188,000	190,000	23,700	12	327,000	330,000	50,900	15	506,000	510,000	87,000	17			
190,000	192,000	24,000	12	330,000	333,000	51,500	15	510,000	514,000	88,000	17			
192,000	194,000	24,300	12	333,000	336,000	52,100	15	514,000	518,000	89,000	17			
194,000	196,000	24,600	12	336,000	339,000	52,700	15	518,000	522,000	90,000	17			
196,000	198,000	24,900	12	339,000	342,000	53,300	15	522,000	526,000	91,000	17			
198,000	200,000	25,200	12	342,000	345,000	53,900	15	526,000	530,000	92,000	17			
200,000	202,000	25,500	12	345,000	348,000	54,500	15	530,000	534,000	93,000	17			
202,000	204,000	25,900	12	348,000	351,000	55,100	15	534,000	538,000	94,000	17			
204,000	206,000	26,300	12	351,000	354,000	55,700	15	538,000	542,000	95,000	17			
206,000	208,000	26,700	12	354,000	357,000	56,300	15	542,000	546,000	96,000	17			
208,000	210,000	27,100	13	357,000	360,000	56,900	15	546,000	550,000	97,000	17			
210,000	213,000	27,500	13	360,000	363,000	57,500	15	550,000	554,000	98,000	17			
213,000	216,000	28,100	13	363,000	366,000	58,100	16	554,000	558,000	99,000	17			
216,000	219,000	28,700	13	366,000	369,000	58,700	16	558,000	562,000	100,000	17			
219,000	222,000	29,300	13	369,000	372,000	59,300	16	562,000	566,000	101,000	17			
222,000	225,000	29,900	13	372,000	375,000	59,900	16	566,000	570,000	102,000	18			
225,000	228,000	30,500	13	375,000	378,000	60,500	16	570,000	574,000	103,000	18			
228,000	231,000	31,100	13	378,000	381,000	61,100	16	574,000	578,000	104,000	18			
231,000	234,000	31,700	13	381,000	384,000	61,700	16	578,000	582,000	105,000	18			
234,000	237,000	32,300	13	384,000	387,000	62,300	16	582,000	586,000	106,000	18			
237,000	240,000	32,900	13	387,000	390,000	62,900	16	586,000	590,000	107,000	18			
240,000	243,000	33,500	13	390,000	394,000	63,500	16	590,000	594,000	108,000	18			
243,000	246,000	34,100	14	394,000	398,000	64,300	16	594,000	598,000	109,000	18			
246,000	249,000	34,700	14	398,000	402,000	65,100	16	598,000	602,000	110,000	18			
249,000	252,000	35,300	14	402,000	406,000	65,900	16	602,000	606,000	111,000	18			
252,000	255,000	35,900	14	406,000	410,000	66,700	16	606,000	610,000	112,000	18			
255,000	258,000	36,500	14	410,000	414,000	67,500	16	610,000	614,000	113,000	18			
258,000	261,000	37,100	14	414,000	418,000	68,300	16	614,000	618,000	114,000	18			
261,000	264,000	37,700	14	418,000	422,000	69,100	16	618,000	622,000	115,000	18			
264,000	267,000	38,300	14	422,000	426,000	69,900	16	622,000	626,000	116,000	18			
267,000	270,000	38,900	14	426,000	430,000	70,700	16	626,000	630,000	117,000	18			

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
630,000	635,000	118,000	18	830,000	835,000	168,000	20	1,500,000	2,500,000		%
635,000	640,000	119,250	18	835,000	840,000	169,250	20			(イ)の金額に35%を乗じて算出した金額から164,500円を控除した金額	
640,000	645,000	120,500	18	840,000	845,000	170,500	20				
645,000	650,000	121,750	18	845,000	850,000	171,750	20				
650,000	655,000	123,000	18	850,000	855,000	173,000	20				
655,000	660,000	124,250	18	855,000	860,000	174,250	20	2,500,000	4,000,000		
660,000	665,000	125,500	19	860,000	865,000	175,500	20			(イ)の金額に40%を乗じて算出した金額から289,500円を控除した金額	
665,000	670,000	126,750	19	865,000	870,000	176,750	20				
670,000	675,000	128,000	19	870,000	875,000	178,000	20				
675,000	680,000	129,250	19	875,000	880,000	179,250	20				
680,000	685,000	130,500	19	880,000	885,000	180,500	20	4,000,000	6,000,000		
685,000	690,000	131,750	19	885,000	890,000	181,750	20			(イ)の金額に45%を乗じて算出した金額から489,500円を控除した金額	
690,000	695,000	133,000	19	890,000	895,000	183,000	20				
695,000	700,000	134,250	19	895,000	900,000	184,250	20				
700,000	705,000	135,500	19	900,000	905,000	185,500	20				
705,000	710,000	136,750	19	905,000	910,000	186,750	20	6,000,000	10,000,000		
710,000	715,000	138,000	19	910,000	915,000	188,000	20			(イ)の金額に50%を乗じて算出した金額から789,500円を控除した金額	
715,000	720,000	139,250	19	915,000	920,000	189,250	20				
720,000	725,000	140,500	19	920,000	925,000	190,500	20				
725,000	730,000	141,750	19	925,000	930,000	191,750	20				
730,000	735,000	143,000	19	930,000	935,000	193,000	20	10,000,000	20,000,000		
735,000	740,000	144,250	19	935,000	940,000	194,250	20			(イ)の金額に55%を乗じて算出した金額から1,289,500円を控除した金額	
740,000	745,000	145,500	19	940,000	945,000	195,500	20				
745,000	750,000	146,750	19	945,000	950,000	196,750	20				
750,000	755,000	148,000	19	950,000	955,000	198,000	20				
755,000	760,000	149,250	19	955,000	960,000	199,250	20	20,000,000	30,000,000		
760,000	765,000	150,500	19	960,000	965,000	200,500	20			(イ)の金額に60%を乗じて算出した金額から2,289,500円を控除した金額	
765,000	770,000	151,750	19	965,000	970,000	201,750	20				
770,000	775,000	153,000	19	970,000	975,000	203,000	20				
775,000	780,000	154,250	19	975,000	980,000	204,250	20				
780,000	785,000	155,500	19	980,000	985,000	205,500	20	30,000,000	50,000,000		
785,000	790,000	156,750	19	985,000	990,000	206,750	20			(イ)の金額に65%を乗じて算出した金額から3,789,500円を控除した金額	
790,000	795,000	158,000	20	990,000	995,000	208,000	21				
795,000	800,000	159,250	20	995,000	1,000,000	209,250	21				
800,000	805,000	160,500	20								
805,000	810,000	161,750	20	1,000,000	1,500,000	(イ)の金額に30%を乗じて算出した金額から89,500円を控除した金額		50,000,000	円以上	(イ)の金額に70%を乗じて算出した金額から6,289,500円を控除した金額	
810,000	815,000	163,000	20								
815,000	820,000	164,250	20								
820,000	825,000	165,500	20								
825,000	830,000	166,750	20								

(備考) 課税総所得金額とは、総所得金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除(附則第四項の規定により読み替えられた新法第十一条の八の規定による控除をいう。以下同じ。)及び基礎控除をした後の金額をいい、調整所得金額とは、新法第十四条第一号に規定する調整所得金額をいい、課税退職所得金額とは、退職所得の収入金額から新法第九条第一項第六号及び附則第六項の規定により計算した控除額を控除した金額の50%に相当する金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

附則別表第二 昭和34年分の山林所得に対する所得税の税額表(附則第五項の規定により新法第十三条又は第十五条第二項の規定に代えて適用される所得税額表)

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
500円未満	円	0	27,500	28,000	2,750	80,000	81,000	8,000
500	1,000	50	28,000	28,500	2,800	81,000	82,000	8,100
1,000	1,500	100	28,500	29,000	2,850	82,000	83,000	8,200
1,500	2,000	150	29,000	29,500	2,900	83,000	84,000	8,300
2,000	2,500	200	29,500	30,000	2,950	84,000	85,000	8,400
2,500	3,000	250	30,000	31,000	3,000	85,000	86,000	8,500
3,000	3,500	300	31,000	32,000	3,100	86,000	87,000	8,600
3,500	4,000	350	32,000	33,000	3,200	87,000	88,000	8,700
4,000	4,500	400	33,000	34,000	3,300	88,000	89,000	8,800
4,500	5,000	450	34,000	35,000	3,400	89,000	90,000	8,900
5,000	5,500	500	35,000	36,000	3,500	90,000	92,000	9,000
5,500	6,000	550	36,000	37,000	3,600	92,000	94,000	9,200
6,000	6,500	600	37,000	38,000	3,700	94,000	96,000	9,400
6,500	7,000	650	38,000	39,000	3,800	96,000	98,000	9,600
7,000	7,500	700	39,000	40,000	3,900	98,000	100,000	9,800
7,500	8,000	750	40,000	41,000	4,000	100,000	102,000	10,000
8,000	8,500	800	41,000	42,000	4,100	102,000	104,000	10,200
8,500	9,000	850	42,000	43,000	4,200	104,000	106,000	10,400
9,000	9,500	900	43,000	44,000	4,300	106,000	108,000	10,600
9,500	10,000	950	44,000	45,000	4,400	108,000	110,000	10,800
10,000	10,500	1,000	45,000	46,000	4,500	110,000	112,000	11,000
10,500	11,000	1,050	46,000	47,000	4,600	112,000	114,000	11,200
11,000	11,500	1,100	47,000	48,000	4,700	114,000	116,000	11,400
11,500	12,000	1,150	48,000	49,000	4,800	116,000	118,000	11,600
12,000	12,500	1,200	49,000	50,000	4,900	118,000	120,000	11,800
12,500	13,000	1,250	50,000	51,000	5,000	120,000	122,000	12,000
13,000	13,500	1,300	51,000	52,000	5,100	122,000	124,000	12,200
13,500	14,000	1,350	52,000	53,000	5,200	124,000	126,000	12,400
14,000	14,500	1,400	53,000	54,000	5,300	126,000	128,000	12,600
14,500	15,000	1,450	54,000	55,000	5,400	128,000	130,000	12,800
15,000	15,500	1,500	55,000	56,000	5,500	130,000	132,000	13,000
15,500	16,000	1,550	56,000	57,000	5,600	132,000	134,000	13,200
16,000	16,500	1,600	57,000	58,000	5,700	134,000	136,000	13,400
16,500	17,000	1,650	58,000	59,000	5,800	136,000	138,000	13,600
17,000	17,500	1,700	59,000	60,000	5,900	138,000	140,000	13,800
17,500	18,000	1,750	60,000	61,000	6,000	140,000	142,000	14,000
18,000	18,500	1,800	61,000	62,000	6,100	142,000	144,000	14,200
18,500	19,000	1,850	62,000	63,000	6,200	144,000	146,000	14,400
19,000	19,500	1,900	63,000	64,000	6,300	146,000	148,000	14,600
19,500	20,000	1,950	64,000	65,000	6,400	148,000	150,000	14,800
20,000	20,500	2,000	65,000	66,000	6,500	150,000	152,000	15,000
20,500	21,000	2,050	66,000	67,000	6,600	152,000	154,000	15,200
21,000	21,500	2,100	67,000	68,000	6,700	154,000	156,000	15,400
21,500	22,000	2,150	68,000	69,000	6,800	156,000	158,000	15,600
22,000	22,500	2,200	69,000	70,000	6,900	158,000	160,000	15,800
22,500	23,000	2,250	70,000	71,000	7,000	160,000	162,000	16,000
23,000	23,500	2,300	71,000	72,000	7,100	162,000	164,000	16,200
23,500	24,000	2,350	72,000	73,000	7,200	164,000	166,000	16,400
24,000	24,500	2,400	73,000	74,000	7,300	166,000	168,000	16,600
24,500	25,000	2,450	74,000	75,000	7,400	168,000	170,000	16,800
25,000	25,500	2,500	75,000	76,000	7,500	170,000	172,000	17,000
25,500	26,000	2,550	76,000	77,000	7,600	172,000	174,000	17,200
26,000	26,500	2,600	77,000	78,000	7,700	174,000	176,000	17,400
26,500	27,000	2,650	78,000	79,000	7,800	176,000	178,000	17,600
27,000	27,500	2,700	79,000	80,000	7,900	178,000	180,000	17,800

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
180,000	182,000	18,000	330,000	333,000	33,800	530,000	534,000	57,000
182,000	184,000	18,200	333,000	336,000	34,130	534,000	538,000	57,600
184,000	186,000	18,400	336,000	339,000	34,460	538,000	542,000	58,200
186,000	188,000	18,600	339,000	342,000	34,790	542,000	546,000	58,800
188,000	190,000	18,800	342,000	345,000	35,120	546,000	550,000	59,400
190,000	192,000	19,000	345,000	348,000	35,450	550,000	554,000	60,000
192,000	194,000	19,200	348,000	351,000	35,780	554,000	558,000	60,600
194,000	196,000	19,400	351,000	354,000	36,110	558,000	562,000	61,200
196,000	198,000	19,600	354,000	357,000	36,440	562,000	566,000	61,800
198,000	200,000	19,800	357,000	360,000	36,770	566,000	570,000	62,400
200,000	202,000	20,000	360,000	363,000	37,100	570,000	574,000	63,000
202,000	204,000	20,200	363,000	366,000	37,430	574,000	578,000	63,600
204,000	206,000	20,400	366,000	369,000	37,760	578,000	582,000	64,200
206,000	208,000	20,600	369,000	372,000	38,090	582,000	586,000	64,800
208,000	210,000	20,800	372,000	375,000	38,420	586,000	590,000	65,400
210,000	213,000	21,000	375,000	378,000	38,750	590,000	594,000	66,000
213,000	216,000	21,300	378,000	381,000	39,080	594,000	598,000	66,600
216,000	219,000	21,600	381,000	384,000	39,410	598,000	602,000	67,200
219,000	222,000	21,900	384,000	387,000	39,740	602,000	606,000	67,800
222,000	225,000	22,200	387,000	390,000	40,070	606,000	610,000	68,400
225,000	228,000	22,500	390,000	394,000	40,400	610,000	614,000	69,000
228,000	231,000	22,800	394,000	398,000	40,840	614,000	618,000	69,600
231,000	234,000	23,100	398,000	402,000	41,280	618,000	622,000	70,200
234,000	237,000	23,400	402,000	406,000	41,720	622,000	626,000	70,800
237,000	240,000	23,700	406,000	410,000	42,160	626,000	630,000	71,400
240,000	243,000	24,000	410,000	414,000	42,600	630,000	635,000	72,000
243,000	246,000	24,300	414,000	418,000	43,040	635,000	640,000	72,750
246,000	249,000	24,600	418,000	422,000	43,480	640,000	645,000	73,500
249,000	252,000	24,900	422,000	426,000	43,920	645,000	650,000	74,250
252,000	255,000	25,220	426,000	430,000	44,360	650,000	655,000	75,000
255,000	258,000	25,550	430,000	434,000	44,800	655,000	660,000	75,750
258,000	261,000	25,880	434,000	438,000	45,240	660,000	665,000	76,500
261,000	264,000	26,210	438,000	442,000	45,680	665,000	670,000	77,250
264,000	267,000	26,540	442,000	446,000	46,120	670,000	675,000	78,000
267,000	270,000	26,870	446,000	450,000	46,560	675,000	680,000	78,750
270,000	273,000	27,200	450,000	454,000	47,000	680,000	685,000	79,500
273,000	276,000	27,530	454,000	458,000	47,440	685,000	690,000	80,250
276,000	279,000	27,860	458,000	462,000	47,880	690,000	695,000	81,000
279,000	282,000	28,190	462,000	466,000	48,320	695,000	700,000	81,750
282,000	285,000	28,520	466,000	470,000	48,760	700,000	705,000	82,500
285,000	288,000	28,850	470,000	474,000	49,200	705,000	710,000	83,250
288,000	291,000	29,180	474,000	478,000	49,640	710,000	715,000	84,000
291,000	294,000	29,510	478,000	482,000	50,080	715,000	720,000	84,750
294,000	297,000	29,840	482,000	486,000	50,520	720,000	725,000	85,500
297,000	300,000	30,170	486,000	490,000	50,960	725,000	730,000	86,250
300,000	303,000	30,500	490,000	494,000	51,400	730,000	735,000	87,000
303,000	306,000	30,830	494,000	498,000	51,840	735,000	740,000	87,750
306,000	309,000	31,160	498,000	502,000	52,280	740,000	745,000	88,500
309,000	312,000	31,490	502,000	506,000	52,800	745,000	750,000	89,250
312,000	315,000	31,820	506,000	510,000	53,400	750,000	755,000	90,000
315,000	318,000	32,150	510,000	514,000	54,000	755,000	760,000	90,750
318,000	321,000	32,480	514,000	518,000	54,600	760,000	765,000	91,500
321,000	324,000	32,810	518,000	522,000	55,200	765,000	770,000	92,250
324,000	327,000	33,140	522,000	526,000	55,800	770,000	775,000	93,000
327,000	330,000	33,470	526,000	530,000	56,400	775,000	780,000	93,750

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
780,000	785,000	94,500	955,000	960,000	120,750	20,000,000	30,000,000	課税山林所得金額に45%を乗じて算出した金額から2,447,500円を控除した金額
785,000	790,000	95,250	960,000	965,000	121,500			
790,000	795,000	96,000	965,000	970,000	122,250			
795,000	800,000	96,750	970,000	975,000	123,000			
800,000	805,000	97,500	975,000	980,000	123,750			
805,000	810,000	98,250	980,000	985,000	124,500	30,000,000	50,000,000	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から3,947,500円を控除した金額
810,000	815,000	99,000	985,000	990,000	125,250			
815,000	820,000	99,750	990,000	995,000	126,000			
820,000	825,000	100,500	995,000	1,000,000	126,750			
825,000	830,000	101,250						
830,000	835,000	102,000	1,000,000	2,500,000		50,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から8,447,500円を控除した金額
835,000	840,000	102,750						
840,000	845,000	103,500						
845,000	850,000	104,250						
850,000	855,000	105,000						
855,000	860,000	105,750	2,500,000	5,000,000		100,000,000	150,000,000	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から11,447,500円を控除した金額
860,000	865,000	106,500						
865,000	870,000	107,250						
870,000	875,000	108,000						
875,000	880,000	108,750						
880,000	885,000	109,500	5,000,000	7,500,000		150,000,000	250,000,000	課税山林所得金額に65%を乗じて算出した金額から18,947,500円を控除した金額
885,000	890,000	110,250						
890,000	895,000	111,000						
895,000	900,000	111,750						
900,000	905,000	112,500						
905,000	910,000	113,250	7,500,000	12,500,000		250,000,000円以上		課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から31,447,500円を控除した金額
910,000	915,000	114,000						
915,000	920,000	114,750						
920,000	925,000	115,500						
925,000	930,000	116,250						
930,000	935,000	117,000	12,500,000	20,000,000				課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から1,447,500円を控除した金額
935,000	940,000	117,750						
940,000	945,000	118,500						
945,000	950,000	119,250						
950,000	955,000	120,000						

(備考) 課税山林所得金額とは、山林所得の金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

附則別表第三 昭和34年分の退職所得に対する所得税の税額表（附則第五項の規定により新法第十五条第三項の規定に代えて適用される所得税額表又は附則第四項の規定により読み替えられた新法第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

(一)

退職所得の特金 別控除後の金		税額	退職所得の特金 別控除後の金		税額	退職所得の特金 別控除後の金		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,000	2,000	0	50,000	51,000	2,500	140,000	142,000	7,200
1,000	2,000	50	51,000	52,000	2,550	142,000	144,000	7,310
2,000	3,000	100	52,000	53,000	2,600	144,000	146,000	7,420
3,000	4,000	150	53,000	54,000	2,650	146,000	148,000	7,530
4,000	5,000	200	54,000	55,000	2,700	148,000	150,000	7,640
5,000	6,000	250	55,000	56,000	2,750	150,000	152,000	7,750
6,000	7,000	300	56,000	57,000	2,800	152,000	154,000	7,860
7,000	8,000	350	57,000	58,000	2,850	154,000	156,000	7,970
8,000	9,000	400	58,000	59,000	2,900	156,000	158,000	8,080
9,000	10,000	450	59,000	60,000	2,950	158,000	160,000	8,190
10,000	11,000	500	60,000	62,000	3,000	160,000	162,000	8,300
11,000	12,000	550	62,000	64,000	3,100	162,000	164,000	8,410
12,000	13,000	600	64,000	66,000	3,200	164,000	166,000	8,520
13,000	14,000	650	66,000	68,000	3,300	166,000	168,000	8,630
14,000	15,000	700	68,000	70,000	3,400	168,000	170,000	8,740
15,000	16,000	750	70,000	72,000	3,500	170,000	172,000	8,850
16,000	17,000	800	72,000	74,000	3,600	172,000	174,000	8,960
17,000	18,000	850	74,000	76,000	3,700	174,000	176,000	9,070
18,000	19,000	900	76,000	78,000	3,800	176,000	178,000	9,180
19,000	20,000	950	78,000	80,000	3,900	178,000	180,000	9,290
20,000	21,000	1,000	80,000	82,000	4,000	180,000	184,000	9,400
21,000	22,000	1,050	82,000	84,000	4,100	184,000	188,000	9,620
22,000	23,000	1,100	84,000	86,000	4,200	188,000	192,000	9,840
23,000	24,000	1,150	86,000	88,000	4,300	192,000	196,000	10,060
24,000	25,000	1,200	88,000	90,000	4,400	196,000	200,000	10,280
25,000	26,000	1,250	90,000	92,000	4,500	200,000	204,000	10,500
26,000	27,000	1,300	92,000	94,000	4,600	204,000	208,000	10,800
27,000	28,000	1,350	94,000	96,000	4,700	208,000	212,000	11,100
28,000	29,000	1,400	96,000	98,000	4,800	212,000	216,000	11,400
29,000	30,000	1,450	98,000	100,000	4,900	216,000	220,000	11,700
30,000	31,000	1,500	100,000	102,000	5,000	220,000	224,000	12,000
31,000	32,000	1,550	102,000	104,000	5,110	224,000	228,000	12,300
32,000	33,000	1,600	104,000	106,000	5,220	228,000	232,000	12,600
33,000	34,000	1,650	106,000	108,000	5,330	232,000	236,000	12,900
34,000	35,000	1,700	108,000	110,000	5,440	236,000	240,000	13,200
35,000	36,000	1,750	110,000	112,000	5,550	240,000	244,000	13,500
36,000	37,000	1,800	112,000	114,000	5,660	244,000	248,000	13,800
37,000	38,000	1,850	114,000	116,000	5,770	248,000	252,000	14,100
38,000	39,000	1,900	116,000	118,000	5,880	252,000	256,000	14,400
39,000	40,000	1,950	118,000	120,000	5,990	256,000	260,000	14,700
40,000	41,000	2,000	120,000	122,000	6,100	260,000	264,000	15,000
41,000	42,000	2,050	122,000	124,000	6,210	264,000	268,000	15,300
42,000	43,000	2,100	124,000	126,000	6,320	268,000	272,000	15,600
43,000	44,000	2,150	126,000	128,000	6,430	272,000	276,000	15,900
44,000	45,000	2,200	128,000	130,000	6,540	276,000	280,000	16,200
45,000	46,000	2,250	130,000	132,000	6,650	280,000	284,000	16,500
46,000	47,000	2,300	132,000	134,000	6,760	284,000	288,000	16,800
47,000	48,000	2,350	134,000	136,000	6,870	288,000	292,000	17,100
48,000	49,000	2,400	136,000	138,000	6,980	292,000	296,000	17,400
49,000	50,000	2,450	138,000	140,000	7,090	296,000	300,000	17,700

(二)

退職所得の特金の 税額		退職所得の特金の 税額		退職所得の特金の 税額		退職所得の特金の 税額		
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	
300,000	304,000	18,000	540,000	546,000	39,500	860,000	868,000	71,500
304,000	308,000	18,300	546,000	552,000	40,100	868,000	876,000	72,300
308,000	312,000	18,600	552,000	558,000	40,700	876,000	884,000	73,100
312,000	316,000	18,900	558,000	564,000	41,300	884,000	892,000	73,900
316,000	320,000	19,200	564,000	570,000	41,900	892,000	900,000	74,700
320,000	324,000	19,500	570,000	576,000	42,500	900,000	908,000	75,500
324,000	328,000	19,800	576,000	582,000	43,100	908,000	916,000	76,300
328,000	332,000	20,100	582,000	588,000	43,700	916,000	924,000	77,100
332,000	336,000	20,400	588,000	594,000	44,300	924,000	932,000	77,900
336,000	340,000	20,700	594,000	600,000	44,900	932,000	940,000	78,700
340,000	344,000	21,000	600,000	606,000	45,500	940,000	948,000	79,500
344,000	348,000	21,300	606,000	612,000	46,100	948,000	956,000	80,300
348,000	352,000	21,600	612,000	618,000	46,700	956,000	964,000	81,100
352,000	356,000	21,900	618,000	624,000	47,300	964,000	972,000	81,900
356,000	360,000	22,200	624,000	630,000	47,900	972,000	980,000	82,700
360,000	364,000	22,500	630,000	636,000	48,500	980,000	988,000	83,500
364,000	368,000	22,800	636,000	642,000	49,100	988,000	996,000	84,300
368,000	372,000	23,100	642,000	648,000	49,700	996,000	1,004,000	85,100
372,000	376,000	23,400	648,000	654,000	50,300	1,004,000	1,012,000	86,000
376,000	380,000	23,700	654,000	660,000	50,900	1,012,000	1,020,000	87,000
380,000	384,000	24,000	660,000	666,000	51,500	1,020,000	1,028,000	88,000
384,000	388,000	24,300	666,000	672,000	52,100	1,028,000	1,036,000	89,000
388,000	392,000	24,600	672,000	678,000	52,700	1,036,000	1,044,000	90,000
392,000	396,000	24,900	678,000	684,000	53,300	1,044,000	1,052,000	91,000
396,000	400,000	25,200	684,000	690,000	53,900	1,052,000	1,060,000	92,000
400,000	404,000	25,500	690,000	696,000	54,500	1,060,000	1,068,000	93,000
404,000	408,000	25,900	696,000	702,000	55,100	1,068,000	1,076,000	94,000
408,000	412,000	26,300	702,000	708,000	55,700	1,076,000	1,084,000	95,000
412,000	416,000	26,700	708,000	714,000	56,300	1,084,000	1,092,000	96,000
416,000	420,000	27,100	714,000	720,000	56,900	1,092,000	1,100,000	97,000
420,000	426,000	27,500	720,000	726,000	57,500	1,100,000	1,108,000	98,000
426,000	432,000	28,100	726,000	732,000	58,100	1,108,000	1,116,000	99,000
432,000	438,000	28,700	732,000	738,000	58,700	1,116,000	1,124,000	100,000
438,000	444,000	29,300	738,000	744,000	59,300	1,124,000	1,132,000	101,000
444,000	450,000	29,900	744,000	750,000	59,900	1,132,000	1,140,000	102,000
450,000	456,000	30,500	750,000	756,000	60,500	1,140,000	1,148,000	103,000
456,000	462,000	31,100	756,000	762,000	61,100	1,148,000	1,156,000	104,000
462,000	468,000	31,700	762,000	768,000	61,700	1,156,000	1,164,000	105,000
468,000	474,000	32,300	768,000	774,000	62,300	1,164,000	1,172,000	106,000
474,000	480,000	32,900	774,000	780,000	62,900	1,172,000	1,180,000	107,000
480,000	486,000	33,500	780,000	788,000	63,500	1,180,000	1,188,000	108,000
486,000	492,000	34,100	788,000	796,000	64,300	1,188,000	1,196,000	109,000
492,000	498,000	34,700	796,000	804,000	65,100	1,196,000	1,204,000	110,000
498,000	504,000	35,300	804,000	812,000	65,900	1,204,000	1,212,000	111,000
504,000	510,000	35,900	812,000	820,000	66,700	1,212,000	1,220,000	112,000
510,000	516,000	36,500	820,000	828,000	67,500	1,220,000	1,228,000	113,000
516,000	522,000	37,100	828,000	836,000	68,300	1,228,000	1,236,000	114,000
522,000	528,000	37,700	836,000	844,000	69,100	1,236,000	1,244,000	115,000
528,000	534,000	38,300	844,000	852,000	69,900	1,244,000	1,252,000	116,000
534,000	540,000	38,900	852,000	860,000	70,700	1,252,000	1,260,000	117,000

(三)

退職所得の特 別控除 後の 金額		税 額	退職所得の特 別控除 後の 金額		税 額	退職所得の特 別控除 後の 金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
1,260,000	1,268,000	118,000	1,650,000	1,660,000	166,750	3,000,000	5,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 17.5%を乗じて 算出した金額か ら164,500円を 控除した金額
1,268,000	1,276,000	119,000	1,660,000	1,670,000	168,000	5,000,000	8,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 20%を乗じて 算出した金額か ら289,500円を 控除した金額
1,276,000	1,284,000	120,000	1,670,000	1,680,000	169,250			
1,284,000	1,292,000	121,000	1,680,000	1,690,000	170,500			
1,292,000	1,300,000	122,000	1,690,000	1,700,000	171,750			
1,300,000	1,310,000	123,000	1,700,000	1,710,000	173,000			
1,310,000	1,320,000	124,250	1,710,000	1,720,000	174,250	8,000,000	12,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 22.5%を乗じて 算出した金額か ら489,500円を 控除した金額
1,320,000	1,330,000	125,500	1,720,000	1,730,000	175,500			
1,330,000	1,340,000	126,750	1,730,000	1,740,000	176,750			
1,340,000	1,350,000	128,000	1,740,000	1,750,000	178,000			
1,350,000	1,360,000	129,250	1,750,000	1,760,000	179,250			
1,360,000	1,370,000	130,500	1,760,000	1,770,000	180,500	12,000,000	20,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 25%を乗じて 算出した金額か ら789,500円を 控除した金額
1,370,000	1,380,000	131,750	1,770,000	1,780,000	181,750			
1,380,000	1,390,000	133,000	1,780,000	1,790,000	183,000			
1,390,000	1,400,000	134,250	1,790,000	1,800,000	184,250			
1,400,000	1,410,000	135,500	1,800,000	1,810,000	185,500			
1,410,000	1,420,000	136,750	1,810,000	1,820,000	186,750	20,000,000	40,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 27.5%を乗じて 算出した金額か ら1,289,500円を 控除した金額
1,420,000	1,430,000	138,000	1,820,000	1,830,000	188,000			
1,430,000	1,440,000	139,250	1,830,000	1,840,000	189,250			
1,440,000	1,450,000	140,500	1,840,000	1,850,000	190,500			
1,450,000	1,460,000	141,750	1,850,000	1,860,000	191,750			
1,460,000	1,470,000	143,000	1,860,000	1,870,000	193,000	40,000,000	60,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 30%を乗じて 算出した金額か ら2,289,500円を 控除した金額
1,470,000	1,480,000	144,250	1,870,000	1,880,000	194,250			
1,480,000	1,490,000	145,500	1,880,000	1,890,000	195,500			
1,490,000	1,500,000	146,750	1,890,000	1,900,000	196,750			
1,500,000	1,510,000	148,000	1,900,000	1,910,000	198,000			
1,510,000	1,520,000	149,250	1,910,000	1,920,000	199,250	60,000,000	100,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 32.5%を乗じて 算出した金額か ら3,789,500円を 控除した金額
1,520,000	1,530,000	150,500	1,920,000	1,930,000	200,500			
1,530,000	1,540,000	151,750	1,930,000	1,940,000	201,750			
1,540,000	1,550,000	153,000	1,940,000	1,950,000	203,000			
1,550,000	1,560,000	154,250	1,950,000	1,960,000	204,250			
1,560,000	1,570,000	155,500	1,960,000	1,970,000	205,500	100,000,000円以上	退職所得の特別 控除後の金額に 35%を乗じて 算出した金額か ら6,289,500円を 控除した金額	
1,570,000	1,580,000	156,750	1,970,000	1,980,000	206,750			
1,580,000	1,590,000	158,000	1,980,000	1,990,000	208,000			
1,590,000	1,600,000	159,250	1,990,000	2,000,000	209,250			
1,600,000	1,610,000	160,500	2,000,000	3,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 15%を乗じて 算出した金額か ら89,500円を 控除した金額			
1,610,000	1,620,000	161,750						
1,620,000	1,630,000	163,000						
1,630,000	1,640,000	164,250						
1,640,000	1,650,000	165,500						

(備考 税額の求め方)

- (一) まず、退職所得の収入金額から、新法第九条第一項第六号、第三十八条の二第三項及び附則第六項の規定により計算した退職所得の特別控除額を控除した金額(この表において「退職所得の特別控除後の金額」という。)を求める。
- (二) 次に、退職所得の特別控除後の金額に応じ「退職所得の特別控除後の金額」欄に該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

附則別表第四 昭和34年分の給与所得に係る年末調整のための簡易税額表（附則第四項の規定により読み替えられた新法第四十条の規定による所得税額表）

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
500	1,000	0	25,000	25,500	2,500	70,000	71,000	7,200	150,000	152,000	18,000
500	1,000	50	25,500	26,000	2,550	71,000	72,000	7,310	152,000	154,000	18,300
1,000	1,500	100	26,000	26,500	2,600	72,000	73,000	7,420	154,000	156,000	18,600
1,500	2,000	150	26,500	27,000	2,650	73,000	74,000	7,530	156,000	158,000	18,900
2,000	2,500	200	27,000	27,500	2,700	74,000	75,000	7,640	158,000	160,000	19,200
2,500	3,000	250	27,500	28,000	2,750	75,000	76,000	7,750	160,000	162,000	19,500
3,000	3,500	300	28,000	28,500	2,800	76,000	77,000	7,860	162,000	164,000	19,800
3,500	4,000	350	28,500	29,000	2,850	77,000	78,000	7,970	164,000	166,000	20,100
4,000	4,500	400	29,000	29,500	2,900	78,000	79,000	8,080	166,000	168,000	20,400
4,500	5,000	450	29,500	30,000	2,950	79,000	80,000	8,190	168,000	170,000	20,700
5,000	5,500	500	30,000	31,000	3,000	80,000	81,000	8,300	170,000	172,000	21,000
5,500	6,000	550	31,000	32,000	3,100	81,000	82,000	8,410	172,000	174,000	21,300
6,000	6,500	600	32,000	33,000	3,200	82,000	83,000	8,520	174,000	176,000	21,600
6,500	7,000	650	33,000	34,000	3,300	83,000	84,000	8,630	176,000	178,000	21,900
7,000	7,500	700	34,000	35,000	3,400	84,000	85,000	8,740	178,000	180,000	22,200
7,500	8,000	750	35,000	36,000	3,500	85,000	86,000	8,850	180,000	182,000	22,500
8,000	8,500	800	36,000	37,000	3,600	86,000	87,000	8,960	182,000	184,000	22,800
8,500	9,000	850	37,000	38,000	3,700	87,000	88,000	9,070	184,000	186,000	23,100
9,000	9,500	900	38,000	39,000	3,800	88,000	89,000	9,180	186,000	188,000	23,400
9,500	10,000	950	39,000	40,000	3,900	89,000	90,000	9,290	188,000	190,000	23,700
10,000	10,500	1,000	40,000	41,000	4,000	90,000	92,000	9,400	190,000	192,000	24,000
10,500	11,000	1,050	41,000	42,000	4,100	92,000	94,000	9,620	192,000	194,000	24,300
11,000	11,500	1,100	42,000	43,000	4,200	94,000	96,000	9,840	194,000	196,000	24,600
11,500	12,000	1,150	43,000	44,000	4,300	96,000	98,000	10,060	196,000	198,000	24,900
12,000	12,500	1,200	44,000	45,000	4,400	98,000	100,000	10,280	198,000	200,000	25,200
12,500	13,000	1,250	45,000	46,000	4,500	100,000	102,000	10,500	200,000	202,000	25,500
13,000	13,500	1,300	46,000	47,000	4,600	102,000	104,000	10,800	202,000	204,000	25,900
13,500	14,000	1,350	47,000	48,000	4,700	104,000	106,000	11,100	204,000	206,000	26,300
14,000	14,500	1,400	48,000	49,000	4,800	106,000	108,000	11,400	206,000	208,000	26,700
14,500	15,000	1,450	49,000	50,000	4,900	108,000	110,000	11,700	208,000	210,000	27,100
15,000	15,500	1,500	50,000	51,000	5,000	110,000	112,000	12,000	210,000	213,000	27,500
15,500	16,000	1,550	51,000	52,000	5,110	112,000	114,000	12,300	213,000	216,000	28,100
16,000	16,500	1,600	52,000	53,000	5,220	114,000	116,000	12,600	216,000	219,000	28,700
16,500	17,000	1,650	53,000	54,000	5,330	116,000	118,000	12,900	219,000	222,000	29,300
17,000	17,500	1,700	54,000	55,000	5,440	118,000	120,000	13,200	222,000	225,000	29,900
17,500	18,000	1,750	55,000	56,000	5,550	120,000	122,000	13,500	225,000	228,000	30,500
18,000	18,500	1,800	56,000	57,000	5,660	122,000	124,000	13,800	228,000	231,000	31,100
18,500	19,000	1,850	57,000	58,000	5,770	124,000	126,000	14,100	231,000	234,000	31,700
19,000	19,500	1,900	58,000	59,000	5,880	126,000	128,000	14,400	234,000	237,000	32,300
19,500	20,000	1,950	59,000	60,000	5,990	128,000	130,000	14,700	237,000	240,000	32,900
20,000	20,500	2,000	60,000	61,000	6,100	130,000	132,000	15,000	240,000	243,000	33,500
20,500	21,000	2,050	61,000	62,000	6,210	132,000	134,000	15,300	243,000	246,000	34,100
21,000	21,500	2,100	62,000	63,000	6,320	134,000	136,000	15,600	246,000	249,000	34,700
21,500	22,000	2,150	63,000	64,000	6,430	136,000	138,000	15,900	249,000	252,000	35,300
22,000	22,500	2,200	64,000	65,000	6,540	138,000	140,000	16,200	252,000	255,000	35,900
22,500	23,000	2,250	65,000	66,000	6,650	140,000	142,000	16,500	255,000	258,000	36,500
23,000	23,500	2,300	66,000	67,000	6,760	142,000	144,000	16,800	258,000	261,000	37,100
23,500	24,000	2,350	67,000	68,000	6,870	144,000	146,000	17,100	261,000	264,000	37,700
24,000	24,500	2,400	68,000	69,000	6,980	146,000	148,000	17,400	264,000	267,000	38,300
24,500	25,000	2,450	69,000	70,000	7,090	148,000	150,000	17,700	267,000	270,000	38,900

(二)

課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額	課税給与 所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
270,000	273,000	39,500	430,000	434,000	71,500	630,000	635,000	118,000	880,000	885,000	180,500
273,000	276,000	40,100	434,000	438,000	72,300	635,000	640,000	119,250	885,000	890,000	181,750
276,000	279,000	40,700	438,000	442,000	73,100	640,000	645,000	120,500	890,000	895,000	183,000
279,000	282,000	41,300	442,000	446,000	73,900	645,000	650,000	121,750	895,000	900,000	184,250
282,000	285,000	41,900	446,000	450,000	74,700	650,000	655,000	123,000	900,000	905,000	185,500
285,000	288,000	42,500	450,000	454,000	75,500	655,000	660,000	124,250	905,000	910,000	186,750
288,000	291,000	43,100	454,000	458,000	76,300	660,000	665,000	125,500	910,000	915,000	188,000
291,000	294,000	43,700	458,000	462,000	77,100	665,000	670,000	126,750	915,000	920,000	189,250
294,000	297,000	44,300	462,000	466,000	77,900	670,000	675,000	128,000	920,000	925,000	190,500
297,000	300,000	44,900	466,000	470,000	78,700	675,000	680,000	129,250	925,000	930,000	191,750
300,000	303,000	45,500	470,000	474,000	79,500	680,000	685,000	130,500	930,000	935,000	193,000
303,000	306,000	46,100	474,000	478,000	80,300	685,000	690,000	131,750	935,000	940,000	194,250
306,000	309,000	46,700	478,000	482,000	81,100	690,000	695,000	133,000	940,000	945,000	195,500
309,000	312,000	47,300	482,000	486,000	81,900	695,000	700,000	134,250	945,000	950,000	196,750
312,000	315,000	47,900	486,000	490,000	82,700	700,000	705,000	135,500	950,000	955,000	198,000
315,000	318,000	48,500	490,000	494,000	83,500	705,000	710,000	136,750	955,000	960,000	199,250
318,000	321,000	49,100	494,000	498,000	84,300	710,000	715,000	138,000	960,000	965,000	200,500
321,000	324,000	49,700	498,000	502,000	85,100	715,000	720,000	139,250	965,000	970,000	201,750
324,000	327,000	50,300	502,000	506,000	85,900	720,000	725,000	140,500	970,000	975,000	203,000
327,000	330,000	50,900	506,000	510,000	87,000	725,000	730,000	141,750	975,000	980,000	204,250
330,000	333,000	51,500	510,000	514,000	88,000	730,000	735,000	143,000	980,000	985,000	205,500
333,000	336,000	52,100	514,000	518,000	89,000	735,000	740,000	144,250	985,000	990,000	206,750
336,000	339,000	52,700	518,000	522,000	90,000	740,000	745,000	145,500	990,000	995,000	208,000
339,000	342,000	53,300	522,000	526,000	91,000	745,000	750,000	146,750	995,000	1,000,000	209,250
342,000	345,000	53,900	526,000	530,000	92,000	750,000	755,000	148,000			
345,000	348,000	54,500	530,000	534,000	93,000	755,000	760,000	149,250	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から69,500円を控除した金額
348,000	351,000	55,100	534,000	538,000	94,000	760,000	765,000	150,500			
351,000	354,000	55,700	538,000	542,000	95,000	765,000	770,000	151,750			
354,000	357,000	56,300	542,000	546,000	96,000	770,000	775,000	153,000			
357,000	360,000	56,900	546,000	550,000	97,000	775,000	780,000	154,250			
360,000	363,000	57,500	550,000	554,000	98,000	780,000	785,000	155,500	1,500,000	2,500,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から154,500円を控除した金額
363,000	366,000	58,100	554,000	558,000	99,000	785,000	790,000	156,750			
366,000	369,000	58,700	558,000	562,000	100,000	790,000	795,000	158,000			
369,000	372,000	59,300	562,000	566,000	101,000	795,000	800,000	159,250			
372,000	375,000	59,900	566,000	570,000	102,000	800,000	805,000	160,500			
375,000	378,000	60,500	570,000	574,000	103,000	805,000	810,000	161,750	2,500,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から289,500円を控除した金額
378,000	381,000	61,100	574,000	578,000	104,000	810,000	815,000	163,000			
381,000	384,000	61,700	578,000	582,000	105,000	815,000	820,000	164,250			
384,000	387,000	62,300	582,000	586,000	106,000	820,000	825,000	165,500			
387,000	390,000	62,900	586,000	590,000	107,000	825,000	830,000	166,750			
390,000	394,000	63,500	590,000	594,000	108,000	830,000	835,000	168,000	4,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から439,500円を控除した金額
394,000	398,000	64,300	594,000	598,000	109,000	835,000	840,000	169,250			
398,000	402,000	65,100	598,000	602,000	110,000	840,000	845,000	170,500			
402,000	406,000	65,900	602,000	606,000	111,000	845,000	850,000	171,750			
406,000	410,000	66,700	606,000	610,000	112,000	850,000	855,000	173,000			
410,000	414,000	67,500	610,000	614,000	113,000	855,000	860,000	174,250	6,000,000	10,000,000	課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から789,500円を控除した金額
414,000	418,000	68,300	614,000	618,000	114,000	860,000	865,000	175,500			
418,000	422,000	69,100	618,000	622,000	115,000	865,000	870,000	176,750			
422,000	426,000	69,900	622,000	626,000	116,000	870,000	875,000	178,000			
426,000	430,000	70,700	626,000	630,000	117,000	875,000	880,000	179,250			

(三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
10,000,000	20,000,000	課税給与所得金額に55%を算出し、乗じた額から1,289,500円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	課税給与所得金額に60%を算出し、乗じた額から2,289,500円を控除した金額	30,000,000	50,000,000	課税給与所得金額に65%を算出し、乗じた額から3,789,500円を控除した金額	50,000,000円以上	課税給与所得金額に70%を算出し、乗じた額から6,289,500円を控除した金額	

その者が、障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当することに5,000円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき5,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(備考 税額の求め方)

- (イ) まず、新法別表第六の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、
  - (1) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額
  - (2) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
  - (3) 申告された生命保険料の金額がある場合には、その金額（その金額が15,000円をこえる場合には、15,000円とそのこえる金額(その金額が15,000円をこえるときは、15,000円)の2分の1に相当する金額との合計額）を控除した金額を求め、
- (ロ) 次に、(イ)により求めた金額から、
  - (1) 申告された扶養親族がある場合には、
    - (イ) (ロ)に該当するときを除くほか、附則第四項の規定により読み替えられた新法第十一条の八第一項の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
    - (ロ) 附則第四項の規定により読み替えられた新法第十一条の八第二項の規定の適用を受ける旨の申告がある場合には、附則第四項の規定により読み替えられた同条第二項の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
  - (2) 申告された扶養親族がない場合には、基礎控除額を控除し、それぞれその残額を求め、
- (ハ) (ロ)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄に該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額（障害者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から5,000円（附則第三項に規定する遺族年金(障害者にあつては、同項に規定する障害者年金)を受ける者が昭和34年4月1日から昭和35年12月31日までの間に受けるべき給与については、7,000円)を控除した金額)が、その求める税額である。
- (ニ) (イ)から(ハ)までにより税額を求める場合において、(ロ)により求めた残額が1,000,000円以上の者については、その者の当該残額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の残額に応じ、「課税給与所得金額」欄に該当する行を求めるとし、その者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額が、その求める税額である。

理由

今次の税制改正の一環として、最近における租税負担の状況にかえり、所得税の扶養控除額及び税率並びに退職所得の特別控除額を改正して、その軽減及び合理化を図るとともに、災害によつて被害を受けたたな御資産に係る純損失の繰越控除を青色申告者以外の者についても認めることとし、一定の臨時に発生する所得について五分五乗課税を行つて累進税率の適用を緩和し、その他所要の規定の整備を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九條の六第二項第四号を次のように改める。  
四 法人が株式を有している場合において、その株式を發行する法人が、利益の全部若しくは一部をもつて株式の消却をなし、又は積立金額の全部若しくは一部を資本に組み入れたときにおけるその消却した株式に対応する資本の金額（当該株式の消却に充てた利益の金額が当該株式に対応する資本の金額に満たない場合には、当該利益の金額）又は資本に組み入れた積立金額のうち、それぞれ、その株式を有している法人がその消却の時

において有する消却されなかつた株式又は当該法人がその資本の組入の時に有するその株式を發行する法人の株式に対応する部分の金額  
第二十四條第一項及び第二項中「所得金額」の下に「若しくは清算所得金額」を加え、同條の次に次の一條を加える。  
（更正の請求）  
第二十四條の二 第十八條又は第二十一條の規定による申告書（これらの申告書の提出期限から一箇月以内）に提出された第二十三條の規定による申告書でこれらの申告書に記載すべき事項を記載したものを（含む。）を提出した法人は、当該申告書に記載した所得金額若しくは法人税額の計算が法人税に關する法令の規定に從つていなかつたこと又は当該計算に誤があつたことに因り、当該所得金額又は法人税額が過大である場合において、当該申告書に係る第十八條又は第二十一條の規定による申告書の提出期限から一箇月以内を限り、命令の定めるところにより、政府に対し、当該所得金額又は法人税額又は法人税額につき第二十九條第一項の規定による更正をなすべき旨の請求をなすことができる。

規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該修正申告書の提出又は当該更正若しくは決定に伴い、当該修正申告又は当該更正若しくは決定に係る事業年度後の事業年度の第十八條又は第二十一條の規定による申告書に記載すべき所得金額又は法人税額が過大となる場合においては、当該修正申告書を出した日又は当該更正若しくは決定の通知を受けた日から一箇月以内を限り、命令の定めるところにより、政府に対し、当該所得金額又は法人税額につき第二十九條第一項又は第三十一條第一項の規定による更正をなすべき旨の請求をなすことができる。

政府は、法人が通信、交通の状況その他やむを得ない事由に因り前二項の規定による更正の請求をその期限内にすることができないと認める場合においては、命令の定めるところにより、その期限を延長することができる。  
政府は、第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合においては、その請求に係る所得金額又は法人税額について調査し、当該調査に基づき、これを更正し、又はその請求の理由がない旨を当該請求をなした法人に通知する。

第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合においても、政府は、税金の徴収を猶予しない。ただし、政府において相当の理由があると認めるときは、税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

第二十五條第一項中「前條」を「第二十四條」に改め、同條第三項を次のように改める。  
第一項の政府の承認を受けようとする法人は、青色申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならぬ。ただし、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度に該当する場合には、当該各号に掲げる日の前日までにこれを提出することができる。  
一 内国法人にあつてはその設立後、外国法人にあつては新たに外国法人となつた後、第五條第一項各号に掲げる法人又は人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した後の最初の事業年度、それぞれ当該設立の日、外国法人となつた日又は新たに収益事業を開始した日（以下次号において設立の日等という。）から三箇月を経過した日と当該最初の事業年度終了の日とのいずれか早い日  
二 設立の日等から前号の最初の事業年度終了の日までの期間が三箇月に満たない場合におけるその直後の事業年度、設立の日等から三箇月を経過した日と当該直後の事業年度終了の日とのいずれか早い日  
第三十一條第一項中「不足額」を「過不足額」に、同條第二項中「過大」の下に「又は過小」を加える。  
第三十一條の二第二項中「第七章の規定による再調査の請求」を「第二十四條の二の規定による更正の請求、

第七章の規定による再調査」に、その決定又は判決」を「当該更正の請求に因る更正又は当該再調査若しくは審査の請求に対する決定若しくは当該訴訟に対する判決」に、「当該決定又は判決」を「当該更正、決定又は判決」に改める。  
第三十四條第一項中「第三十二條」を「第二十四條の二第四項、第三十二條」に、「その通知を受けた課税標準」を「その通知を受けた第二十四條の二第四項に規定する事項若しくは課税標準」に改め、同條第二項を次のように改める。  
第二十四條の二第三項及び第五項の規定は、前項の場合について、これを準用する。  
第三十四條第三項中「前項の場合において、当該請求」を「前項において規定の適用がある場合において、第一項の規定による請求」に改め、同條第四項中「第一項」の下に「及び第二十四條の二第三項」を加え、同條第五項中「前項の」を「前項において準用する第一項の規定による」に改める。

第三十五條第二項中「前條第二項、第三項及び第五項の規定」を「第二十四條の二第三項及び第五項並びに前條第三項及び第五項の規定」に改め、同條第三項第二号中「再調査の請求があつた日」を「税務署長に対し再調査の請求をなした日」に改める。

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

理由

今次の税制改正の一環として、法人税について更正の請求の制度を創設するとともに、利益をもつてする株式の消却に関するみなし配当の規定を設ける等所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「八十万円」を「百二十万円」に、「二十五万円」を「五十万円」に、「五十万円」を「八十万円」に改める。

第三条第二項中「五十万円」を「八十万円」に改め、同条第三項中「第二十六号第一項第一号及び第二号」の下に「並びに第四十号」を加える。

第九条中「増加所得税」を削り、同条に次の二項を加える。

災害に因り被害を受けた者が、当該被害のあつた日の属する年の翌年以後三年以内の各年において、命令で定める給与、報酬又は料金の支払を受け、かつ、合計所得金額の計算上当該災害に因る所得税法第十一条の四に規定する雑損失の金額について同法第九条の四第三項の規定による控除を受けるときは、政府は、その

者の当該各年において支払を受けた当該給与、報酬又は料金につき同法第三十八条第一項若しくは第四項又は第四十二条第一項若しくは第二項の規定により徴収される所得税については、同法第九条の四第三項の規定の適用に關し必要な限度において、前項の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、その徴収を猶予することができる。

第三条第三項の規定は、前二項の規定により所得税（所得税法第三十八条第一項又は第四項の規定により徴収するものに限る。）の徴収を猶予された者について、これを準用する。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条の規定は、昭和三十四年分の所得税から適用し、昭和三十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

理由

所得税法の改正による非課税限度額の引上げに伴い、所得税の減免及び徴収猶予を受けることができる災害被害者の所得限度額を引き上げるとともに、給与所得者等が災害による雑損失の繰越控除の適用を受ける年分の所得税について源泉徴収の猶予を受けることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

本則中「焼酎」を「しようちゆ」に、「味りん」を「みりん」に、「味りんかす」を「みりんかす」に、「蒸りゆ」を「じようちゆ」に、「焼酎甲類」を「しようちゆ甲類」に、「蒸りゆ甲類」を「じようちゆ甲類」に、「焼酎乙類」を「しようちゆ乙類」に、「味りん甲類」を「みりん甲類」に、「味りん乙類」を「みりん乙類」に、「石敢」を「製造見込石敢」に、「製造見込石敢」を「製造見込石敢」に、「合計石敢」を「合計石敢」に、「移出石敢」を「移出石敢」に、「課税標準石敢」を「課税標準石敢」に、「所持石敢」を「所持石敢」に改める。

第三条第一号及び第二号中「摂氏」を「温度」に改め、同条第六号中「及び水」を削り、「発酵させたもの」の下に「その他政令で定めるアルコール含有物」を加える。

第四条第四項中「摂氏」を「温度」に、「三度」を「五度」に改める。

第七条第二項中「三百石」を「六十キロリットル」に、「百石」を「二十キロリットル」に、「五十石」を「十キロリットル」に、「一十石」を「二千キロリットル」に、「三石」を「六キロリットル」に改め、同条第三項中「三百石」を「六十キロリットル」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項の免許を与える場合において、製造される酒類の品質につき充分な保証がないため特に必要があると認められるときは、税務

署長は、当該免許につき期限を附することができ、

5 前項の期限を附した免許を与えた後に生じた事由により特に必要があると認められるときは、税務署長は、当該期限を延長することができる。

第八条第六号中「しよ、油」を「しよ、ゆ」に改める。

第九条中「販売業（販売の代理業又は媒介業を含む。以下同じ。）を「販売業又は販売の代理業若しくは媒介業（以下「販売業」と総称する。）に改め、「販売場」の下に「総統して販売業をする場所をいう。以下同じ。）を、「製造場」においてする酒類」の下に（当該製造場について第七条第一項の規定により製造免許を受けた酒類と同一の種類（しようちゆ及びみりんについては、類別、雑酒については、品目）の酒類に限る。）を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項の免許を与える場合において、その免許を受けようとする者が博覧会場、即売会場その他これらに類する場所で臨時に販売場を設けて酒類の販売業をしようとする者であると認められるときは、

3 第七条第五項の規定は、前項の期限を附した免許について準用することができる。

第十条各号列記以外の部分中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第一号中「同条第五号」を「第十二条第五号」に改め、同条第七号中「噸税法（明治三十二年法律第八十八号）」を

「とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十一年法律第三十八号）」に改め、同条第八号中「禁」とを「禁錮」に、「経過しない」を「経過するまでの」に改める。

第十一条第一項中「若しくは販売する」を「又は販売する」に改め、「酒類の種類」の下に「雑酒の品目を含む」を加え、「条件を附し、又は製造される酒類の品質につき充分な保証がないため特に必要があると認められるときは、酒類の製造免許の期間につき」を削る。

第十二条第一号中「さ偽」を「偽り」に改める。

第十四条第一号中「さ偽」を「偽り」に、同条第三号中「酒類を販売しない」を「酒類の販売業をしない」に改める。

第十八条第二項中「販売業者の下に（販売業をする者をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十条第一項中「酒類製造者がその免許を」を「第七条第四項の規定により酒類の製造免許に附された期限（同条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。以下第二十三条第一項第二号及び第二十四条第一項第一号において同じ。）が経過した場合、酒類の製造免許が」に、「当該免許を取り消された者を」当該期限を附された免許を与えられていた者、当該取り消された免許を受けていた者に改め、同条第二項中「酒母等の製造者がその免許を」を「酒母、もろみ若しくはこうじの製造免許が」に、「当該免許を取り消された者」を「当該取り消さ

る者であるときは、政府は、その

れた免許を受けていた者」に改め、同条第三項中「酒類販売業者がその免許を」と第九條第二項の規定により酒類の販売業免許に附された期限（同条第三項において準用する第七條第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限）が経過した場合、酒類の販売業免許が「に、該当免許を取り消された者」を「当該期限を附された免許を」と改め、当該期限を附された免許を消された者、当該取り消された免許を受けていた者」に改める。

第二十一條中「第七條第一項」を「第七條第一項の規定による免許、同条第五項（第九條第三項において準用する場合を含む。）の規定により免許に附された期限の延長」に、「第九條を」第九條第一項に改め、「この場合において」の下に、「第七條第四項若しくは第九條第二項の規定により期限を附された免許」を加える。

第二十二條各号列記以外の部分中「一石」を「一キロリットル」に改め、同条第一号中「六万八千五百円」を「三十七万九千七百円」に、「五千四百円」を「二万八千四百八十円」に、「四万九千円」を「二十七万六千四百円」に、「三千六百八十円」を「二万三千七百円」に、「二万五千円」を「一万三千六百円」に、「千六百四十円」を「九千九百円」に改め、同条第二号中「二万七千三百円」を「十五万三千三百円」に、「二千五百円」を「一万三千五百円」に、「一万五千八百円」を「八万七千五百円」に、「千二百七十円」を「七千円」に改め、同条第三号中「一万五千円」を「八万三千三百円」に、「千八百円」を「九千九百八十

円」に改め、同条第四号中「二万二千八百円」を「七万九百円」に、「七百二十円」を「三千九百七十円」に、「千八百三十円」を「一万七千七十円」に、「一万二千二百円」を「六万二千円」に、「六千三百円」を「三千四百八十円」に、「千六百十円」を「八千九百円」に改め、同条第五号中「四万五百円」を「十四万円」に、「三千七百四十円」を「一万二千九百三十円」に、「二万四千五百円」を「八万三千三百円」に、「七百九十円」を「四千三百八十円」に改め、同条第六号中「六万二千円」を「三十四万三千六百円」に、「七千四百四十円」を「四万二千二百四十円」に改め、同条第七号中「二万円」を「十一万八千四百円」に改め、同条第八号中「四千八百円」を「二万六千六百円」に改め、同条第九号中「十六万五千円」を「九十一万四千六百円」に、「四千六百十円」を「二万五千五百三十円」に、「三万九千円」を「二十一万六千四百円」に、「千九百五十円」を「二万八千四百円」に、「二千三百四十円」を「一万二千九百八十円」に、「二万四千四百円」を「六万三千三百円」に、「九百五十円」を「五千二百六十円」に、「千四百四十円」を「六千三百二十円」に改める。

第二十三條の見出しを「移出又は引取等とみなす場合」に改め、同条各号列記以外の部分中「当該酒類」を「その該当することとなつた時に当該酒類」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第一号中「その製造場」を「酒類製造者の製造場」に改め、「飲用されたとき」の下に「ただし、次項の規定に該当する場合を除く。」を加え、同条第二号中「酒類の製造免許を」を「第七條第四項の規定により

酒類の製造免許に附された期限が経過した場合又は酒類の製造免許が「に、但し」を「ただし」、当該期限の経過又は「に改め、同条第四号を次のように改める。

四 酒類の製造場に現存する酒類（既に第二号ただし書を除く。）又は前号の規定の適用を受けた酒類を除く。）が滞納処分（その例による処分を含む。）強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価されたとき。

第二十三條に次の三項を加える。  
2 酒類が酒類製造者の製造場において飲用された場合において、その飲用につき、当該製造者の責に帰することができないときは、その飲用者が酒類の製造者とみなし、当該飲用者が飲用の時に当該酒類をその製造場から移出したものとみなす。

3 酒類が保税地域において飲用される場合には、その飲用者が飲用の時に当該酒類をその保税地域から引き取るものとみなす。  
4 酒類が酒類製造者の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責に帰することができないときは、当該酒類を移出した者を酒類の製造者とみなす。

第二十四條第一項各号列記以外の部分中「毎月製造場」を「毎月その製造場に、但し」を「ただし」に、「当該各号」を「前条第一項」に改め、同項第一号中「酒類の製造免許を」を「第七條第四項の規定により酒類の

製造免許に附された期限が経過したとき、又は酒類の製造免許が「に、但し」を「ただし」、当該期限の経過又は「に改め、同項第二号中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二十八條第一項各号列記以外の部分中「第五項」を「第六項」に改め、同条第六項中「封かん」を「封」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「酒類の」の下に「製造免許を受けた」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の承認の申請に係る酒類の移入又は引取先等につき、酒税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えないことができる。  
第二十九條の次に次の一条を加える。

（免税酒類の表示）  
第二十九條の二 税務署長又は税関長は、第二十八條第一項又は前条第二項の承認を与える場合において、取締上必要があると認めるときは、その承認の申請者に対し、当該承認に係る酒類である旨をその酒類の容器又は包装に表示することを命ずることができる。  
第三十條第一項中「もどし入れた場合」の下に「当該酒類が当該製造場からの移出につき適用された税率と異なる税率が適用される酒類となつて他の製造場から移出されて当該製造場にもどし入れられた場合を除く。」を加え、「翌月中」を「翌月以降」に、「延滞加算税額を除く。」を

「延滞加算税額を除くもの」とし、当該酒税額につき本項又は次項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。」に改め、控除し、なお控除すべき不足額があるときは、その後に徴収されるべき酒税額から順次これを削り、同条第二項中「酒類の製造場から移出された酒類を当該製造場以外の」を「他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類を」に改め、「当該酒類につき」の下に「当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取により」を加え、「延滞加算税額を除く。」を「延滞加算税額を」とし、当該酒税額につき前項又は本項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。」に、「酒類を既に適用された」を、「酒類を当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取につき適用された」に改め、同条第三項中「又は移出した」を「若しくは移出した」に、「ないときは、控除すべき金額を」を「ないときは、又は徴収されるべき酒税額から控除してなお不足額があるときは、これらの規定により控除すべき金額又は当該不足額」に改め、同条第五項中「前項」を「前項の確認を受けた後、同項に、当該酒類の」を「当該もどし入れ又は移出に係る」に改める。

第三十一條第三項中「第二十八條第五項」を「第二十八條第六項」に改め、同条第五項中「担保の提供」の下に「又は酒類の保存」を加え、同条第七項及び第八項中「封かん」を「封」に改める。

第三十二条第三号中「以下同じ。」を削る。

第四十四条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「製造者を酒類製造者」と製造者が酒類の製造者でないときはこれを酒類の製造者」に改め、同項の次に次の一項を加える。

6 前項の規定は、酒母又はもろみとその製造者の製造場において飲用され、又は当該製造場から移出された場合（当該酒母又はもろみにつき同項の規定の適用がある場合を除く。）において、その飲用又は移出につき、当該製造者の責に帰することができないときについて準用する。この場合においては、同項中「その製造者が酒類の製造者でないときはこれを」とあるのは、「その飲用又は移出をした者」と読み替えるものとする。

第四十六条中「販売」の下に「販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。」を加える。

第四十七条第四項中「販売したを」を「販売をした」に改める。

第五十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第四十三条第一項各号の承認を受けるべき場合には、この限りでない。

第五十二条第二項中「又は販売業者」を、「酒類引取者又は酒類の販売業者」に改める。

第五十三条第六項中「第三項までの規定による質問又は検査」を「第四項までの規定による当該職員」に改

め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項各号列記以外の部分中「封かん」を「封」に改め、同項第二号中「輸送管」の下に「流量計を含む。」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第二項の規定により採取した見本に關しては、第六条、第二十四条及び第二十六条の規定は、適用しない。

第五十三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 当該職員は、前項第一号から第六号までに掲げる物件を検査するため必要があるときは、これらの物件について、必要最少限度の分量の見本を採取することができ

る。

第五十五条第一項中「さ偽を偽り」に改める。

第五十六条第一項第二号中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

第五十八条第一項第七号中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同条第二項中「第二十八条第五項」を「第二十八条第六項」に改める。

第五十九条第一項第六号中「第五十三条第一項、第三項又は第四項」を「第五十三条第一項、第二項、第四項又は第五項」に改める。

第六十条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十九条の二の規定により命ぜられた表示をしなかつた者

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に改正前の酒税法（以下「旧法」といふ。）第十一條第一項の規定により酒類の製造免許の期間につき附されている条件については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧法の規定により酒類の製造免許を受けている者に対する改正後の酒税法第十二條第四号の規定の適用については、その必要な数量は、当分の間、なお従前の例による。

5 次に掲げる場合における酒税の徴収については、なお従前の例による。

一 旧法第二十八条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類について、その承認の際税務署長又は税関長が指定した期限までに同条第二項に規定する証明書の提出がない場合

二 旧法第二十九条第二項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出された酒類について、その承認の際税務署長が指定した期限までに同条第三項に規定する書類の提出がない場合及び当該酒類がこの法律の施行後に酒税法の施行地において消費され、又は当該施行地において消費する目的で譲り渡された場合

三 この法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律（昭和二十七年法律第百二十二号）第七條（日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第二十四條において準用する場合を含む。）又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五條第一項若しくは第七條第一項の規定により酒税の免除を受けた酒類について、この法律の施行後にこれらの法律の規定により酒税の追徴が行われる場合

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、みりん甲類の消費の実情にかえりみ、その税率を軽減するとともに、尺貫法による計量單位が法定計量單位とみなされないこととなるのに伴う改正を行い、あわせて期限付の販売免許を与えることができることとする等所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

揮発油税法の一部を改正する法律案

揮発油税法の一部を改正する法律案

揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「摂氏」を「温度」に改める。

第五条に次の一項を加える。

揮発油の製造場に現存する揮発油が滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該製造者がその換価の時に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなす。

第八条第二項中「第五条」を「第五条第一項又は第二項」に改める。

第九条中「一万四千八百円」を「一万三百円」に改める。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、なお従前の例による。

3 次に掲げる場合における揮発油税の徴収については、改正後の揮発油税法第九条の規定を適用する。

一 揮発油税法第十四条第一項又は第十五条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油について、その承認の際税務署長又は税関長が指定した期限までにその承認を受けた移出先若しくは引取先に移入され、又は輸出されたことの証明がない場合(当該期限がこの法律の施行の日の前日までに到来する場合を除く。)

二 揮発油税法第十五条第一項の承認を受けてこの法律の施行前に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油がこの法律の施行後に揮発油税法の施行地において消費され、又は輸出以外の目的で譲り渡された場合

三 この法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十一号)第十條第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項にお

いて準用する場合を含む。)、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項にお

いて準用する場合を含む。)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百一十二号)第一条に規定する協定第六條、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第五條第一項若しくは第七條第一項又は租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第九十條第一項の規定により揮発油税の免除を受けた揮発油について、この法律の施行後にこれらの法律の規定により揮発油税の追徴が行われる場合

4 この法律の施行の際、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所等、合計五キログラム以上の揮発油(揮発油税法第十六條に規定する燈油に該当する揮発油を除く。以下この項及び附則第六項において同じ。)を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、揮発油税法の適用上、その者が当該販売業者であるときはこれを揮発油の製造者とみなし、この法律の施行の日に当該揮

発油を揮発油の製造場から移出したものとみなして、これに一キログラムにつき五千五百円の揮発油税を課する。

5 前項の場合において、その揮発油税額が五万五千円以下のときは、昭和三十四年四月三十日限り、五万五千円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。  
税額五万五千円をこえるとき  
昭和三十四年四月及び五月  
税額十一万円をこえるとき  
同年四月から六月まで  
税額二十二万円をこえるとき  
同年四月から七月まで  
税額四十四万円をこえるとき  
同年四月から八月まで

6 附則第四項に規定する者は、その所持する揮発油の貯蔵場所及び貯蔵場所ごとの数量を記載した申告書を、この法律の施行後二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる揮発油税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由  
今次の税制改正の一環として、最近における揮発油の消費の状況及び道路整備財源確保の必要性にかえり、揮発油税の税率を引き上げるとともに、所要の規定の整備を図る必

要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方道路税法の一部を改正する法律案  
地方道路税法の一部を改正する法律案  
地方道路税法(昭和三十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。  
第五條第一項中「その消費される揮発油」を「その消費される揮発油」とし、同條第三項の規定の適用がある場合には、その換価される揮発油とする。に改める。  
第七條第二項及び第九條第二項中「百八十三分の三十五」を「二百三十八分の三十五」に、「百八十三分の百四十八」を「二百三十八分の二百三十三」に改める。  
第十條第一項中「百八十三分の三十五」を「二百三十八分の三十五」に改め、同條第二項中「百八十三分の百四十八」を「二百三十八分の二百三十三」に改める。  
第十一條第一項、第十二條第四項及び第十三條第一項中「百八十三分の三十五」を「二百三十八分の三十五」に、「百八十三分の百四十八」を「二百三十八分の二百三十三」に改める。

附則  
1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。  
2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた地方道路税については、なお従前の例による。  
3 揮発油税法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)附則第四項の規定によつて課する揮

発油税については、改正後の地方道路税法第七條及び第九條から第十四條までの規定は、適用しない。  
4 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる地方道路税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由  
揮発油税法の一部改正に伴い、地方道路税及び揮発油税の納付があつた場合における納付税額の配分率を改める等所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案  
昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案  
昭和三十三年産米穀につき、米穀の生産者が、その生産した米穀を政府に対し売り渡す旨を昭和三十三年八月二十五日まで申し込み、その申込により締結した契約に基づいて当該米穀を昭和三十四年二月二十八日までに政府に対して売り渡した場合においては、当該生産者の昭和三十三年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡の時期及び数量に依りて次の各号に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第七條の二に規定する農業所得に係る

昭和三十三年産米穀につき、米穀の生産者が、その生産した米穀を政府に対し売り渡す旨を昭和三十三年八月二十五日まで申し込み、その申込により締結した契約に基づいて当該米穀を昭和三十四年二月二十八日までに政府に対して売り渡した場合においては、当該生産者の昭和三十三年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡の時期及び数量に依りて次の各号に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第七條の二に規定する農業所得に係る



第十六条第一項及び第五項中「昭和三十五年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

第十七条第二項中「第十八条」を「第十八条から第十八条の三まで、第三十五条」に改める。

第十八条第二項中「租税特別措置法第五条の十一第二項（公益事業を行ふ法人の償却範囲額）の規定の適用を受けることができた会社」に、「計算については、同条第二項の規定による計算の例による。」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十八条の二 再評価実施会社（同族会社を除く。）は、昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度から昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該事業年度における資本の平均額に對し当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行つてはならない。

評価税額を控除して算出した金額の百分の三十以上で、百分の五十に満たない場合（当該事業年度終了の日における再評価積立金の額が資本の額の百分の二十五に相当する金額以下である場合を除く。）百分の十五

三 前条第一項第二号に掲げる場合（前二号に掲げる場合を除く。）百分の十五

2 前条第二項の規定は、前項第三号の場合について準用する。

3 前条第三項の規定は、合併法人に對する前二項の規定の適用について準用する。

（再評価積立金の資本組入の促進）第十八条の三 昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度以後における再評価実施会社（同族会社を除く。）の再評価積立金の資本組入の促進については、別に法律で定める。

第二十二條第一項及び第二項中「租税特別措置法」を「旧租税特別措置法」に改める。

第二十八條第一項、第二項、第五項及び第六項中「租税特別措置法」を「旧租税特別措置法」に改める。

第三十五條第一項中「会社（施行日において資本の額が千万円に満たないものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）を要再評価会社（その合併法人を含み、同族会社を除く。第四十一條を除き、以下同じ。）に「昭和三十五年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に「会社」については「当該会社」に對しては「最低限度以上の再評価を行わなかつた会社で中小企

業の資産再評価の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百三十八号）第三條の規定に基いて再評価を行つたものにあつては、これらの合計額に代え、同条の規定に基く再評価を行つた旨並びに当該再評価を行つた日における減価償却資産の再評価後簿価総額及び再評価限度額の合計額を削り、同条第二項中「会社」を要再評価会社」に改め、同条第三項を削る。

第四十條第一項中「同族会社を除く。」を削り、同条第二項中「同族会社を除く。」を「その合併法人を含み、同族会社を除く。」に、「昭和三十五年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（損失をうめるための再評価積立金の取りくずし）

第四十條の二 会社は、再評価法第百七條第一項第三号（損失をうめるための再評価積立金の取りくずし）の場合において、再評価積立金を取りくずすときは、商法第三百四十三條に定める決議によらなければならない。

2 商法第百條（債権者の異議）の規定は、前項に規定する場合における再評価積立金の取りくずしについて準用する。この場合において、同条第一項中「前条ノ期間」とあるのは、「前項ノ決議ノ日ヨリ二週間」と読み替へるものとす。

第四十一條第一項中「要再評価会社」の下に「その合併法人を含む。以下この項において同じ。」を加える。

第四十八條第一項第二号中「又は第十八条」を、「第十八条又は第十八条の二」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした違反行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

再評価実施会社の再評価積立金の資本組入を促進して企業経営の健全化等に資するため、その組入が十分でない会社につき、配当制限を若干強化するとともに、損失をうめるための再評価積立金の取りくずしには特別決議を要することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

株式会社の再評価積立金の資本組入に關する法律の一部を改正する法律案

株式会社の再評価積立金の資本組入に關する法律の一部を改正する法律案

株式会社の再評価積立金の資本組入に關する法律（昭和二十六年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「總會の」を削り、同条中「商法明治三十二年法律第四十八号」第三百四十三條に定める決議を「定款に株主總會が決する

旨の定のある場合を除き、取締役会の決議」に改める。

第三條第一項中「前条の決議」を「前条の株主總會又は取締役会の決議」に、「商法第三百四十三條に定める決議」を「これらの決議」に改め、同条第三項中「商法」の下に「明治三十二年法律第四十八号」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 第一項の規定により新株を発行する場合においては、会社は、当該新株を割り当てるべき日及びその日において株主名簿に記載のある株主が当該新株の割当を受けるべき旨をその日（その日が商法第二百二十四條ノ第二項（株主名簿の閉鎖）の期間中であるときは、その期間の初日）の二週間前に公告しなければならぬ。

第三條第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定により発行する新株を株主に割り当てる場合（次条第一項の規定により新株の発行価額の一部を払い込ませる旨を定めた場合を除く。）において、割当株数に一株未満の端数を生ずるときは、会社は、第一項の決議の効力が生ずる日から起算して三十日以内に、その端数の合計額に相当する株式を適正な価額で売却しなければならぬ。この場合においては、売却した株式の対価に相当する金額を、端数の割当を受けた株主に對し、その端数に應じて分配しなければならぬ。

第四條の見出しを「払込を伴う新株の発行」に改め、同条に次の三項を加える。

（株主總會の決議）

（株主總會の決議）

（株主總會の決議）

（株主總會の決議）

（株主總會の決議）

（株主總會の決議）

（株主總會の決議）

（株主總會の決議）

3 会社は、第一項の規定により新株の発行価額の一部を株主に払い込ませる場合において、株主の割当株数に一株未満の端数が生ずるときは、その端数の合計数に相当する株式について、新たに株主を募集しなければならない。

4 前項の場合においては、新株の発行価額は、商法第二百二条第三項（額面株式の発行価額）の規定にかかわらず、払込金額以上の適正な価額で取締役会が定めるものとする。

5 会社は、第三項の規定により株主を募集した場合においては、新株の発行価額から払込金額を控除した金額に応募のあつた新株の総数を乗じて得た金額に相当する金額を、端数の割当を受けた株主に對し、その端数に応じて分配しなければならぬ。

第八條の見出しを「失権株についての特例」と改め、同條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

2 第四條第四項の規定は、前項の場合について準用する。

第十條中「新株の引受権を失つた株主の下に」及び「新株の引受権を譲り受けて一定の期日までに株式の申込をしなかつた者」を加える。

第十一條第二項中「第八條第一項」を「第四條第三項又は第八條第一項」に改め、同條第三項及び第四項を削る。

第十二條第一項中「前條第二項から第四項までに規定する新株の発行価額のうち資本に組み入れない金額」を「第三條第六項又は第四條第五項の規定により分配すべき金額及び第十條の規定による請求につき分配すべき金額」に改め、同條第二項中「第十條の規定による金額の分配の請求をした株主に当該金額を分配した場合においては、その分配した金額」を「第三條第六項又は第四條第五項の規定により分配した金額及び第十條の規定による請求につき分配した金額」に改める。

第十三條中第二号を削り、第一号を第二号とし、第一号として次のように加える。

一 第三條第五項の規定による公告をすることを怠り、又は不正の当該公告をしたとき。

附則  
1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の第三條第一項の議決があつた場合における新株の発行については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由  
再評価積立金の資本組入を促進するためその手続を簡素化するとともに、その組入の際における端数株式の処理等について所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案  
連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律

（この法律の趣旨）  
第一条 連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）

以下「返還政令」という。第二十五条（ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十五号。以下「第九十五号法律」という。）第二條第五項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第二十五條を含む。）及び附則第十六項並びに連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十四年政令第三百十号。以下「株式回復政令」という。）第三十條及び第三十一條（第九十五号法律第六條第四項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第三十條及び第三十一條を含む。）に規定する損失（次條第六号に規定する株式会社が再設立されたことにより同号に掲げる者に生じた損失を含む。）の処理並びに連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号。以下「譲渡政令」という。）第十條の三に規定する損失の補償については、この法律の定めるところによる。

（損失の処理又は補償の対象及びその方法）  
第二条 政府は、次の各号に掲げる場合に於て、当該各号に掲げる者であつて、当該各号に規定する事由による損失を受けた者（その包括承継人を含む、国を除く。）に對し、その損失の処理又は補償を行うためこの法律の定めるところにより、返還善後処理金を支払うものとする。

一 返還政令第十三條（第九十五号法律第二條第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第十三條を含む。以下同じ。）第一項第二号の措置による財産の譲渡があつた場合 同令第七條の規定により当該財産を国に譲渡した者及び当該財産の上に存していた権利（担保権を除く。）で同令第二十三條（第九十五号法律第二條第五項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第二十三條を含む。以下同じ。）第一項の規定により消滅したものをその際有していた者

二 返還政令第十三條第一項第三号の命令に係る措置による財産の譲渡又は同令第四項（同令第一項第三号に係る部分に限る。）の規定による財産の譲渡があつた場合 当該財産の譲渡をした者及び当該財産の上に存していた権利（担保権を除く。）で同令第二十三條第一項の規定により消滅したものをその際有していた者

三 返還政令第十三條第一項第四号の命令に係る措置による地上権、永小作権、地役権若しくは賃借権の返還又は同令第四項（同令第一項第四号に係る部分に限る。）の規定によるこれらの権利の返還があつた場合 当該返還のためこれらの権利を設定する契約を締結した者及びその権利の目的物の上に存していた

四 返還政令第十三條第一項第五号の命令に係る措置による同号に規定する持分の譲渡又は同令第四項（同令第一項第五号に係る部分に限る。）の規定による当該持分の譲渡があつた場合 当該持分の譲渡をした者

五 株式回復政令第十八條第四項（連合国財産である株式の回復に関する政令の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第二百四十三号。以下「第二百四十三号政令」という。）による改正前の政令（昭和二十六年政令第二百四十三号。以下「第二百四十三号政令」という。）による改正前の株式回復政令第二十條第一項及び第九十五号法律第六條第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第十八條第四項を含む。以下同じ。）後段の規定による特定株式（株式回復政令第三條第一項に規定する特定株式

権利（担保権及び当該返還を受けた者がその際有していたものを除く。）で同令第二十三條第二項又は第三項の規定により消滅したものを当該返還の際有していた者。ただし、当該契約を締結した者にあつては、当該返還の際当該契約により設定された権利の目的物の上に当該消滅した権利の目的物の上に当該消滅した権利があつた場合には、その消滅した権利の当該返還の際に消滅した時価（その消滅した権利が二以上あつたときは、これらの権利の当該返還の際における時価の合計額）が当該契約により設定された権利の当該返還の際における時価よりも低いときに限る。

のうち、同項第一号、第二号及び第七号に掲げる株式以外の株式をいう。以下同じ。の株券の引渡があつた場合、当該引渡があつた日の前日において当該株式の株主であつた者（同項第九号に掲げる株式にあつては、旧持株会社整理委員会令（昭和二十一年勅令第二百三十三号）に規定する持株会社整理委員会に對し同令の規定により当該株式を譲渡した者）

六 旧ジェー・アンド・ピー・コウツ・リミテッドに對する財産の返還に關する政令（昭和二十四年政令第四十六号。以下「旧コウツ政令」といふ。）第二条第一項の株式会社と同項の規定により再設立された場合、旧敵産管理法（昭和十六年法律第九十九号）の規定により管理に付されていた同社の株式をその旧敵産管理人（株式回復政令第二条第一項に規定する旧敵産管理人をいう。）から買い受けた者

七 株式回復政令第十八条第四項後段の規定による自己取得株式（同令第十一条第一項に規定する自己取得株式をいう。以下同じ。）若しくは自己保留株式（同項に規定する自己保留株式をい、子株（同令第二条第二項に規定する子株をいう。以下同じ。）に相当するものを除く。以下同じ。）の株券の引渡又は同令第十九条（第九十五号法律第六条第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第十九

条を含む。）第一項後段の規定による新株（子株に相当するものを除く。以下同じ。）の株券の引渡があつた場合、当該株式の発行会社  
八 譲渡政令第一条に規定する家屋等（旧連合国財産の保全に關する件（昭和二十年大蔵省令第八十号）第四条第一項又は返還政令第四条第四項の規定に違反して建設されたものを除く。）が譲渡政令の規定により取用され、若しくは引き渡され、又は除去された場合、当該取用され、若しくは引き渡され、又は除去された家屋等の所有者又は関係権利者であつた者  
九 旧連合国財産の返還等に關する件（昭和二十一年勅令第二百九十四号）第二条第一項の命令に係る措置として第二号に規定する財産の譲渡、第三号に規定する権利の返還、第五号に規定する株券の引渡又は前号に規定する家屋等の除去に準ずる行為があつた場合、それぞれこれらの号に掲げる者に準ずる者  
（返還善後処理金の額及びその支払の方法）  
第三条 返還善後処理金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額に、第一号又は第三号の場合にあつてはこれらの号に規定する財産又は持分の返還請求があつた日から、第二号の場合にあつては同号に規定する権利の設定があつた日から、第四号の場合にあつては同号に規定する特定株式の回復請求があつた日から、第

五号の場合にあつては同号に規定する株式会社の再設立があつた日から、第六号の場合にあつては同号に規定する株券の引渡があつた日から、第七号の場合にあつては同号に規定する家屋等の譲渡又は除去の請求があつた日から、第八号の場合にあつては連合国最高司令官からの返還等の要求があつた日からそれぞれこの法律の施行の日の前日までの期間に於いて年五分の利率で計算した金額を加算した金額とする。この場合において、第八号の場合で、同号に掲げる者が既に返還政令附則第十二項の規定により支払を請求することができる金額を受領している場合に於ては当該金額につき連合国最高司令官からの返還の要求があつた日（以下この項において「返還要求の日」といふ。）から同令の施行の日の前日まで、その者が既に連合国財産の返還等に關する政令の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第三百五十五号。以下「第三百五十五号政令」といふ。）附則第六項から第九項までの規定により支払を請求することができる金額を受領している場合に於ては当該金額につき返還要求の日から同令の施行の日の前日まで、その者が既に株式回復政令第三十一条において準用する同令第二十四条（第九十五号法律第六条第四項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第二十四条を含む。以下同じ。）第一項の規定により支払を受けることができる

金額を受領している場合に於ては当該金額につき返還要求の日から株式回復政令の施行の日の前日までの期間に於いて年五分の利率で計算した金額を更に加算した金額とする。  
一 前条第一号及び第二号に掲げる者、その者が返還政令第十九条（第九十五号法律第二条第五項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第十九条を含む。以下同じ。）第一項又は第二項の規定により支払を請求することができる金額（その者が第三百五十五号政令による改正前の返還政令（以下この号において「旧返還政令」といふ。）第十九条第一項又は第三百五十五号政令附則第五項の規定による支払の請求をすることができる者であり、かつ、これらの号に規定する財産でその譲渡の際その上に旧返還政令第二十三条第一項の規定により消滅した権利が存していたものを譲渡した者であるときは、その者に返還政令第十九条第二項の規定を適用した場合にその者が支払を請求することができる金額）に、次のイからハまでに掲げる場合に於て、それぞれイからハまでに掲げる倍率を乗じて得た金額（その者が既に同条第一項若しくは第二項又は旧返還政令第十九条第一項若しくは第三百五十五号政令附則第五項の規定により支払を請求することができる金額を受領しているときはこれ

に相当する金額を、当該財産の価値がその売却（返還政令第十九条第一項に規定する売却をいう。以下同じ。）があつた時からその返還請求（連合国最高司令官からの返還の要求又は当該財産の返還を請求することができる連合国人からの返還の請求をいう。以下同じ。）があつた時点までの期間内に通常の減価額をこえて減少しているときは当該返還請求があつた時における当該通常の減価額をこえて減少している部分の価値に相当する金額をそれぞれ控除した金額とし、当該財産の価値が当該期間内にその者の負担において増加しているときは、当該財産の返還請求があつた時における当該価値増加分の価値に相当する金額を加算した金額とする。）  
イ その者が譲渡した財産が土地である場合、当該土地の別表第一に定める所在地の区分並びにその売却の時期及びその返還請求の時期に於ける同表の倍率  
ロ その者が譲渡した財産が建物（その附帯設備を含む。以下同じ。）又は構築物である場合、当該建物又は構築物の別表第二に定める構造の区分並びにその売却の時期及びその返還請求の時期に於ける同表の倍率  
ハ その者が譲渡した財産が動産である場合、当該動産の別表第三に定める区分並びにその

金額を受領している場合に於ては当該金額につき返還要求の日から株式回復政令の施行の日の前日までの期間に於いて年五分の利率で計算した金額を更に加算した金額とする。  
一 前条第一号及び第二号に掲げる者、その者が返還政令第十九条（第九十五号法律第二条第五項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第十九条を含む。以下同じ。）第一項又は第二項の規定により支払を請求することができる金額（その者が第三百五十五号政令による改正前の返還政令（以下この号において「旧返還政令」といふ。）第十九条第一項又は第三百五十五号政令附則第五項の規定による支払の請求をすることができる者であり、かつ、これらの号に規定する財産でその譲渡の際その上に旧返還政令第二十三条第一項の規定により消滅した権利が存していたものを譲渡した者であるときは、その者に返還政令第十九条第二項の規定を適用した場合にその者が支払を請求することができる金額）に、次のイからハまでに掲げる場合に於て、それぞれイからハまでに掲げる倍率を乗じて得た金額（その者が既に同条第一項若しくは第二項又は旧返還政令第十九条第一項若しくは第三百五十五号政令附則第五項の規定により支払を請求することができる金額を受領しているときはこれ

売却の時期及びその返還請求の時期に於ける同表の倍数

二 前条第三号に掲げる者 権利の返還のため同号に規定する契約を締結した者にあつては、当該契約により設定された権利の当該返還の際における時価（当該返還の際当該権利の目的物の上に返還政令第二十三条第二項又は第三項の規定により消滅した権利（担保権を除く。）があつたときは、当該時価からその消滅した権利の当該返還の際における時価（その消滅した権利が二以上あつたときは、これらの権利の当該返還の際における時価の合計額）を控除した金額）に相当する金額、同号に規定する消滅した権利を当該返還の際有していた者にあつては、その消滅した権利の当該返還の際における時価に相当する金額（これらの者が既に同令第十九条第三項から第五項までの規定により支払を請求することができ金額を受領しているときは、これに相当する金額を控除した金額）

三 前条第四号に掲げる者 その者が譲渡をした持分の返還請求があつた時における時価に相当する金額（その者が既に返還政令第十九条第一項の規定により支払を請求することができ金額を受領しているときは、これに相当する金額を控除した金額）

四 前条第五号に掲げる者 同号に規定する株券の引渡があつたその者に係る特定株式の回復請求

求（連合国最高司令官からの回復の要求又は当該株式の回復を請求することができる連合国人からの回復の請求をいう。以下同じ。）があつた時における時価（当該株式が、その株券が株式回復政令第十八条第四項の規定により大蔵大臣に引き渡された際清算手続中である会社の発行する株式である場合において、その回復請求があつた時から当該引渡があつた時まで当該株式につき残余財産として分配された金銭の額があるときは、当該時価から当該金銭の額を控除した金額）に当該株式の株数を乗じて得た金額（当該株式につき既に同令第二十四条第一項の規定による支払が行われていたときは、その支払われた金額に相当する金額を控除した金額とし、当該株式の株主に同令第十一条（第九十五号法律第六條第六項においてなおその効力を有するもの）とされる同法による改正前の株式回復政令第十一条（含む）及び第十二条（第二百四十三号政令）による改正前の株式回復政令第十二条の二及び第九十五号法律第六條第六項においてなおその効力を有するもの）とされる同法による改正前の株式回復政令第十二条（含む）の規定を適用しないものとした場合にその回復請求があつた時までに当該株主に割り当てられるべきであつた当該株式に係る子株があるときは、当該子株のその時における時価にその株数を乗じて得た金額（時価を異にする子株があるときは、それぞれの時価に当該時価を有する子株の株数を乗じて得た金額の合計額）から当該子株につきこれを割り当てられるべき金額を控除した金額を加算した金額とする。）

五 前条第六号に掲げる者 旧コウツ政令第二条第一項の規定により再設立された株式会社株式のその時における時価にその再設立によりジェー・アンド・ピー・コウツ・リミテッドが所有することとなつた同社の株式の株数を乗じて得た金額から、同号に掲げる者が同令第八条の二において準用する株式回復政令第二十四条第一項の規定により支払を受けた金額を控除した金額

六 前条第七号に掲げる者 同号に規定する株券の引渡があつたその者に係る株式につき、次のイ又はロに掲げる株式の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる価額に当該株式の株数を乗じて得た金額から、その者が株式回復政令第二十四条第三項の規定により支払を受けた金額（当該株式が子株に相当する自己取得株式であるときは、同令第二十七条（第九十五号法律第六條第四項及び第六項においてなおその効力を有するもの）とされる同法による改正前の株式回復政令第二十七条（含む）の規定により支払を受けた金額）を控除した金額

七 前条第八号に掲げる者 同号に規定する家屋等の所有者であつた者にあつては、当該家屋等の譲渡又は除去の請求（連合国最高司令官からの譲渡若しくは除去の要求又はこれらの措置を請求することができる連合国人からのこれらの措置の請求をいう。）があつた時における当該家屋等の時価その他当該譲渡又は除去によつて生じた損失で通常生ずべきもののその時における時価に相当する金額、同号に規定する関係権利者であつた者にあつては、当該譲渡又は除去によつて生じた損失で通常生ずべきもののその時における時価に相当する金額

八 前条第九号に掲げる者 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる金額

イ 前条第二号に掲げる者に準ずる者 第一号に掲げる金額に準じて計算した金額（電話加入権を譲渡した者にあつては、当該譲渡の請求があつた時における旧電話規則（昭和十二年逓信省令第七十三号）第六十六條及び第八十條又は旧電信電話料金法（昭和二十三年法律第五号）別表二に規定する加入料及び装置料（加入申込受理の場合の装置料をいう。）の合計額にその者が譲渡した電話加入権に係る金額とす。ただし、その者が既に返還政令附則第十二項の規定により請求することができ金額を受領しているときは、これに相当する金額を控除した金額とする。）

ロ 前条第三号に掲げる者に準ずる者 第二号に掲げる金額に準じて計算した金額

ハ 前条第五号に掲げる者に準ずる者 第四号に掲げる金額に準じて計算した金額

ニ 前条第八号に掲げる者に準ずる者 前号に掲げる金額に相当する金額

2 返還善後処理金は、国債をもつて交付する。ただし、その総額が五千円未満であるときはその全額を、これに五千円未満の端数があるときはその端数に相当する金額をそれぞれ現金で支払うものとす。

（返還善後処理金の請求及び支払の手続）

第四条 第二条の規定による返還善後処理金の支払を請求することができる者（以下「請求権者」という。）がその支払を請求しようとするときは、大蔵大臣に対し、この法律の施行の日から二年以内に、政令で定めるところにより、返還善後処理金支払請求書を提出しなければならぬ。

2 大蔵大臣は、前項の規定により返還善後処理金支払請求書が提出されたときは、これを審査し、支払うべきであると認めるときは、

その支払うべき返還善後処理金の額を当該請求権者に通知することにも、遅滞なく、これを支払わなければならない。

(国債)

第五條 第三條第二項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

2 前項の規定により発行する国債に關して必要な事項は、大蔵省令で定める。

(不服の申立)

第六條 返還善後処理金に關する処分不服がある者は、その処分通知を受けた日から起算して六月以内に、書面で、大蔵大臣に不服の申立をすることが出来る。

2 前項の規定による不服の申立は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

3 大蔵大臣は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、第一

項の期間を経過した後においても不服の申立を受理することが出来る。

(裁決)

第七條 大蔵大臣は、不服の申立を受けたときは、必要な審査を行い、すみやかに裁決をし、不服の申立をした者にこれを通知しなければならない。

(政令への委任)

第八條 前二條に定めるもののほか、不服の申立、審査及び裁決の手續に關して必要な事項は、政令で定める。

(課税上の特例)

第九條 請求権者(第二條第八号に掲げる者を除く。)が同條の規定により支払を受ける金額についての所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の規定の適用については、当該金額(その者の受けた第二條に規定する損失に係る財産につ

きその者が支出した有益費その他の政令で定める金額がある場合には、その支出した金額を控除した金額)は、その者の第四條第一項の規定による請求に基き同條第二項の大蔵大臣の通知のあつた日の属する年分の同法第九條第一項第八号に規定する所得の金額とみなして、同年分の総所得金額に算入する。

2 第二條第八号に掲げる者が同條の規定により支払を受ける金額についての所得税法、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)、資産再評価法(昭和二十五年法律第一百十号)及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の規定の適用については、当該金額は、その者の第四條第一項の規定による請求に基き同條第二項の大蔵大臣の通知のあつた日の属する年分又は事業年度分における同号に規定する家屋等の譲渡に伴い受ける金額(租税特別措置法の適用については、同法の適用を受ける取用に伴い受ける金額)とみなす。

3 税務署長は、請求権者が第二條の規定により返還善後処理金の支払を受けた年分又は事業年度分の所得税、法人税又は再評価税について、当該所得税、法人税又は再評価税の税額のうち、当該税額と、当該金額の支払を受けなかつたものとして計算した場合における税額との差額に相当する金額を限度として、当該請求権者が第三條第二項の規定により交付を受ける国債による物納を許可することができる。

4 前項の規定による物納の許可その他前三項の規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

第十條 この法律により大蔵大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、その一部を財務局長に委任することができる。

(省令への委任)

第十一條 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手續その他その執行に關して必要な細則は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條第九号中「属するものを除く。」を「保全及び返還すること」を「属するものを除く。」の保全及び返還並びにその返還に伴う損失の処理を行い、」に改める。

別表第一 土地及びこれに關する権利に關する権利に關する倍率表

返還請求の時期	昭和 17 年	昭和 18 年	昭和 19 年	昭和 20 年
昭和 22 年	4.27	4.08	3.95	4.04
昭和 23 年	11.27	10.77	10.44	10.69
昭和 24 年	20.62	19.71	19.09	19.55
昭和 25 年	26.00	24.84	24.07	24.64
昭和 26 年	36.03	34.44	33.36	34.16
昭和 27 年	59.66	57.01	55.23	56.56
昭和 28 年	83.44	79.74	77.25	79.10

(二) その他の地域に所在する土地及びこれに關する権利

返還請求の時期	昭和 17 年	昭和 18 年	昭和 19 年	昭和 20 年
昭和 22 年	8.60	7.65	6.87	5.47
昭和 23 年	23.07	20.53	18.44	14.67
昭和 24 年	37.16	33.07	29.71	23.62
昭和 25 年	45.42	40.42	36.31	28.87
昭和 26 年	61.50	54.74	49.16	39.10
昭和 27 年	88.45	78.72	70.71	56.23
昭和 28 年	112.38	100.02	89.84	71.44

別表第二 建物及び構築物並びにこれらに関する権利についての倍數表

(一) 木造の建物及び構築物並びにこれらに関する権利

売却の時期 返還請求の時期	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
昭和22年	14.70	11.00	7.30	5.06
昭和23年	25.69	19.23	12.76	8.85
昭和24年	32.47	24.30	16.13	11.19
昭和25年	28.53	21.36	14.18	9.84
昭和26年	40.37	30.26	20.09	13.94
昭和27年	47.99	35.85	23.83	16.54
昭和28年	52.49	39.21	26.07	18.09

(二) その他の建物及び構築物並びにこれらに関する権利

売却の時期 返還請求の時期	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
昭和22年	16.98	12.35	7.96	5.37
昭和23年	30.54	22.22	14.33	9.65
昭和24年	39.74	28.90	18.64	12.57
昭和25年	35.94	26.15	16.86	11.37
昭和26年	52.42	38.12	24.59	16.58
昭和27年	64.07	46.55	30.02	20.25
昭和28年	70.08	50.92	32.84	22.15

別表第三 動産に関する倍數表

(一) 寶石、半寶石、貴金属地金、放射性元素並びに書画及び骨とう品

売却の時期 返還請求の時期	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
昭和22年	25.18	23.53	20.76	17.91
昭和23年	66.91	62.52	55.16	47.59
昭和24年	109.19	102.04	90.02	77.67
昭和25年	129.08	120.63	106.43	91.82
昭和26年	179.15	167.41	147.71	127.43
昭和27年	182.64	170.68	150.59	129.92
昭和28年	180.67	168.84	148.96	128.51

(二) その他の動産

売却の時期 返還請求の時期	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
昭和22年	11.69	12.73	13.10	13.18
昭和23年	26.63	29.01	29.84	30.03
昭和24年	37.23	40.61	41.77	42.02
昭和25年	37.82	41.13	42.36	42.60
昭和26年	44.97	49.05	50.37	50.72
昭和27年	39.27	42.84	44.12	44.30
昭和28年	38.84	42.38	43.65	43.82

理由

連合国財産の返還等に伴つて返還財産を所有してゐた者その他の関係権利者に生じた損失の処理等を行うため、その対象となる者の範囲、これに支払われる返還善後処理金の額の算定及び支払の方法その他所要の事項を定める必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

また、特別鉅害復旧特別会計法を廃止する法律案の理由を御説明申し上げます。

支出等の経理を明らかにするため、昭和二十五年に設けられ、その後現在までこれらの経理を行なつてきたのであります。

○山中政府委員 たいま議題となりました特別鉅害復旧特別会計法を廃止する法律案外二十法律案につき、その提案理由を御説明申し上げます。

特別鉅害復旧特別会計は、特別鉅害復旧臨時措置法の規定による特別鉅害復旧工事に関し、鉅業権者等からの納付金等の徴収及びその納付金等を財源とする復旧工事の費用の負担のための

特別鉅害復旧臨時措置法は昨年四月一日に失効いたしましたのでありますが、同法附則第二項におきまして、そのときまことにした行為に対する納付金等の

徴収及び特別会計からの費用の交付に關しては、そのとき以後もなお効力を有することとされておりましたので、その整理のために昭和三十三年度も特別鉅害復旧特別会計を存置したのであります。整理も一段落いたしましたので、同会計を本年度限りで廃止するとともに、同会計に属する資産及び

負債は一般会計に帰属させる等の措置を講じようとするものであります。

次に、昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度におきましては、国債の償還等に充てるための資金の繰り入れの特例といたしまして、国債の元金償還に充てるために一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるべき最低金額は、財政法第六条の規定による前年度の剰余金の二分の一相当額に、第二項の規定による前年度首における国債総額の百分の百十六の三分の一相当額の繰り入れ基準は、これを適用しないこととしております。

また、これとともに、日本国有鉄道または日本電信電話公社が日本国有鉄道法施行法第九條または日本電信電話公社法施行法第九條の規定により一般会計に對して負ういわゆる法定債務の償還元利金については、直接国債整理基金特別会計に繰り入れることとし、繰入額に相當する金額については、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れがあられたものとみなす特別の措置が講ぜられてきたのであります。

昭和三十三年度におきましても、国債償還の状況にかんがみ、かつ経理の簡素化をはかるため、前年度と同様これらの措置を講じようとするものであります。

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、別途今国会に提案することとしております。地方交付税法の一部を改正する法律案において、地方

税の減税その他の事情を総合的に勘案し、地方財政の健全化を推進するため、交付税の総額を所得税、法人税及び酒税の収入額の百分の二十七・五から百分の二十八・五に引き上げることとして、昭和三十四年度以降毎会計年度、一般会計からこの会計に繰り入れる金額の算定の基準となる割合について、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案について申し上げます。

政府におきましては、最近における繭及び生糸の需給事情にかんがみ、蚕糸業の長期的安定のため、これらの価格安定制度につき検討いたしておりますが、当面の措置といたしまして、糸

価安定特別会計の運営を円滑にすることを目的として、同会計におきまして繭糸価格安定法または繭糸価格の安定に關する臨時措置法の規定により昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払いの財源の一部に充てるため、昭和三十四年度において、一般会計から二十億円を限度といたしましてこの会計に繰り入れることができるといたしたのであります。

お、この金額は後日一般会計へ繰り戻す建前にいたしております。

次に、糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府におきましては、糸価安定特別会計における三十億円の資本金、七十億円を限度とする借入金等及び積立金五億二千万円の合計額の百五億二千万円をもって、繭糸価格安定法の規定による繭糸価格の安定をはかつて参りまして、昭和三十三年産に繭糸価格の安定に關する臨時措置法の制定を見、同法による生糸及び繭の政府買い入れをこの特別会計において処理することになつております。

従つて、別途今国会に提出して御審議を願ふこととしております。一般会計からの繰入金に關する法律案により二十億円をこの会計に繰り入れますとともに、従来の証券、一時借入金及び借入金の限度額七十億円を二百七十五億円に引き上げることによつて、生糸及び繭の買入原資の確保に資することとした次第であります。

次に、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に關する法律案について申し上げます。

漁船乗組員給与保険法の規定による漁船の乗組員の抑留を保障事故とする給与保険につきましては、昭和三十一年度及び昭和三十三年度において保険事故が異常に発生いたしましたため、第二十八回国会において成立いたしました漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失を埋めるための一般会計から繰入金に關する法律案によりまして、とりあえず、昭和三十三年三月一日から同年十二月末日までの間にける損失を埋めるため、一般会計からこの会計の給与保険勘定に八千三百五十万円を繰り入れたのであります。

昭和三十三年一月から三月までの間に引き続き保険事故の異常な発生を見、これによる損失千六百八十二万一千円を生じ、さらに、昭和三十三年四月一日から同年十二月末日までの間に生じた損失は、約千五百四十七万四千円の損失を生じたのであります。

この法律は、これらの損失を埋めるため、昭和三十四年度におきまして、一般会計からこの会計の給与保険勘定に三千二百五十万円を限度として繰り入れることができることとしてしようとするものであります。

次に、特定多目的ダム建設工事特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府が行う多目的ダム建設工事に關連して、電気事業者または地方公共団体等が行う発電または灌漑専用施設の新設工事や道路の新設または改築の工事は、ダム建設工事と密接に關連してありますので、政府が委託を受けて実施している事例が多いのであります。これらの受託工事の実施につきましては、従来、当事者間の契約により政府が監督その他工事管理上の技術的責任を負い、工事の請負等に伴う債務はすべて委託者が直接負担することとしておりました関係から、国の歳入歳出として経理されていなかったものであります。

この特別会計法の規制のもとに工事の一元統制と工事実施に關する責任関係の明確化をはかることが妥当であると認められますので、今回、この特別会計法を改正し、受託工事にかかる納付金を同特別会計の歳入とし、受託工事に要する費用を同会計の歳出として経理しようとするものであります。

次に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

産業投資特別会計において行つた投資の財源は、貸付金の回収金及び利子、余裕金の運用利益金、特定物資納付金処理特別会計からの受入金、資金からの受入金、前年度の歳計剰余金等をもってこれに充てることとなつております。

昭和三十三年におきましては、その財源の状況に照み、資金内容の充実をはかるため、さきに設けました経済基礎強化資金から一般会計への受入額のうち五十億円を限り同特別会計に繰り入れることとし、その法的措置を講ずるため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、補助金等の臨時特例等に關する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、国の財政の健全化をはかる等の目的から、補助金等の整理合理化につきましても、昭和二十九年以降予算において所要の措置を講ずるとともに、法的措置を講ずる必要があるものにつきましても、補助金等の臨時特例等に關する法律により特例措置を講じてきたのであります。

政府といたしましては、補助金等の整理合理化につきましても、今後ともなお調査検討を進めて参る所存であります。

昭和三十三年度予算の編成に當りましても、各種補助金等につき検討の結果、一般的には同年度においても引き続き同法による特例措置を講ずることといたし、その有効期限を昭和三十三年三月三十一日まで延長することといたしました。



額が二十五万円をこえ五十万円までの者については所得税の十分の五を、また、所得の合計額が五十万円をこえ八十万円までの者については所得税の十分の二・五を減免することになっておりますのを、それぞれ所得の合計額が五十万円までの者について所得税の全部を、五十万円をこえ八十万円までの者について十分の五を、八十万円をこえ百二十万円までの者について十分の二・五を減免するよう、所得限度額の引き上げを行うことといたしております。

第二に、現在この法律による徴取猶予は災害のあった日以後一年以内に納付すべき租税についてのみ認められておりましたものを、給与所得者等が所得税法の規定による雑損失の繰り越し控除の適用を受けることができる年分、すなわち災害のあった日の属する年の翌年以後三年以内の各年分の所得税についても、源泉徴収の猶予を受けることができる制度を新たに設けることといたしております。

次に、酒税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、尺貫法系計量単位が法定計量単位とみなされなくなることに伴い、税率その他の規定について所要の改正を行うとともに、調味料としての使用を主たる用途とするみりん甲類の税率を調整し、あわせて、最近における酒税法の実施状況に顧み、所要の規定について整備を行うとするものであります。

第一に、計量単位をメートル法に切りかえようとするものであります。このため、税率については、現行一石当りを一キロリットル当りに改め、百円未満の端数は切り捨てるとともに、

酒類製造免許の際の法定制限石数は、百石当り二十キロリットルとして換算することといたしております。

第二に、みりん甲類は、その大部分が調味料に使用されており、その関係上、他の調味料及び酒類の税負担との均衡を考慮し、その税率、一キロリットル当り現行の二十二万四千五百十二円を十四万円に引き下げ、また、これに応じ、みりん乙類の規格を最近における消費の趨勢等を考慮して若干引き上げることといたしております。

なお、最近における酒税法の実施状況等に顧み、即売会場等において臨時に販売場を設けて販売業を行う場合に、期限つきの販売免許を与えることができるようにする等、所要の規定の整備をはかることといたしております。

次に、揮発油税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における揮発油の消費の状況及び道路整備計画に対する所要財源確保の必要性に顧み、揮発油の税率を引き上げるとともに、実情に即するよう諸規定の整備をはかるため、揮発油税法の一部を改正しようとするものであります。

まず第一に、税率を一キロリットルにつき現行の一万四千八百円から五千五百円引き上げて二万三百円とするものとした。これにより、平年度約二百三十三億円、初年度約百九十三億円の増収となる見込みであります。

第二に、製造場内に現存する揮発油が滞納処分等により換価されたときは、他の間接税と同様、製造場から移出したとみなすこととし、規定の整備をはかることといたしました。

第三に、税率引き上げに伴い、改正法の施行日である昭和三十四年四月一日現在に、製造場及び保税地域以外の場所で、合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者または販売業者に対して、一キロリットルにつき五千五百円の税率で手持品課税を行うことといたしております。

次に、地方道路税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、揮発油税法の一部改正に伴い、揮発油税及び地方道路税の配分率等を改正するとともに、実情に即するよう諸規定の整備をはかるため、地方道路税法の一部を改正しようとするものであります。

まず、地方道路税と揮発油税の配分率についてであります。揮発油税率の引き上げに伴い、現在地方道路税分百八十三分の三十五、揮発油税分百八十三分の百四十八となっており、配分率を、地方道路税分二百三十八分の三十五、揮発油税分二百三十八分の二百三に改めるとともに、利子税額、加算税額等の配分割合も同様に改正することといたしております。

なお、揮発油税法の規定の整備に伴い、地方道路税についても所要の改正を行うことといたしております。

以上が所得税法の一部を改正する法律案外五法律案の概要であります。

次に、昭和三十三年産米穀について所得税の特例の特例に関する法律案につきまして申し上げます。

この法律案は、昭和三十三年産米穀等について所得税の特例を設けましたと同様に、政府に対し、事前売り渡

し申し込みを基いて昭和三十三年産米穀を売り渡した者の同年分の所得税について、その売り渡しの期間の区分に応じ、玄米一石、百五十キログラム当り平均千四百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。

次に、昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限の特例に関する法律案につきまして申し上げます。

この法律案は、本年においては、所得税の確定申告書の提出期限及び第三期分の納期限、再評価の申告書の提出期限並びに再評価税の納期限等である三月十五日が休日であるため、これらの期限をその翌日の三月十六日に延期しようとするものであります。

次に、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案及び株式会社の再評価積立金の法律案につきまして申し上げます。

再評価積立金の資本組み入れについては、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の規定により、その促進をはかって参ったのであります。が、近くこの規定の適用期限が切れることとなりますので、わが国の企業経営の現状にかんがみ、この規定を若干強化して引き続き適用する等の改正を行う必要があると考えられるのであります。

また、再評価積立金の資本組み入れを容易にするために、組み入れ手続を簡素化し、端数株式の処理等の規定の整備をはかる必要があると考えられるのであります。

以上の理由によりまして、今回この両法律案を提出することとしたのであります。

次に、両法律案につきまして、その概要を申し上げます。

まず、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案におきましては、現在、昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までは、再評価積立金の資本組み入れの率が百分の三十に満たない場合には、年一割五分をこえる配当を行なうてはならないこととされておりましたが、昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度以降は、この方式を若干強化して、その資本組み入れの率が百分の三十に満たない場合には、年一割二分をこえる配当を行なうてはならないものとし、また百分の五十に満たない場合には、年一割五分をこえる配当を行なうてはならないことといたしました。

なお、この措置は、さしあたり二年間、すなわち昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度まで適用することといたしましたが、その後の方式につきましては、さらに資本組み入れを促進する考え方に従いまして、追って法律をもつて定めることといたしております。

その他、損失を埋めるための再評価積立金の取りくずしにつきましては、現在株主總會の普通決議で行うことになつておりますが、企業の資本充実の見地から適切でないと思われ、資本減少と同様の厳格な手続によることとする等、所要の改正を行うことといたしております。

次に、株式会社再評価積立金の資本組み入れに関する法律の一部を改正する法律案におきましては、現在株主總會の特別決議によらねばならないこ

といたしております。

ととされております再評価積立金の資本組み入れを取締役会の決議で行い得ることとし、資本組み入れ手続の簡素化をはかることといたしました。

その他、資本組み入れによって新株を発行する場合には生ずる端数株式の処理方法について必要な規定を設ける等、所要の改正を行うことといたしました。

最後に、連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

戦時中旧敵産管理法に基づき、旧敵産管理人によって売却処分された連合国財産は、戦後、旧所有者である連合国人に返還されることとなったのでありますが、現在では国際紛争案件として残っている二件を除き、その返還は全部完了いたしております。このような連合国財産の返還に伴いまして、これらの財産の返還時の所有者等に対しては、返還の際と異なり戦時中の売却価額相当額のみを支払ったのでありまして、これによって補てんされなかつた損失の処理または補償については、返還の根拠となる法令において、別に法律で定める旨の規定が設けられているのであります。この法律案は、このような規定に基づき、この際右の損失の最終的な処理を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要を申し上げます。

第一は、損失の処理等を請求できる者についてであります。これは、連合国財産である不動産及び動産を返還した所有者並びにその不動産の上に権利を有していた者、連合国財産である株式の株券を引き渡した株主または発

行会社、連合国財産上の家屋等を取用または除去された所有者及び関係権利者等であります。

第二は、これらの請求者に支払う返還善後処理金の計算方法であります。これは、不動産、動産及び不動産の上に存していた権利につきましては、戦時中の売却価額相当額に、売却時から連合国側の返還請求があつたときまでの、それぞれの財産別の価格指数の騰貴率と減価償却後の残価率を乗じ、すでに支払つた売却価額相当額を差し引いた金額、株式につきましては、株主には回復請求時の時価からすでに支払つた売却価額相当額を差し引いた金額、発行会社には返還のための株式を取得するに要した金額からすでに支払つた売却価額相当額を差し引いた金額、譲渡または除去された家屋等につきましては、家屋等の請求時の時価及び関連損失に相当する金額でありまして、これらの金額に、さらにそれぞれこの財産の請求時からこの法律施行の日の前日まで遅延利息相当分として年五分の加算金を加えた金額を支払うことといたしております。

第三は、返還善後処理金の支払いの方法であります。これは、国債をもつて交付することといたしております。ただし国債の最低券面額は五千円とし、五千円未満の端数金額は現金で交付することとなっております。

その他、返還善後処理金の請求の方法、異議の申し立て、返還善後処理金の課税に関する特則等、所要の規定を設けております。

以上が特別銃害復旧特別会計法を廃止する法律案外二十法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛成、御可決下さいますようお願い申し上げます。

○早川委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。

各案に対する質疑は次会に譲ります。

なお、この際御報告申し上げます。

前回の理事会で御決定いただきました通り、大蔵委員会の定例日は、原則として火、木、金の一週三日間開会することになりましたので、御了承いただきたいと存じます。

本日は、この程度にとどめ、次会は来たる五日午前十時三十分より開会することとし、これにて散会いたします。

午前十一時十三分散会

昭和三十四年二月六日印刷

昭和三十四年二月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局